

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	欧州地域外交				番号	④					
評価方式	総合・実績事業		政策目標の達成度合い		相当程度進展あり						
予算科目						予算額					
	会計	組織／勘定	項	事項	他に記載のある 個別票の番号	2年度 当初予算額		3年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	地域別外交費	経済協力にかかる欧州地域外交に必要な経費		110,700			108,000		
	一般	外務本省	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費		963,956			957,635		
	一般	在外公館	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費		533,078			542,009		
	小 計				一般会計	1,607,734			1,607,644		
						<	>	の内数	<	>	
					特別会計						
						<	>	の内数	<	>	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの											
		小 計				一般会計					
						<	>	の内数	<	>	
					特別会計						
						<	>	の内数	<	>	
合 計						一般会計	1,607,734		1,607,644		
						<	>	の内数	<	>	
					特別会計						
						<	>	の内数	<	>	

施策 I - 4 欧州地域外交

令和2年度政策評価書

(外務省1-I-4)

施策名(※)	欧州地域外交					
施策目標	<p>平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。 2 西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 3 中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 4 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。G7の連帯を重視しつつ、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、国際社会が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促す。 5 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,207	2,553	1,444	1,414
		補正予算(b)	0	0	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	1,207	2,553	1,444	/
執行額(百万円)	1,181	2,256	1,313	/		

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果(注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。																																																			
	測定指標の平成29・30・令和元年度目標の達成状況(注2)	<table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="384 1368 1390 1404"> 個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1404 544 1440"> *1-1 </td> <td data-bbox="544 1404 1390 1440"> 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 </td> <td data-bbox="1390 1404 1457 1440" style="text-align: center;"> a </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1440 544 1476"> 1-2 </td> <td data-bbox="544 1440 1390 1476"> 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化 </td> <td data-bbox="1390 1440 1457 1476" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1476 544 1512"> *1-3 </td> <td data-bbox="544 1476 1390 1512"> 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 </td> <td data-bbox="1390 1476 1457 1512" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1512 544 1547"> 1-4 </td> <td data-bbox="544 1512 1390 1547"> 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進 </td> <td data-bbox="1390 1512 1457 1547" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1547 544 1583"> 1-5 </td> <td data-bbox="544 1547 1390 1583"> 欧州地域との協議、対話等の進展 </td> <td data-bbox="1390 1547 1457 1583" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="384 1583 1390 1619"> 個別分野2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1619 544 1655"> *2-1 </td> <td data-bbox="544 1619 1390 1655"> 政府間対話の進展 </td> <td data-bbox="1390 1619 1457 1655" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1655 544 1736"> *2-2 </td> <td data-bbox="544 1655 1390 1736"> 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 </td> <td data-bbox="1390 1655 1457 1736" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1736 544 1771"> 2-3 </td> <td data-bbox="544 1736 1390 1771"> 民間の人的・知的交流の進展 </td> <td data-bbox="1390 1736 1457 1771" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1771 544 1807"> 2-4 </td> <td data-bbox="544 1771 1390 1807"> 西欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上) </td> <td data-bbox="1390 1771 1457 1807" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="384 1807 1390 1843"> 個別分野3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1843 544 1879"> *3-1 </td> <td data-bbox="544 1843 1390 1879"> 政府間対話の進展 </td> <td data-bbox="1390 1843 1457 1879" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1879 544 1960"> *3-2 </td> <td data-bbox="544 1879 1390 1960"> 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 </td> <td data-bbox="1390 1879 1457 1960" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1960 544 1995"> 3-3 </td> <td data-bbox="544 1960 1390 1995"> 民間の人的・知的交流の進展 </td> <td data-bbox="1390 1960 1457 1995" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1995 544 2031"> 3-4 </td> <td data-bbox="544 1995 1390 2031"> 中・東欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上) </td> <td data-bbox="1390 1995 1457 2031" style="text-align: center;"> b </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 2031 1390 2110"> 個別分野4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化			*1-1	欧州地域との政治的な対話・協力の進展	a	1-2	安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化	b	*1-3	欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展	b	1-4	欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進	b	1-5	欧州地域との協議、対話等の進展	b	個別分野2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進			*2-1	政府間対話の進展	b	*2-2	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	b	2-3	民間の人的・知的交流の進展	b	2-4	西欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)	b	個別分野3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進			*3-1	政府間対話の進展	b	*3-2	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	b	3-3	民間の人的・知的交流の進展	b	3-4	中・東欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)	b	個別分野4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展		
	個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化																																																					
	*1-1	欧州地域との政治的な対話・協力の進展	a																																																			
	1-2	安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化	b																																																			
	*1-3	欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展	b																																																			
	1-4	欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進	b																																																			
	1-5	欧州地域との協議、対話等の進展	b																																																			
	個別分野2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進																																																					
	*2-1	政府間対話の進展	b																																																			
	*2-2	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	b																																																			
	2-3	民間の人的・知的交流の進展	b																																																			
	2-4	西欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)	b																																																			
	個別分野3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進																																																					
	*3-1	政府間対話の進展	b																																																			
	*3-2	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	b																																																			
	3-3	民間の人的・知的交流の進展	b																																																			
	3-4	中・東欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)	b																																																			
	個別分野4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展																																																					

	* 4 - 1 政治対話の深化	b
	* 4 - 2 平和条約交渉	b
	* 4 - 3 貿易経済分野における協力	b
	4 - 4 国際社会における協力	b
	4 - 5 防衛・治安分野における関係の発展	b
	* 4 - 6 文化・国民間交流の進展	b
	個別分野 5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	
	* 5 - 1 各国との対話・交流等の進展	b
	* 5 - 2 「中央アジア+日本」対話の進展	b
	5 - 3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）	a

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の平成29・30・令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成29・30・令和元年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NATOとの関係では、サイバー分野、海洋安全保障分野での協力を深め、各種演習に参加するなど、日・NATOの広範な安全保障協力に着実な進展がみられる。 ・英国のEU離脱を見据え「日英共同ビジョン声明」を発出し、経済的パートナーシップの構築を含む経済関係や安全保障協力等幅広い分野での協力強化に一致したことは高く評価される。また英国のインド太平洋への関心を慫慂し、安全保障・防衛分野での協力を深めたことも重要な成果である。 ・ロシアとの幅広い分野における協力の推進では、首脳・外相会談が積極的に開催され、広範な政治・経済・防衛協力を進捗させたことは、日本外交の戦略基盤の強化に寄与した。他方で、日露平和条約交渉においては、北方領土交渉問題解決のための環境整備に資する事業は積極的に取り組んだものの、交渉自体の進捗はみられない。 ・EUとの関係は歴史的にみても最良の水準にあり、自己評価Aも十分に首肯しうる。 ・「基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する」目標は、他の地域における不安定要素に鑑みると確かに妥当なものであり、EPA・SPAなどの合意文書がもたらす潜在力を創造的に引き出していっそう具体化していくことが求められよう。 ・日欧政策対話をはじめ、知識人交流も充実してきており、欧州の知的土壌に照らしたとき、高い評価に値すると考える。 ・ロシアについては、首脳会談や外相会談、それらに伴う膨大な量の時間やエネルギーをかけた末、領土や平和条約交渉が進んでいない事実は、残念ながら認めざるを得ず、様々な周縁的施策の蓄積にもかかわらず、自己評価Bはやや甘い印象。
-----------------	---

担当部局名	欧州局	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----	----------	--------

個別分野 1 欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

- 1 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
- 2 安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
- 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
- 4 招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャンネルの人的関係を構築・強化し、欧州における対日理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）
- ・ 未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日）
第 2. II [3] (3) ii) ②ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築 ウ) 租税条約

測定指標 1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *

中期目標（一年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。特に、令和元年 10 月 31 日が期限となる英国の EU 離脱プロセスの進展を注視しつつ、我が国の立場を働きかける。

平成 29 年度目標

- 1 EU との関係では、関連省庁・部局と連携し、以下を実施する。
 - (1) 日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。英国の EU 離脱に関し我が国の立場や要望事項（離脱における予見可能性・透明性の担保）を EU 側にも働きかける。
 - (2) 日 EU・EPA の大枠合意に向けた交渉と並行して、日 EU 戦略的パートナーシップ協定（SPA）交渉の早期妥結に向け、上記（1）での政治対話の場で大枠合意できるよう、実務者会合にて協議を重ね、残る論点について進展を図る。開発協力における日 EU 連携、EU の CSDP（共通安全保障防衛政策）との連携強化等の具体的な協力が進展するよう努める。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 第 13 回外相会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力等を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために、引き続き積極的に関与していく。
- 3 アジアで唯一のオブザーバー国として欧州評議会（CoE）の各種会合への参加や財政支援により日 CoE 関係の強化を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

1 EU との関係

- (1) EU との関係では、第 24 回日 EU 定期首脳協議（7 月）を含め、首脳会談を 2 回（右に加え 5 月の G7 タオルミーナ・サミット）、外相会談を 2 回（4 月及び 9 月）実施し、このほかにも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。これらの会談の中で、アジア及び欧州等における地域情勢、グローバルな課題への対応につき緊密な意見交換を行った。英国の EU 離脱に関しては、国際社会の平和と安定、世界経済、企業活動等に様々な影響が生じ得ることを踏まえ、透明性及び予見可能性に配慮するよう要請した。さらに、9 月には、北朝鮮の核実験を受け、日 EU 外相電話会談を行い、北朝鮮問題に関して日 EU で緊密に連携していくことで一致した。
- (2) 日 EU・EPA 及び SPA について、7 月の第 24 回日 EU 定期首脳協議の際に大枠合意し、EPA 交渉については 12 月、SPA 交渉については平成 30 年 2 月に合意した。

2 アジア・欧州間の対話・協力

平成 29 年度は、11 月に実施された ASEM 第 13 回外相会合及びその準備会合である計 3 回の高級実務者会合が開催され、外相会合には中根外務副大臣が出席した。今次 ASEM 外相会合ではアジアと欧州の連結性が大きなテーマとなり、日本政府は、連結性に係る作業部会のアジア側共同議長を中国と共に務めた。また、アジア欧州財団のインフルエンザ対策事業の枠組みにおいて、平成 29 年度中に韓国（6 月）及びベトナム（9 月）でリスク・コミュニケーションに係るセミナーを共催したほか、ジャカルタでは観光に関するセミナーを共催し、インフラ面での議論のみならず人的交流面

や危機管理面でも ASEM の連結性に係る議論に貢献した。また、安全保障面においても、厳しさを増すアジアの安全保障環境を踏まえ、ASEM における北朝鮮等の重大な地域情勢に関する議論を主導した。

3 CoE との関係

CoE との関係では、ウクライナ国内避難民 (IDP) 支援のためのサマースクール (8 月、於：同国西部)、IDP 支援国際フォーラム (10 月、於：キエフ)、及び外国から資金提供を受ける NGO 等組織に関する国際基準策定について議論するラウンドテーブル (10 月、於：ヴェネツィア) に対し財政支援を行った。

平成 30 年度目標

1 EU との関係では、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。

(1) 日 EU 首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。英国の EU 離脱に関し、我が国の立場を適切な形で英、EU 双方に働きかける。

(2) 日 EU・SPA の早期署名・締結に向け、事務レベルでの調整を行う。開発、安全保障等の分野において具体的な協力が進展するよう努める。

2 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 第 12 回首脳会合等への参加、アジア欧州財団 (ASEF) との継続的な協力等を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在 ASEM において課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

1 EU との関係

(1) 安倍総理大臣は、7 月の定期首脳協議のほか、10 月のブリュッセル (ベルギー) における第 12 回 ASEM 首脳会合、11 月のブエノスアイレス (アルゼンチン) における G20 サミットの機会に、日 EU 首脳会談を行い、日 EU 関係、英国の EU 離脱及び世界経済・貿易等につき意見交換を行った。英国の EU 離脱については、EU 側に対し日系企業や世界経済に与える悪影響が最小限となるよう、プロセスの透明性、予見可能性、及び移行期間の設置による法的安定性の確保を一貫して求めた。このほか、外相間でも緊密な対話が行われ、4 月のシリア及び地域の将来の支援に関するブリュッセル会合、8 月の ASEAN 関連外相会議の機会に日 EU 外相会談を実施したほか、計 3 回の電話会談を実施した。

(2) 日 EU・EPA は、平成 30 年中に日 EU 間で国内手続完了の相互通告が行われ、平成 31 年 2 月 1 日、発効した。また、外交・安全保障分野を含む幅広い分野の協力関係強化の法的枠組みである SPA についても同日、暫定的適用が始まり、平成 31 年 3 月 25 日に第 1 回合同委員会が開催され、持続可能な連結性及び質の高いインフラ、地球規模課題といった優先事項や、データ・セキュリティ等のデジタル経済に関する課題や安全保障政策における協力強化に向けた協議が行われた。

2 アジア・欧州間対話 (ASEM)

10 月、ブリュッセル (ベルギー) において、第 12 回首脳会合が開催され、日本からは、安倍総理大臣が出席した。日本が各国と連携して議論をリードした結果、首脳会合で発出された議長声明では、海洋安全保障について国際法に従った紛争の平和的解決の重要性等に言及するとともに、北朝鮮に対し、核及びその他の大量破壊兵器、弾道ミサイル及び関連する計画と施設の、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄 (CVID) を求め、首脳間で安保理決議の完全な履行を通じた包括的な問題解決にコミットするなど力強いメッセージが盛り込まれた。また拉致問題については前回の首脳・外相会合に続き明示的に議長声明に言及された。また日本は、インドネシアとの共催によるジャカルタにおける観光シンポジウムの実施 (平成 31 年 2 月) やアジア欧州財団 (ASEF) への拠出金の支出等を通じて、東京にてユニバーサルヘルスカバレッジ (UHC) の枠組みで薬剤耐性菌 (AMR) 対策を扱うセミナー (5 月) を実施するなど、ASEM の活動に貢献した。

令和元年度目標

1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。

(1) 日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。

(2) 日 EU・SPA の下で、安保理を含む国連の改革や、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進するとともに、安全保障分野における協力をする。

2 アジア・欧州間の対話・協力においては第 14 回 ASEM 外相会合等への参加、アジア欧州財団 (ASEF)

との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在 ASEM において課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

1 EU との関係

安倍総理大臣は、4月の定期首脳協議のほか、9月のニューヨーク（米国）における国連総会及び同月のブリュッセル（ベルギー）における「欧州連結性フォーラム」の機会に日 EU 首脳会談を行い、日 EU 関係、G20 大阪サミットに向けた連携、WTO 改革、英国の EU 離脱、世界経済・貿易につき意見交換を行った。英国の EU 離脱については、EU 側に対し日系企業や世界経済に与える悪影響が最小限となるよう、プロセスの透明性、予見可能性、及び移行期間の設置による法的安定性の確保を一貫して求めた。また、ユンカー前欧州委員会委員長が主催する「欧州連結性フォーラム」に登壇し、戦略的パートナーシップ協定（SPA）を基礎として、連結性、質の高いインフラ等における日 EU 間協力の促進について基調講演を行い、ユンカー前委員長とともに、「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナーシップ」文書に署名した。このほか、外相間でも緊密な対話が行われ、4月の G7 外相会合、10月の即位の礼正殿の儀、ASEM 外相会合の機会に日 EU 外相会談を実施した。

2 アジア・欧州間対話（ASEM）

12月、マドリード（スペイン）において、第14回 ASEM 外相会合が開催され、日本からは、茂木外務大臣が出席した。外相会合で発出された議長声明には、海洋安全保障に関連し、懸念を表明し、不安定化させ緊張を高める行動をとらないよう促し、北朝鮮に対しては、核及びその他の大量破壊兵器、弾道ミサイル及び関連する計画の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄を要求し、北朝鮮に関する国際安保理決議の完全な履行に対する支持を確認するなど力強いメッセージが盛り込まれた。また、拉致問題については、これまでの首脳・外相会合に続き明示的に議長声明に言及された。さらに、文化・社会面においては、タイとの共催によるバンコクにおける公衆衛生緊急事態のリスク・コミュニケーションに関するハイレベル会合（9月）、アジア欧州財団（ASEF）や上智大学との共催によるクラスルーム・ネットワークの実施（11月）、ASEF への拠出金支出を通じて模擬 ASEM の実施に寄与するなど、ASEM の活動に貢献した。

3 CoE との関係

CoE との関係では、サイバー犯罪条約（ブダペスト条約）の普及やサイバー犯罪に対処するための国際協力促進を目的としたオクトパス会合 2019（11月、於：ストラスブール（フランス））に対し財政支援を行った。また、同評議会が主催する、民主的ガバナンスに関する対話を目的とした世界民主主義フォーラム（11月、同地）における登壇者を派遣した。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況： a

測定指標 1－2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

中期目標（一年度）

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、国際社会における法の支配を促進するため、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、NATO 及び OSCE との関係を更に強化する。

平成 29 年度目標

1 NATO

(1) 日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア ジェンダーの分野における協力

NATO 本部への要員派遣の継続

イ 新規安全保障課題の分野における協力

サイバー演習への本参加、サイバー分野における協力強化

ウ 海洋安全保障の分野における協力

NATO 海上司令部（MARCOM）への連絡官派遣の実現

エ NATO の各種演習への参加

(2) アジアの安保情勢がますます深刻化する中で、アジアにおけるさらなる NATO のプレゼンス強化を図るため、ハイレベルの要人訪日等を実現する。

(3) NATO 幹部の招へい等を行い、知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

2 OSCE

- (1) OSCE 特別監視団 (SMM) への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。
- (2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 NATO

(1) 日 NATO 協力

ア ジェンダーの分野における協力

5月末に NATO 本部で行われた NATO ジェンダー視点委員会年次会合に参加し、各国代表と同分野に係る意見交換を実施した。また、7月から NATO 本部に二代目となる女性自衛官を派遣し、同分野への貢献を継続している。

イ 新規安全保障課題の分野における協力

エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター (CCDCOE) への我が国の参加意向表明等、サイバー分野における日 NATO 協力を強化している。

ウ 海洋安全保障の分野における協力

英国にある NATO 海上司令部 (MARCOM) への連絡官派遣の意向を表明するとともに、同分野の協力の進展につき事務レベルの議論を継続した。

エ NATO の各種演習への参加

9月にボスニア・ヘルツェゴビナで実施された人道支援・災害救援の演習に、日本からオブザーバー参加し、同分野での協力を進めた。

(2) ハイレベル要人訪日

7月に安倍総理大臣が NATO 本部を訪問、10月にはストルテンベルグ NATO 事務総長が訪日し、安倍総理大臣及び河野外務大臣等と会談するなど、ハイレベルによる対話が続いた。NATO 事務総長訪日の際には、日 NATO 間で、北朝鮮の核・弾道ミサイル計画を放棄するよう決定的な圧力を加えるための更なる努力を行うこと及び拉致問題の解決を要求し、南シナ海・東シナ海の状況を懸念する内容の共同プレス声明を発出した。

(3) 人的交流の深化

5月には、東京において日 NATO 高級事務レベル協議を開催し、日欧の安全保障政策等に関する意見交換を行ったほか、6月にメルシエ変革連合軍最高司令官が岸外務副大臣を表敬し、日 NATO 間の連携強化及びアジアの地域情勢等について意見交換を行った。

2 OSCE

(1) 日 OSCE 関係の推進

4月から OSCE 特別監視団 (SMM) (於：ウクライナ) に二代目の専門家として報告官 (ウクライナ東部情勢の分析及び報告) を派遣するとともに、4月のアルメニア議会選挙、6月のアルバニア議会選挙及び10月のキルギス大統領選挙のための OSCE 選挙監視団に要員をそれぞれ派遣し、OSCE の活動に対する日本の貢献を示した。12月にはウィーン (オーストリア) で開催された第24回 OSCE 外相理事会に中根外務副大臣が出席し、欧米各国の外相級が集まる中、自由で開かれたインド太平洋戦略、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題、ウクライナ情勢、法の支配の貫徹等について発言し、最も歴史あるパートナー国として、OSCE 及び加盟国と共に国際社会の平和と安定に向け取り組む決意を表明し、日本の存在感を示した。平成30年2月には、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて OSCE 事務局本部を訪問し、グレミングーOSCE 事務総長より日本の人的・財政的貢献は OSCE に対する重要な貢献となっており、中央アジアやウクライナ等の安定に寄与しているとの認識が示された。

(2) 国際社会の平和と安定への貢献

平成29年度は OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の国境管理等のプロジェクトに拠出し、同地域の平和及び安定に貢献している。

平成30年度目標

1 NATO

(1) 日 NATO 協力の前提となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) を改定するとともに、IPCP に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア サイバー分野における協力

イ 海洋安全保障分野における協力

ウ NATO の各種演習への参加

(2) NATO 日本政府代表部を開設し、日 NATO 関係を更に強化する。

(3) 知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

2 OSCE

(1) OSCE 特別監視団 (SMM) への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。

(2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 NATO

(1) 5月、日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) を改定し、以下の内容を含む優先分野を定めて日 NATO 協力を推進した。

ア エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター (CCDCOE) へ我が国から職員を派遣し、サイバー分野における日 NATO 協力を強化した。

イ 英国にある NATO 海上司令部 (MARCOM) への連絡官派遣の手続きを進め、海洋安全保障分野の協力の一環として、8月に海上自衛隊の練習艦と NATO 常設海上部隊との親善訓練等を実施した。

ウ 11月にエストニアで実施された NATO のサイバーの演習にパートナー国として参加した。

(2) 7月、ブリュッセル (ベルギー) に NATO 日本政府代表部を開設し、NATO との協力関係をより円滑にするための体制を整えた。

(3) 大量破壊兵器 (WMD) やジェンダー分野の会合に有識者等を派遣し、知見の共有を図った。

(4) 7月、藺浦総理大臣補佐官が NATO 本部を訪問し、ハイレベルの対話を実施した。

2 OSCE

(1) 平成 29 年 4 月から専門家を派遣しているウクライナの OSCE 特別監視団 (SMM) に二代目としてウクライナ東部情勢の分析及び報告を担う報告官を派遣するとともに、10月のボスニア・ヘルツェゴビナ国政選挙、10月のジョージア大統領選挙、12月のアルメニア大統領選挙及び平成 31 年 2 月のモルドバ議会選挙のそれぞれに、OSCE 選挙監視団要員を派遣して OSCE の活動に貢献した。12月にはミラノ (イタリア) で開催された第 25 回 OSCE 外相理事会に阿部外務副大臣が出席し、欧米各国の外相級が集まる中、「自由で開かれたインド太平洋」、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題、ウクライナ情勢、法の支配の貫徹等について発言し、最も歴史あるパートナー国として、OSCE 及び加盟国と共に国際社会の平和と安定に向け取り組む決意を表明し、日本の存在感を示した。

(2) テロリスト等の不法移動や違法物質の流入、人身売買などの防止といった人道に対する脅威の低減策を通じて中央アジア・コーカサス地域の平和と安定に寄与するための厳格な国境管理体制を担う人材育成を目的に OSCE が運営するタジキスタンの国境管理スタッフカレッジに補正予算から 9,000 万円を拠出した。

令和元年度目標

1 NATO

(1) 日 NATO 協力の前提となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。

ア サイバー分野における協力

イ 海洋安全保障分野における協力

ウ NATO の各種演習への参加

(2) 知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

2 OSCE

(1) アジアパートナー国として、各種会合に出席 (一部は主催) する。

(2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 NATO

(1) 日 NATO 協力

ア サイバー分野における協力

エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター (CCDCOE) への防衛省職員の派遣を通じた協力を進めるとともに、12月に NATO サイバー演習 (Cyber Coalition 2019) に初めて本参加する等、サイバー分野での日 NATO 協力を強化している。

イ 海洋安全保障分野における協力

6月、英国にある NATO 海上司令部 (MARCOM) へ連絡官を派遣し、日 NATO 間の協力体制の強化を図った。

ウ NATO の各種演習への参加

4月、NATO サイバー防衛演習 (Locked Shields) のオブザーバー参加、及び12月、NATO サイバー演習に初めて本参加し、同分野での協力を進めた。

(2) 日 NATO 間の人的交流

6月、英国にある NATO 海上司令部への連絡官派遣を通じた海洋安全保障分野での交流を深化させるとともに、WMD 関連の会議及びジェンダー関連の会議への出席を通じた同分野の交流を実施した。

2 OSCE

(1) 各種会合への出席 (一部主催)

ア 9月、アジア共催会議を東京で開催し、OSCE 加盟国及びアジアパートナー国での共通の関心事項であるサイバーセキュリティについて意見交換を実施した。

イ 12月、OSCE 外相理事会 (於：スロバキア) に中谷外務大臣政務官が出席し、アジア及び欧州の両地域の相互依存性の高まりを指摘し、日本の OSCE の貢献を説明するとともに、両地域の共通の課題である「法の支配」「基本的原則の実現」「連結性の強化 (質の高いインフラの促進含む)」及び「海洋安全保障の強化の重要性」について言及した。

(2) 国際社会の平和と安定への貢献

令和元年度は OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の国境管理プロジェクトに拠出し、同地域の平和及び安定に貢献している。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標 1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 *

中期目標 (一年度)

欧州各国との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

平成 29 年度目標

- 1 社会保障協定については、ルクセンブルク及びイタリアとの協定の早期発効に向け、締結手続を進める。チェコ (改正) 及びスロバキアについては、早期に国会承認を得、発効に向けて当局間協議等を進める。また、スウェーデン及びフィンランドとの間で交渉会合を実施し、早期妥結を目指す。
- 2 租税条約 (協定) については、スロベニア、ベルギー (改正)、ラトビア及びオーストリア (改正) について、発効に向けての手続を速やかに進める。また、リトアニアについて早期の署名を目指す。エストニア、デンマーク (改正)、スペイン (改正) 及びアイスランドについても交渉を進め、早期の妥結及び署名を目指す。
- 3 乗客予約記録 (PNR) 協定については、早期の法的枠組みの構築を目指し、EU 及びスイスとの間で協議を進める。
- 4 航空協定については、スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、国土交通省と連携しつつ、早期改正を目指す。また、クロアチア、チェコ及びルクセンブルクとの航空協定については、正式交渉の開始も視野に入れつつ、航空当局間の非公式協議の促進を側面的に支援する。

施策の進捗状況・実績

1 社会保障協定

7月に日フィンランド社会保障協定第1回政府間交渉、10月に日スウェーデン社会保障協定第3回政府間交渉を実施し、大きな進展が見られた。8月1日、日ルクセンブルク社会保障協定が発効し、日チェコ社会保障協定改正議定書についても、発効に向けた準備が進んでいる。イタリア及びスロバキアとは、協定の早期発効に向けて当局間での調整が進んでいる。

2 租税条約 (協定)

目標に挙げていた交渉のうち、5月に、エストニア、デンマーク (改正)、アイスランド、平成 30 年 2 月にスペイン (改正) について妥結したのに加え、平成 30 年 3 月にクロアチアとの租税条約交渉も妥結した。エストニア (8 月)、デンマーク (10 月)、アイスランド (平成 30 年 1 月) については署名を経て、7月に署名したリトアニア租税条約と併せて、平成 30 年通常国会に提出した。ラトビア、スロベニアについてはそれぞれ 7 月と 8 月に発効した。ベルギー、オーストリアについては所要の国内手続を了し、相手国の国内手続中である。

3 PNR 情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。スイスについては同国の立場が留保されていたため進展は見られなかった。

4 航空協定

スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に関し、ポーランドとは調整を進め、スペインとは内容面で合意に至った。また、クロアチア及びチェコとの航空協定については、第1回正式交渉の開催に向け、6月にそれぞれ当局間非公式協議を実施した。ルクセンブルクとの航空協定については、6月に第2回、10月に第3回非公式協議を開催し、10月に当局間での取決めを更新するに至った。

5 航空安全協定 (BASA)

EU との間の航空安全協定 (BASA) については、7月にブリュッセルでの非公式協議を経て、11月に第1回政府間交渉を東京にて、平成30年1月に第2回政府間交渉をブリュッセルにて開催した。

平成30年度目標

1 社会保障協定

- (1) 既に交渉を開始しているスウェーデン及びフィンランドとの交渉妥結を目指す。
- (2) 国会で承認済のチェコ (改正)、スロバキア、イタリアとの協定発効に向けた調整を行う。

2 租税条約 (協定)

- (1) 交渉が妥結しているスペイン (改正) 及びクロアチアとの条約の署名準備を進める。
- (2) 国会に提出したリトアニア、エストニア、デンマーク (改正) 及びアイスランドとの条約の早期発効を目指す。
- (3) 我が方での国内手続が完了したベルギー及びオーストリア (いずれも改正) との条約発効に向け、先方の国内手続を促すべく先方政府と調整する。

3 乗客予約記録 (PNR) については、PNR 情報の活用に係る欧州各国との協力について議論を進める。

4 航空協定については、スペインとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続を進める。ポーランドとの航空協定の付表の改正については、ポーランドと連携しつつ、引き続き早期改正を目指す。また、クロアチア及びチェコとの航空協定については、締結に向けた正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。

5 EU との間の航空安全協定 (BASA) については、交渉を進展させ早期の実質合意を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 社会保障協定

- (1) 4月に日スウェーデン社会保障協定の第4回政府間交渉を実施し、実質合意に至った。また、11月に日フィンランド社会保障協定の第2回政府間交渉を実施した。
- (2) 日チェコ社会保障協定改正議定書が8月に発効した。スロバキア及びイタリアとの社会保障協定については、早期発効に向けた調整及び協議を継続した。

2 租税条約 (協定)

- (1) 10月に日スペイン租税条約 (改正) 及び日クロアチア租税協定の署名を行い、平成31年1月通常国会に提出した。
- (2) 及び (3) 8月にリトアニア、9月にエストニア、10月にオーストリア (改正) 及びアイスランド、12月にデンマーク (改正)、平成31年1月にベルギー (改正) との租税条約を発効させた。

3 PNR 情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。スイスについては同国の立場が留保されていたため進展は見られなかった。

4 航空協定

スペイン及びポーランドとの航空協定の付表の改正に関し、ポーランドとは内容面で合意に至り、スペインとは10月の安倍総理大臣のスペイン訪問時に、署名を行い改正が実現した。また、新規航空協定の締結に向け、11月にクロアチアとの間で第1回正式交渉を実施し、チェコとの間では緊密に連携しつつ調整を進めた。

5 EU との間の航空安全協定 (BASA) については、4月に第3回、6月に第4回、9月に第5回、12月に第6回の政府間交渉を実施した。

令和元年度目標

1 社会保障協定

- (1) フィンランドとの社会保障協定について実質合意し、令和元年度中の署名と国会提出を目指す。実質合意済のスウェーデンとの協定については、早期に署名を行い、国会提出に向けた準備を進める。

- (2) スロバキア及びイタリアとの協定について早期発効を目指す。オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。

- 2 租税条約（協定）については、国会に提出したクロアチアとの協定及びスペインとの条約（改正）の早期発効を目指す。
- 3 PNRについては、EUとの協力について議論を進める。
- 4 航空協定については、ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを進める。また、新規航空協定の締結に向け、クロアチアとは早期妥結を目指し、チェコとは正式交渉の早期開催に向け調整を進める。
- 5 日EU航空安全協定（BASA）については、交渉の早期妥結を目指して議論を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 社会保障協定
 - (1) スウェーデン及びフィンランドとの協定について、令和元年度中に署名及び国会提出を完了した。
 - (2) スロバキアとの協定は7月に発効した。イタリアとの協定については、早期発効を目指し、イタリア側と必要な調整を継続した。
 - (3) オーストリアとは、正式交渉の早期開催に向けた調整を進めた。
- 2 租税条約（協定）
 - (1) クロアチアとの協定及びスペインとの条約について、それぞれ5月に国会承認を得て、クロアチアとの協定は9月に発効した。
 - (2) 5月にギリシャ及びフィンランド、11月にセルビアとの間で政府間交渉を開始し、セルビアとの間では同月に実質合意に至った。
- 3 PNRについては、これまでの働きかけの結果、EU側において、我が国との間でPNRに係る協定の交渉を行う権限を欧州委員会に付与することが勧告された。
- 4 航空協定については、7月にクロアチア及びチェコとの間で政府間交渉を実施した。
- 5 日EU航空安全協定（BASA）については、4月に開催された第七回政府間交渉会合の後、必要な調整を経て、7月に実質合意に至った。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標 1－4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標（一年度）

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、多様なチャンネルでの関係構築・強化を図る。

平成 29 年度目標

- 1 招へい
 - (1) 政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいを通じ、対日理解を促進させる。
 - (2) 「MIRAI」プログラム（注）の実施により、欧州等各国から将来有望な学生を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。
 （注）外務省が推進する対日理解促進交流プログラムの一環として欧州各国から訪日招へいするもの。平成 27 年 12 月が初めての実施となり、被招へい者は訪日中及び訪日後に本プログラムでの経験について SNS 等を通じ対外発信することが期待されている。
- 2 派遣

日本人有識者の欧州派遣を通じ、派遣国の対日理解を促進するとともに、被派遣者の欧州に対する見識を深める。その際、事前広報に一層力を入れ、より多くの聴衆の参加を得られるよう努める。
- 3 シンポジウム等の開催

欧州全体への影響力を有する各国の主要シンクタンク等との連携によるシンポジウム・セミナー等の実施を通して、日本の政策・立場を発信し、日欧間の相互理解の基盤を構築するとともに、我が国の対欧州政策推進に資する機会とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 招へい
 - (1) 招へい

政府関係者、有識者及びメディア関係者等、計 70 名を招へいし、日本の政府関係者や有識者等と

の意見交換を通じた対日理解を促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。

(2) 「MIRAI」プログラム

10月及び12月に欧州各国から計165名の大学生・大学院生を、平成30年3月に20名の若手社会人を招へいし、有識者による講義、日本人学生との交流、企業訪問や行政官との意見交換等を実施した。また、参加者は都内視察のほか、広島や京都において歴史的・文化的施設を訪問し、対日理解促進及び知日派・親日派育成に貢献した。

2 派遣

6名の日本人有識者を講師として、世界的に発信力の高い英仏独を中心とする欧州諸国に派遣した。39回の講演会に加え、個別の面談などにより、国際秩序、法の支配、日米欧協力、東アジア情勢、アベノミクス等について、日本の政策、取組や貢献、また地域情勢に係る日本の見解等を発信し、欧州での理解を促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。また、講演会への参加者を確保するために、早めの広報媒体の準備及び広報を行うべく、講師及び講演先に協力を求めてきたこともあり、全体で1,500人以上の聴衆（前年度は同1,400人以上）に直接発信することができた。

3 シンポジウム等

欧州では各国のシンクタンク等と協力しながら法の支配に基づく国際秩序などをテーマに23件のセミナー等、また日本国内においては、「不確実性」時代における国際秩序と日欧協力をテーマとする日欧有識者によるシンポジウム等を実施した。政府関係者及び我が国及び各国有識者からこれらの課題に対する日本の立場や問題意識に関する発信を行い、基本的価値を共有する日欧が安全保障や法の支配などの観点から協力していくことの重要性について、欧州政策コミュニティの認識を促すことができた。

平成30年度目標

1 招へい

(1) 欧州の有識者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

(2) 「MIRAI」プログラムの実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序等）に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

1 招へい

(1) 閣僚級招へい等

政府関係者、有識者及びメディア関係者等、計60名を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換を通じた対日理解を促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。

(2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」（注：平成30年度実施に際し呼称を「MIRAI」プログラムから変更）

欧州各国から計179名の大学生・大学院生及び実務者を5グループに分けて招へいした。参加者は、有識者による講義、日本人学生との交流、企業訪問や行政機関職員との意見交換、都内視察、愛知や静岡でのホームステイ、広島・京都訪問等、様々な形で日本の政治、経済、産業、社会、文化に直接触れる機会を得た。

2 派遣

5名の日本人有識者を、世界的に発信力の高い英仏独を含む欧州諸国に講師として派遣した。24回の講演会に加え、個別の面談などにより、国際秩序、法の支配、日欧協力（日EU・EPA及び連結

性)、東アジア情勢等の時宜を得たテーマについて、日本の政策、取組や貢献、また地域情勢に係る日本の見解等を発信し、欧州での理解を効果的に促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。また、適切な事前広報の結果、講演会等には全体で約1,400名の聴衆を動員することができた。

3 セミナー等の開催

欧州では各国のシンクタンク等と協力しながら、法の支配に基づく国際秩序、日欧協力、地球規模的な課題等をテーマに23件のセミナー等、また日本国内においては、ASEM 持続可能な連結性／質の高いインフラセミナーを、欧州及びアジアからの参加者8名を得て実施した。これらの機会に政府関係者及び我が国及び各国有識者からこれらの課題に対する我が国の立場や問題意識に関する発信を行い、法の支配、安全保障及び自由貿易等の観点から基本的価値を共有する日欧が協力していくことの重要性について、欧州政策コミュニティの認識を促した。

令和元年度目標

1 招へい

(1) 欧州の有識者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

(2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

G20等の令和元年度の日本の主要外交機会も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック(法の支配、国際秩序、自由貿易の促進等)に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

1 招へい

(1) 閣僚級招へい等

政府関係者、有識者及びメディア関係者等、計3名を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーを通じた対日理解を促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。

(2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」

欧州各国から計155名の大学生・大学院生及び実務者を5グループに分けて招へいした。参加者は、有識者による講義、日本人学生との交流、企業訪問や行政機関職員との意見交換、都内視察、ホームステイ、広島・京都訪問等、様々な形で日本の政治、安全保障、経済、ビジネス、科学技術、教育、文化等幅広い分野に直接触れる機会を得た。

2 派遣

5名の日本人有識者を、世界的に発信力の高い英仏独を含む欧州諸国に講師として派遣した。30回の講演会に加え、個別の面談などにより、国際秩序、法の支配、東アジアの安全保障情勢、高齢化社会と科学技術、自由貿易、日欧経済関係(日EU・EPA)等の時宜を得たテーマについて、日本の政策、取組や貢献、また日本の見解等を発信し、欧州での理解を効果的に促すとともに、日欧の関係者間の人脈構築を後押しした。また、適切な事前広報の結果、講演会等には全体で1,268名の聴衆を動員することができた。

3 セミナー等の開催

欧州では各国のシンクタンク等と協力しながら、法の支配に基づく国際秩序、サイバー等の新領域を含む日欧協力、地球規模的な課題等をテーマに21件のセミナー等、また日本国内においては、日欧政策対話を、欧州からの有識者3名を得て実施した。これらの機会に政府関係者及び我が国及び各国有識者からこれらの課題に対する我が国の立場や問題意識に関する発信を行い、法の支配、安全保障及び自由貿易等の観点から基本的価値を共有する日欧が協力していくことの重要性につい

て、欧州政策コミュニティの認識を促した。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標 1－5 欧州地域との協議、対話等の進展								
①政治・安保分野における協議・対話の実施回数（日本側・欧州側共に政務官レベル以上） ②セミナー等の開催回数（日本外務省主催、拠出事業）	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29・30・令和元年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	① 9 ②16	①10 ②24	① 7 ②20	①10 ②24	① 8 ②20	① 8 ②22	b

評価結果（個別分野 1）

施策の分析

【測定指標 1－1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *】

EU は我が国と基本的価値・原則を共有し、我が国が地球規模の諸課題に取り組む上で緊密かつ良好な関係を維持、発展させることが必須な外交上の重要なパートナーである。このため、3回にわたる首脳会談、3回の外相会談、事務レベルを含む政治対話を間断なく実施したほか、ASEM での積極的な関与を通じた欧州・アジア間の協力促進を含む日欧間の協力関係促進に貢献することができた。特に、平成 31 年 2 月に日 EU・EPA が発効したのに加え、同時期に暫定的適用が始まった外交・安全保障分野を含む幅広い分野の協力関係強化の法的枠組みである戦略的パートナーシップ協定（SPA）を基礎とした様々な協力も進み、日 EU 関係の一層の深化が進んだ。（平成 29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

【測定指標 1－2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化】

(1) 日 NATO 関係について、平成 29 年度にストルテンベルグ NATO 事務総長訪日の機会を捉え、安倍総理大臣及び河野外務大臣との対話を実施。また、令和元年度は、中谷外務大臣政務官とジョアナ NATO 事務次長との会談を実施し、双方の安全保障環境について意見交換を実施したことは、厳しいアジア太平洋の安全保障環境に対する NATO の関与を高める観点から大きな意義があった。また、NATO 本部への 3 代目となる女性自衛官の派遣、CCDCOE への防衛省職員派遣、及び MARCOM への連絡官派遣を通じて、日 NATO 協力を推進したことは、日 NATO 関係の更なる強化を図る上で非常に有益であった。（平成 29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

(2) 日 OSCE 関係について、OSCE 選挙監視団への要員派遣、外相理事会への出席（平成 29 年度：中根外務副大臣、平成 30 年度：阿部外務副大臣、令和元年度：中谷外務大臣政務官）及び令和元年 9 月には、5 年ぶりとなる東京での OSCE アジア共催会議の開催を通じて、日 OSCE 関係の推進及び OSCE を通じた欧州等における我が国のプレゼンス向上に寄与した。（平成 29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

【測定指標 1－3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 *】

EU 及び欧州各国との間で社会保障協定、租税条約及び航空協定等の国際約束を締結・改正することにより、法的枠組みの整備が着実に進展し、欧州地域との人的・経済的交流の促進を含む関係強化がより一層進展した。（平成 29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

【測定指標 1－4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進】

派遣事業や招へい事業とともに、セミナーなどの開催を通して、欧州の政策コミュニティとの人脈を構築・強化するとともに、国際秩序、法の支配やアベノミクスなどに関する日本の立場や考え方、緊迫度を増すアジア情勢、さらには日欧連携の重要性についての理解を促すことができた。

講師派遣においては、法の支配、安全保障といったテーマに加え、令和元年 6 月の G20 大阪サミット関連テーマの発信の観点から、高齢化と科学技術（Society5.0）をテーマとする派遣を行うなど、時宜を得たテーマ設定を行い、多くの聴衆を集めることができた。

セミナー実施においては、欧州主要国の主要シンクタンクとの協力を継続する一方で、EU 議長国のクロアチア、V4（ヴィシエグラード4か国、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー）議長国のチェコでセミナーを実施するなど、欧州全域において効果的にセミナーを実施できた。各セミナーのテーマについても、日 EU 間の重要議題である日 EU・EPA 及び SPA、連結性等を含め、現下の情勢を踏まえた効果的なテーマ設定を行うことができた。また、令和2年3月に東京で日欧政策対話を、欧州からの有識者3名を得て実施した際には、各有識者にインタビューを行い、HP で公表するなど、招聘の効果を最大限高めるべく努めた。

なお、令和元年度末には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、当初予定されていたセミナーのうちの3件を実施することができなかった。他方、同時期に予定されていた他の複数のセミナーは、セミナーの規模の縮小、登壇者のテレビ電話での参加等の工夫・努力を行うことで実現した。（平成29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

【測定指標 1－5 欧州地域との協議、対話等の進展】

政治・安保分野における協議・対話を通じて、欧州の各国・地域・機関に対してより多層的なアプローチや協力を進め、基本的価値を共有する欧州地域と幅広い分野において協力を深化できた。

セミナー等の開催については、欧州各国の主要シンクタンク等との連携を通して、欧州地域との対話を進展させることができた。（平成29・30・令和元年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

欧州は、我が国と自由、人権、民主主義、法の支配といった基本的価値を有しており、欧州諸国及び EU、NATO、OSCE、CoE 等の諸機関と我が国は、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たすパートナーである。

我が国と欧州は、これまで幅広い分野において相互の政治対話を発展させ、定期首脳協議、閣僚レベル及び実務者レベルの協議の定期的な開催を通じ、広範な問題を話し合ってきた。また、経済分野においては、結び付きを拡大させ、多角的貿易システムを強化するとともに、投資及び貿易に関する建設的な対話を追求するために緊密に協力してきた。さらに、地球規模の問題に対処するために協力しており、相互に相手方の地域に積極的に関与してきた。こうした相互の連携は、政治協力、貿易・投資交流、ビジネス上の協力、更に日・EU 加盟国間の交流や往来の顕著な増加等、あらゆる分野において発展してきた。欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、政治対話の実施、各種法的枠組みの構築、知的交流等を通じた、総合的な関係強化のための施策を継続していくことが必要不可欠である。英国の EU 離脱が実現したが、引き続き EU がグローバル・パワーとして国際社会に貢献し、また、世界経済への悪影響を最小化するべきとの立場を伝達していくことも重要である。上述のとおり、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化するとした施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1－1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。

1－2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

(1) 日 NATO 関係

近年、特に協力が進展しているサイバー及び海洋安全保障分野における協力を深化するとともに、双方の安全保障環境等に関する対話の機会を設け、より戦略的な関係を強化する。

(2) 日 OSCE 関係

OSCE の主催する理事会及び会合の機会を捉えた、OSCE 及び加盟各国等との対話を通じ、関係を強化する。また、OSCE への拠出を通じ、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

1－3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 *

欧州各国・機関との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

1-4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

講師派遣については、新型コロナウイルスをめぐる状況が沈静化しなければ実施できない状況にあるが、沈静化の後には様々な外交課題の発信が重要となるため、講師派遣が可能な状況になり次第、速やかに実施できるように案件の準備を進める。

セミナーについても、上記と同様の状況にあるが、電話会議方式等の技術を活用する形を含め、早期に実施できるよう準備を行っていく。テーマにおいても、公衆衛生、新型コロナウイルスの問題が地政学に与える影響など、時宜を得たテーマを含める形で我が国の政策発信ができる内容のセミナーとする。

MIRAI についても、上記と同様の状況にあるが、沈静後すぐにプログラムを実行できるよう、然るべく招へいの準備を進めていく。

1-5 欧州地域との協議、対話等の進展

欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、継続的に政治対話や協議を行うことは必要不可欠である。近年の国際社会の諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え、政務レベルとの連携強化につなげる機会としてこれらの機会を積極的に活用していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

欧州連合 (EU)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html>)

北大西洋条約機構 (NATO)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/index.html>)

欧州安全保障協力機構 (OSCE)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/index.html>)

日 EU 航空安全協定交渉の実質合意

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000608.html)

欧州地域との交流「MIRAI」

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page24_000530.html)

個別分野 2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 西欧諸国との対話を継続・促進する。
- 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
- 3 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）
- ・ 第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）

測定指標 2-1 政府間対話の進展 *

中期目標（一年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、きめ細やかに西欧各国の政府ハイレベルとの対話を実施する。

平成 29 年度目標

- 1 英国の EU 離脱等を受けて欧州情勢が不透明感を増す中で、電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の多岐にわたる協力関係を促進させる。特に以下を実施する。
 - (1) 英国
安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。EU 離脱交渉において、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを行う。
 - (2) フランス
5 月に発足した新政権との関係を早期に構築する。また、安全保障・防衛分野において、引き続きハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。
 - (3) イタリア
安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、G7 議長国であるイタリアと緊密に連携しつつ、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。
 - (4) その他
北欧・バルト諸国を始めこれまで政府レベルの対話の実績が少ない国々に対しても、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 政府ハイレベルの訪問の機会を捉え、二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとともに、高いレベルでこれら協力の一層の推進について一致する。
- 5 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 協力関係の促進

(1) 英国

4 月、安倍総理大臣は英国を訪問し、英国首相公式別荘（通称「チェッカーズ」、メイ首相就任後同公式別荘に招かれる初の外国首脳）でメイ首相との間で日英首脳会談を実施し、国際社会における自由貿易の推進や EU 離脱後の日英経済関係の維持・強化等のために協力を強化していくことで一致した。8 月には公賓としてメイ首相が訪日して安倍総理大臣と首脳会談を実施し、「日英共同ビジョン声明」、「安全保障協力に関する日英共同宣言」、「繁栄協力に関する日英共同宣言」及び「北朝鮮に関する共同声明」を発出し、安全保障、経済パートナーシップ、世界の繁栄・成長を柱に、日英協力を更なる高みに引き上げていくことで一致した。

外相レベルでも、7 月にジョンソン外務・英連邦相が訪日して岸田外務大臣と第 6 回日英外相戦

略対話を実施した。12月には河野外務大臣が英国を訪問して第3回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施し、共同声明の発出及び外交・安全保障面での中長期的な日英間の取組を記載した行動計画の策定を行うとともに、北朝鮮に対する圧力最大化や、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け緊密に協力していくことで一致した。

そのほか、電話会談を含め首脳・外相レベルの会談を計12回実施し、一連の会談等に際し、日本側からEU離脱交渉において日系企業への悪影響を最小限とするよう透明性・予見可能性への配慮を一貫して要請したのに対し、先方からは、日本企業の声に耳を傾け円滑で秩序立った移行を実現していくとの説明があった。例えば、現地日系企業の声に耳を傾ける機会として、平成30年2月には、日本側からの要請を踏まえ、メイ首相が現地日系企業を招待しビジネスラウンドテーブルを主催した。

また、5月及び6月には英国におけるテロ事件を受けて安倍総理大臣及び岸田外務大臣からお見舞いの書簡を迅速に発出したほか、8月の北朝鮮によるミサイル発射の際には、前述の「北朝鮮に関する共同声明」を首脳間で発出するなど、北朝鮮問題に対する連携を確認した。

(2) フランス

5月のマクロン新大統領の就任後、直ちに首脳電話会談を実施して、日仏関係の重要性を改めて確認した。さらに、5月のG7タオルミーナ・サミットの機会にマクロン大統領と初の首脳会談を実施し、ジャポニスム2018や気候変動対策に向けた協力を改めて確認するとともに、演習「ジャンヌ・ダルク」の一環として訪日した仏海軍艦隊との日仏英米による初の共同訓練を歓迎し、安全保障・防衛分野における協力を更に強化していくことで一致した。

外相レベルでも、ル・ドリアン欧州・外務相の就任直後の5月には外相電話会談、9月の国連総会に際しては初の外相会談を実施し、北朝鮮に対する圧力強化や日仏安全保障・防衛協力の重要性について一致した。さらに、平成30年1月には第4回日仏「2+2」を実施して共同発表を発出し、日仏物品・役務相互提供協定（ACSA）の大枠合意を確認するとともに、仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」の日本寄港に際する共同訓練の実施等の安全保障・防衛協力の具体化や北朝鮮に対する圧力最大化のための緊密な連携、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた緊密な協力等で一致した。

9月には北朝鮮による核実験を受けて迅速に外相電話会談を行い北朝鮮問題に対する連携を確認した。

(3) イタリア

4月、G7ルッカ外相会合の機会に日伊外相会談を実施し、新旧G7議長国として国際社会の諸課題に対し緊密に連携して対応していくことを確認した。5月には、訪日したピノッティ国防相と岸田外務大臣との間で、日伊防衛装備品・技術移転協定に署名した。9月には、北朝鮮による核実験を受けて迅速に外相電話会談を実施し、イタリアがG7議長国及び国連安保理北朝鮮制裁委員会議長を務めていることを踏まえ、北朝鮮に対する圧力最大化のため緊密に協力していくことを確認した。

(4) その他

4月、フェリペ6世スペイン国王王妃両陛下が国賓として訪日した際に、ワーキング・ホリデー制度に関する協定を含む7本の協力文書が署名されたほか、同行して訪日したダスティス外相との間で外相会談が行われた。6月、我が国皇太子殿下が外交関係樹立150周年を迎えたデンマークを訪問し、10月にはフレデリック・デンマーク皇太子同妃両陛下が公式実務訪問賓客として訪日した。皇室・王室による相互訪問を通じて、外交関係樹立150周年の機会に、両国国民間の相互理解が一層深まった。11月、外交関係樹立90周年を記念してアンリ・ルクセンブルク大公同妃両陛下が国賓として訪日した際に、宇宙、フィンテック等の分野における複数の協力文書が署名されたほか、同行して訪日したアセルボーン外相との間で外相会談が実施された。

2 議会間、議員間交流

9月、デンマーク自治領フェロー諸島の議員団が訪日して河野外務大臣を表敬し、捕鯨分野や日・フェロー諸島間の経済関係の更なる強化のために協力していくことを確認した。また、10月にはデンマーク議会外交委員会一行が訪日して河野外務大臣を表敬し、議員交流を通じた日デンマーク関係の一層の強化を確認した。

3 招へい

閣僚級招へいの枠組みで平成30年1月にはデ・コスペダル・スペイン国防相が、平成30年2月にはベルグマニス・ラトビア国防相が訪日した。それぞれ河野外務大臣と会談し、安全保障・防衛分野における協力強化を確認するとともに、北朝鮮に対する圧力強化のために緊密に連携していくことで一致した。また、平成30年3月にはドナー・オランダ国家諮問評議会副議長が訪日し、国際司法裁判所（ICJ）や2025年万博に係る国際選挙支持要請を実施するとともに、北朝鮮に対する圧

力強化の必要性を働きかけた。

4 合意文書等

英国との関係では、8月のメイ首相訪日時の日英首脳会談では前述のとおり4つの合意文書を発出したほか、12月の第3回日英「2+2」に際しては共同声明及び中長期的な日英間の具体的な取組を記載した行動計画を策定した。フランスとの間でも、平成30年1月の第4回日仏「2+2」に際し、共同訓練の実施や防衛装備・技術協力等の日仏間の安全保障・防衛分野における具体的協力に関する共同発表を発出した。

5 未訪問国等

5月、安倍総理大臣が、我が国総理大臣として初めてマルタを訪問し、二国間関係の更なる強化や海洋における法の支配の徹底等のために協力を強化していくことで一致し、マルタがEU議長国を務めていたことも踏まえ、日EU・EPAの早期妥結に向け引き続き緊密に協力していくことを確認した。7月には、G20ハンブルク・サミット出席に際してノルウェーと首脳会談を実施し、北極、捕鯨、女性の活躍、イノベーション等の分野における協力強化を確認したほか、スウェーデン、フィンランド、デンマークを訪問して各国首脳との首脳会談等を実施し、北朝鮮に対する圧力強化の重要性や法の支配に基づく国際秩序の維持・強化の重要性で一致した。さらに平成30年1月には我が国総理大臣として初めてエストニア、ラトビア及びリトアニアを訪問し、「日バルト協力対話」の立ち上げや、経済ミッションを伴って訪問したことを受けた経済面における更なる関係強化等についてバルト三国首脳と一致した。

平成30年度目標

1 電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、西欧各国との間で、それぞれの優先課題等に沿った形で多岐にわたる協力関係を促進させる。その際、要人等の招へい実現のために招へいスキームを有効活用するとともに、政府ハイレベルの往来の機会を捉え、二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成する。特に以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力（自由で開かれたインド太平洋の実現のための日英協力を含む）を推進する。英国のEU離脱については、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに、将来の日英関係に関する検討を推進する。

(2) フランス

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力（自由で開かれたインド太平洋の実現のための日仏協力を含む）を推進する。平成30年の友好160年の機会を活用し、政治・経済・文化等の幅広い分野において緊密な交流を促進する。

(3) イタリア

平成30年3月の総選挙後に成立する新政権との関係を早期に構築する。また、安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

(4) その他

北欧・バルト諸国を始め、ハイレベルを含む対話を継続して具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

3 サンマリノ等の未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 協力関係の促進

(1) 英国

安倍総理大臣とメイ首相は、6月のG7シャルルボワ・サミット（カナダ）及び11月から12月にかけて行われたG20ブエノスアイレス・サミット（アルゼンチン）の際に首脳会談を行った。さらに、平成31年1月、安倍総理大臣は英国を訪問し、メイ首相と首脳会談を実施し、平成29年8月のメイ首相訪日後の日英関係の大幅な進展を確認するとともに、今後10年の課題と機会を見据え、日英首脳共同声明を発出した。共同声明では、G20等の場で日英が主導的役割を果たすことで一致するとともに、安全保障分野における更なる協力強化に加え、「自由で開かれたインド太平洋」の実現、ルールに基づく開かれた自由貿易体制の維持・拡大に向けた協力の強化等を確認した。ま

た、11月に日英首脳電話会談を行った。

また、河野外務大臣は、ジョンソン外務・英連邦相と、5月のG20 ブエノスアイレス外相会合の際に外相会談を行った。9月にはハント外務・英連邦相が訪日し、第7回日英外相戦略対話を実施した。また、6月及び8月に日英外相電話会談を行った。

英国のEU離脱については、累次の首脳会談・外相会談等の機会に、日系企業の経済活動等に及ぼす悪影響を最小化するべく、移行期間の設置等を通じて、法的安定性や予見可能性を確保するよう英国に申し入れを行った。特に、平成31年1月の安倍総理大臣の英国訪問に際する首脳会談においては、安倍総理大臣からメイ首相に対して「合意なき離脱」の回避を強く働きかけるとともに、英国進出企業の法的安定性を確保しようとするメイ首相とEUとの離脱協定案を全面的に支持する旨述べ、離脱協定案の議会承認に向けたメイ首相の強い意志と努力への評価を表明した。

文化面では、6月にジャパンハウス・ロンドンがオープンした。9月のグランドオープニングには、ケンブリッジ公爵殿下の御臨席を賜り、日本からは麻生副総理（日英友好議連会長）が出席し、日英両国において大きな注目を集めた。

(2) フランス

日仏友好160年を迎え、ハイレベルの要人往来を通じた対話を促進した。特に、9月、友好160年を記念して、皇太子殿下がフランスを公式に御訪問され、「ジャポニスム2018」視察を含む幅広い行事に参加されることで、両国国民の間で幅広い分野において交流が促進された。

5月、サンクトペテルブルク国際経済フォーラムの際、安倍総理大臣がマクロン大統領と首脳会談を実施。また、10月には安倍総理大臣が訪仏し、「ジャポニスム2018」を視察するとともに、首脳会談を実施し、平成31年にそれぞれG20/G7の議長国となる日仏両国間の緊密な連携を確認した。

7月、「ジャポニスム2018」開会式及び革命記念式典パレードには、西日本豪雨災害への対応を優先して訪仏を急遽中止した安倍総理大臣の名代として河野外務大臣が出席し、この機会に日仏外相会談を実施したほか、パルリ軍事相との間で日仏ACSA署名を行うなど、安全保障面での協力も進んだ。平成31年1月、河野外務大臣は、岩屋防衛大臣と共に、フランス北西部ブレストで第5回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を開催し、共同声明を発出するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向け、具体的な協力を推進していくことで一致した。具体的には、インド洋における空母「シャルル・ド・ゴール」と海上自衛隊との間の共同訓練実施で一致するとともに、海洋分野での協力を具体化するべく、日仏包括的海洋対話を立ち上げることを決定した。また、フランス側からは、北朝鮮船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動への貢献の意思が表明された。

(3) イタリア

6月のG7シャルルボワ・サミットの際に、安倍総理大臣は、就任後間もないコンテ首相と日伊首脳会談を実施し、地域情勢やグローバルな課題への対応につき意見交換を行うとともに、日伊関係の重要性を改めて確認した。両首脳は、10月のASEM首脳会合の際にも首脳会談を行い、防衛装備品・技術移転協定の早期発効も通じ、海洋安全保障分野を含め、安全保障・防衛分野における協力を強化していくことで一致した。

また、河野外務大臣とモアヴェロ＝ミラネージ外務・国際協力相は、9月の国連総会の際に日伊外相会談を行い、G7の一員であり基本的価値を共有する両国が緊密に連携していくことを確認した。さらに、11月には、河野外務大臣は、地中海地域がスエズ運河を介して海上輸送を中心にインド太平洋地域と密接に結びついていることを踏まえ、我が国外務大臣として初めて地中海対話に出席するためイタリアを訪問した際に、議長国であるイタリアの外相との間で外相会談も行った。

(4) その他

4月、カール16世グスタフ・スウェーデン国王王妃両陛下が公式実務訪問賓客として訪日した際に、安倍総理大臣夫妻と懇談し、両国関係を一層強化することで一致した。5月には、ソーライデ・ノルウェー外相が訪日し、河野外務大臣と外相会談を行い、両国の共通課題である自由な貿易・投資の促進、捕鯨、北極分野での協力等を進めていくことで一致した。同月、トールダルソン・アイスランド外相が訪日し、河野外務大臣と外相会談を実施した。

8月、ムスカット・マルタ首相が現職首相として28年ぶりに訪日し、安倍総理大臣と首脳会談を実施した。両首脳は、海洋国家である両国が海洋における法の支配や北朝鮮問題を始めとする幅広い分野で緊密に連携していくことを確認した。11月の地中海対話（ローマ）に際しては、河野外務大臣がアペーラ・マルタ外務・貿易振興相と外相会談を実施した。

10月、レンデルス・ベルギー副首相兼外相が訪日し、河野外務大臣と外相会談を実施した。両外相は、平成31年からベルギーが安保理非常任理事国に就任することを踏まえ、地域情勢を含め一層緊密に協力することを確認した。同月、スクバルネリス・リトアニア首相が訪日し、安倍総理大臣

と首脳会談を実施した。両首脳は、両国の協力関係が様々な分野で進展していることを確認した。同月、安倍総理大臣がスペインを訪問し、フェリペ6世国王陛下に謁見するとともに、サンチェス首相と首脳会談を実施。両首脳は共同声明を発出し、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げすることで一致した。同月、河野外務大臣は、デンマークを訪問し、サムエルセン外相と外相会談を実施し、戦略的パートナーシップに基づく具体的な協力進展を確認した。

11月、河野外務大臣は就任後初めてバチカンを訪問し、パロリン国務長官を表敬したほか、ギャラガー外務長官と外相会談を実施し、平和の探求、開発、人権及び環境保護等の国際課題に向けた協力の強化を確認するとともに、令和元年の訪日の意向を表明した法王フランシスコの訪日実現に向けた協議を行った。

平成31年1月には、安倍総理大臣がオランダを訪問し、ルッテ首相との間で首脳会談を実施し、G20大阪サミットに向けた緊密な協力等を確認した。

さらに、平成31年2月のミュンヘン安全保障会議に際し、河野外務大臣はボレル・スペイン外相、リンケービッチ・ラトビア外相及びリンケビチュウス・リトアニア外相との間で、それぞれ外相会談を実施した。

2 議員間交流等

8月、ノルウェー議会外交・防衛委員会一行が訪日して河野外務大臣を表敬し、両国が直面する諸課題や幅広い分野における協力に関し、意見交換を行った。

12月、関係議員と緊密に連携しながら日マルタ友好議連の発足を後押しした。

3 未訪問国等

平成30年4月、中根外務副大臣は外務省の政務レベルとして、確認できる限り史上初めてサンマリノを訪問し、ニコラ・レンツィ外務・政務・司法長官と意見交換を行った。10月には、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めてアイスランドを訪問し、外相会談を実施した。

令和元年度目標

1 電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、西欧各国との間で、それぞれの優先課題等に沿った形で多岐にわたる協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、西欧各国との具体的な協力を進める。その際、要人等の招へい実現のために招へいスキームを有効活用しつつ、G20関係会合、即位の礼等に際する各国代表団の受入れにあたり、政府ハイレベルの往来の機会を捉え、二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成する。特に以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力（「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための日英協力を含む）を推進する。英国のEU離脱については、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに、EU離脱も踏まえ、インド太平洋地域への関与を強めてきている英国との間での将来の協力強化に向けた取組を推進する。

(2) フランス

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、G20/G7の議長国として積極的に国際的課題に対処するための協力（「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための日仏協力を含む）を推進する。平成30年の友好160年のモメンタムをいかし、政治・経済・文化等の幅広い分野において緊密な交流を促進する。

(3) イタリア

平成30年6月に成立した「五つ星運動」及び「同盟」の連立政権と引き続き関係構築及び強化に努め、特に、安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

(4) その他

北欧・バルト諸国を始め、ハイレベルを含む対話を継続して具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。

3 欧州各国との首脳間共同声明等の新規作成・改訂に向けた検討を進める。

施策の進捗状況・実績

1 協力関係の促進

(1) 英国

首脳レベルでは、電話会談含め、計5回の首脳会談を実施。安倍総理大臣は、6月のG20大阪サ

ミット出席のため訪日したメイ首相と首脳会談を実施したほか、8月には、新たに就任したジョンソン首相に就任の祝意を伝達する電話会談を実施。同月のG7ピアリッツ・サミットに際しても、同首相と首脳会談を実施し、安全保障、経済分野も含め、日英関係を引き続き強化していくことで一致した。12月、英国総選挙でのジョンソン首相率いる与党・保守党の勝利を受け、安倍総理大臣は、ジョンソン首相と電話会談を行った。また、令和2年3月には、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、電話会談を実施した。

外相レベルでは、電話会談を含む計6回の外相会談及び国際貿易相との会談を2回実施。河野外務大臣は、4月のG7ディナール外相会合及び東京におけるハント外務・英連邦相との外相会談及び8月のつくば市におけるG20貿易・デジタル経済大臣会合におけるフォックス国際貿易相との会談において、英国のEU離脱及び日英経済関係の強化について議論を行った。8月、ASEAN関連外相会議の際、ラーブ外務・英連邦相と外相会談（昼食会）を行い、日英間の協力強化で一致した。9月、茂木外務大臣は、ラーブ外務・英連邦相に就任の祝意を伝達する電話会談を実施。9月、茂木外務大臣は、訪日したトラス国際貿易相と会談を行い、英国のEU離脱に備え、日英間の相互承認に関する交換書簡に署名した。令和2年2月、茂木外務大臣は、ラーブ外務・英連邦相と第8回日英外相戦略対話を実施し、英国のEU離脱実現を踏まえ、共同プレスステートメントを発出した。

英国のEU離脱については、累次の首脳会談・外相会談の機会に、日系企業の経済活動や世界経済への影響を最小限にする形で、EUとの合意に基づく秩序だった離脱が実現するよう、申入れを行うと同時に、EU離脱後の日英間の新たな経済的パートナーシップの構築に迅速に取り組むことを確認した。

(2) フランス

首脳レベルでは、電話会談を含め、計4回の首脳会談を行った。4月、安倍総理大臣がフランスを訪問し、マクロン大統領と首脳会談を実施し、国際社会が直面する諸課題の解決に向け緊密に協力していくことを確認した。6月、公式実務訪問賓客として訪日したマクロン大統領と安倍総理大臣との首脳会談において、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019～2023年）」を発出し、「海洋国家」かつ「太平洋国家」である両国がインド太平洋地域での具体的な協力を推進していくこと等で一致した。また、8月に安倍総理大臣がG7ピアリッツ・サミット出席のためフランスを訪問し、マクロン大統領と首脳会談を実施した。令和2年3月、安倍総理大臣は、マクロン大統領と電話会談を行った。

外相レベルでは、電話会談を含め、計5回の外相会談を行った。4月、河野外務大臣は、G7ディナール外相会合において、ル・ドリアン欧州・外務相と会談を行ったほか、6月のマクロン大統領訪日時にもル・ドリアン欧州・外務相と会談（夕食会）を実施した。茂木外務大臣は、9月、ル・ドリアン欧州・外務相と電話会談を実施したほか、同月の国連総会においても外相会談を行い、日仏間でインド太平洋地域における協力を推進していくことで一致した。

(3) イタリア

首脳レベルでは、4月、安倍総理大臣がイタリアを訪問し、コンテ首相と首脳会談を行い、日伊防衛装備品・技術移転協定の発効を歓迎するとともに、コンテ首相が「自由で開かれたインド太平洋」への支持を表明したことを受け、両首脳は具体的協力案件形成に向けた連携で一致した。また、マッタレラ大統領を表敬したほか、サルヴィーニ副首相からの表敬を受けた。

外相レベルでは、6月、河野外務大臣がモアヴェロ＝ミラネージ外務・国際協力相と東京で外相会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたコミットメントを再確認するとともに、日伊映画共同製作協定に向けた交渉開始を歓迎した。令和2年3月、茂木外務大臣は、ディ・マイオ外務・国際協力相と電話会談を行い、新型コロナウイルス感染症への対応を含め協力していくことを確認した。

(4) その他

5月、河野外務大臣は、OECD閣僚理事会の際、ソーライデ・ノルウェー外相と意見交換を実施。同月、河野外務大臣は、ヴァルストローム・スウェーデン外相と電話会談を実施し、核軍縮をめぐる状況を中心に意見交換を行い、6月、河野外務大臣は、核軍縮と核兵器不拡散条約に関するストックホルム会合出席のためスウェーデンを訪問した際にも、ヴァルストローム外相と会談を実施し、日スウェーデン社会保障協定の署名を歓迎するとともに、引き続き幅広い分野で協力していくことで一致した。G20大阪サミットに際し、安倍総理大臣は、サンチェス・スペイン首相と意見交換を行った。

7月、日フィンランド外交関係樹立100周年に当たり、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がフィンランドを御訪問。両殿下は、ニーニスト大統領御夫妻を含め、現地関係者等と交流された。

9月、国連総会に際し、安倍総理大臣は、ミシェル・ベルギー王国首相（次期欧州理事会議長）と首脳会談を行い、日EU協力の推進について一致した。

10月、安倍総理大臣は、即位礼正殿の儀に際し、ヨハネソン・アイスランド大統領、オドノバン・アイルランド上院議長、カリユライド・エストニア大統領、フェリペ6世スペイン国王、ニーニスト・フィンランド大統領、フィリップ・ベルギー国王、アルベール2世モナコ公、レヴィッツ・ラトビア大統領、ナウセーダ・リトアニア大統領及びアンリ・ルクセンブルク大公との間で会談等を実施した。また、茂木外務大臣は、即位礼正殿の儀に際し、ウバック・フォン・アンドラ外相と史上初の外相会談を実施し、観光など幅広い分野での交流拡大に向けた関係強化を目指すことで一致したほか、ボレル・スペイン外務・EU・協力相と外相会談を行い、次期EU上級代表選出への祝意を伝達するとともに、日EU協力及び日スペイン協力の推進で一致した。

11月、茂木外務大臣は、G20愛知・名古屋外相会合出席のため訪日したブロック・オランダ外相と外相会談を実施し、ワーキング・ホリデー制度導入のめどが立ったことを歓迎し、幅広い分野での緊密な協力を確認した。また、同月、史上2人目、38年ぶりとなるローマ教皇の訪日が実現し、ローマ教皇フランシスコは、安倍総理大臣との会談及び天皇陛下との会見を実施した。

12月、茂木外務大臣は、ASEM外相会合の機会に、コーヴニー・アイルランド副首相兼外務・貿易相と外相会談を実施し、英国のEU離脱を見据えた幅広い分野での二国間関係の強化及び国際場裡での連携強化を確認し、ソーライデ・ノルウェー外相との会談では、北極や捕鯨等の分野での更なる協力推進を行うことで一致した。また、同会合において、リンデ・スウェーデン外相とも会談を実施し、両大臣は経済を含めた二国間での協力の推進で一致した。

令和2年2月、安倍総理大臣は、実務訪問賓客として訪日したラタス・エストニア首相と首脳会談を実施し、経済、ICT、サイバー・安全保障等の分野における二国間関係について意見交換を行ったほか、日バルト関係の強化及び具体的な協力案件につながるよう引き続き連携することで一致した。

2 議員間交流等

9月、甘利日伊友好議員連盟会長がイタリアを訪問し、ゾッフィリ伊日友好議員連盟会長との間で、会談を実施した。同月、日マルタ友好議連が初めてマルタを訪問し、ヴェッラ大統領を表敬したほか、マルタ日本友好議連等と会談を実施した。令和2年1月、衛藤日ポルトガル友好議連会長を始めとする友好議連メンバーがポルトガルを訪問し、レベロ・デ・ソウザ大統領等を表敬したほか、ブリリヤンテ・ディアス外務省国際化担当副大臣との面談、日本ポルトガル修好160周年記念レセプションに出席した。

3 首脳間共同声明等

6月、公式実務訪問賓客として訪日したマクロン大統領と安倍総理大臣との首脳会談において、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ(2019~2023年)」を発出した。令和2年2月、茂木外務大臣が、ラーブ外務・英連邦相と第8回日英外相戦略対話を実施した際に、共同プレスステートメントを発出した。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標（一年度）

欧州が英国のEU離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、更なる政策調整・協力を進展させる。

平成29年度目標

次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。また、EU離脱交渉において、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを行う。

2 フランス

5月に発足した新政権との関係を早期に構築する。また、首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議において、「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級において、政治、安全保障、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

北欧・バルト諸国を始めとする政府レベルでの対話の実績が少ない国々に対しても、首脳・外相レベルの緊密な連携構築を図り、事務レベルでも政治、安全保障、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

施策の進捗状況・実績

1 英国

政務局長協議、外務・防衛当局協議（PM 協議）、テロ対策協議等を実施し、ハイレベルでの合意事項の具体化が進展した。特に、日英 ACSA が 8 月に発効したほか、6 月にはアンゴラにおける地雷除去に関する日英連携が実現し、平成 30 年 2 月にはブルネイにおいて日英共催 ASEAN 諸国向けサイバー・ワークショップを開催するなど、第三国における安全保障・防衛分野における日英連携が更に進展した。また、様々な機会を捉え、英国の EU 離脱に関して我が国の考え方を英国及び EU 各国に伝達するとともに、11 月に第 1 回日英貿易・投資作業部会を開催し、英国の EU 離脱交渉の現状について英側から説明を受けるとともに、今後の日英経済関係の強化に向けた意見交換を実施した。

2 フランス

政務局長協議、PM 協議、政策企画協議、原子力エネルギーに関する合同委員会等を開催し、5 月に発足したマクロン新政権との関係構築が順調に進んだ。4 月から 5 月にかけて演習「ジャンヌ・ダルク」の一環で訪日した仏海軍艦隊との間で初となる日仏英米による共同訓練を実施したほか、平成 30 年 1 月には日仏 ACSA に大枠合意し、平成 30 年 2 月には仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」との共同訓練を実施する等、安全保障・防衛分野における協力を前進させた。

3 イタリア

政務局長協議、アフリカ協議等を実施し、国際社会の諸課題に対処するための連携を確認するとともに、5 月には、日伊防衛装備品・技術移転協定の署名を実現した。また、日伊次官級協議の立ち上げに向け、イタリア側との調整を進展させた。

4 その他

平成 30 年 2 月、戦略的実務者招へいの枠組みでサクス・エストニア外務次官が訪日し、河野外務大臣への表敬や秋葉外務事務次官との協議等を通じ、「日バルト協力対話」の実施等に向け同年 1 月の安倍総理大臣による同国訪問のフォローアップを実施した。また、日スペイン次官級協議や、ラトビア、ベルギー、オランダ、スウェーデン及びアイルランドとの政務協議を実施し、首脳・外相レベルの合意事項のフォローアップを実施した。

平成 30 年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。英国の EU 離脱については、日系企業への悪影響を最小限とするよう働きかけを継続するとともに、将来の日英関係に関する検討を推進する。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

3 イタリア

新政権との関係を早期に構築する。また、首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

北欧・バルト諸国を始めとして、首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。また、「日バルト協力対話」を立ち上げ、共通の関心を有する分野において日・バルト三国間の協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 英国

外務・防衛当局協議（PM 協議）（平成 31 年 2 月）、日英開発政策対話（平成 31 年 2 月）、日英貿易投資作業部会（5 月）、等を実施し、ハイレベルでの合意事項の具体化が進展した。

特に、安全保障・防衛分野では、4 月に英海軍フリゲート艦「サザーランド」が、8 月に英海軍揚陸艦「アルビオン」が日本に寄港し、それぞれ海上自衛隊との共同訓練（関東南方海域）を実施した。9 月にはインド洋において英海軍フリゲート艦「アーガイル」と海上自衛隊の共同訓練が実施された。また、5 月に英海軍フリゲート艦「サザーランド」が北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動に従事した際には、日英間で情報交換等の協力が実施された。さらに、10 月には米国以外とは初となる日本国内での陸上自衛隊と英陸軍との共同訓練が日英間で実施されたほか、12 月には日英米共同訓練（本州南方海空域）が実施されるなど、アジア及び欧州において、互いに最も緊密な安全保障上のパートナーである日英の安全保障・防衛協力が進展した。

英国の EU 離脱については、日英貿易投資作業部会を含む様々な機会を捉え、我が国の考え方や日系企業の声を英国及び EU 各国に伝達し、英国の EU 離脱交渉の現状や「合意なき離脱」への備えについて英側から情報収集するとともに、今後の日英経済関係の強化に向けた意見交換を実施した。また、国内においては、官邸に設置された英国の EU 離脱に関する政府タスクフォース等を通じ、日系企業に対し、在外公館を通じて情報提供を行うとともに、「合意なき離脱」の場合も含めた英国の EU 離脱への備えを促した。

2 フランス

平成 25 年に首脳間で一致した「特別なパートナーシップ」の下、日仏サイバー協議（6 月）、日仏 PM 協議（12 月）、日仏太平洋政策対話（平成 31 年 3 月）等を開催し、ハイレベルでの合意事項の具体化が進んだ。特に、7 月には河野外務大臣とパルリ軍事相との間での日仏 ACSA の署名を実現した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実施のための日仏協力の具体的な連携として、12 月、海洋に関する幅広いテーマを包括する形で、東京で日仏海洋セミナーを開催し、その後、政府間の包括的海洋対話の立ち上げを決定した。

3 イタリア

5 月、日伊双方の中東、アフリカ、中南米等の地域を担当する局部長級協議を実施し、6 月の伊新政権発足後も引き続き意見交換していくことを確認。10 月、日伊次官協議の立ち上げを決定した。平成 31 年 2 月、第 5 回日伊政策協議を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」、中露や地中海情勢について、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

4 その他

平成 30 年 1 月の安倍総理大臣のバルト三国訪問に際し立ち上げを決定した「日バルト協力対話」について、9 月に第 1 回会合を開催した。日本からは岡本外務大臣政務官、バルト三国からは外務副大臣・次官級が出席し、共同発表を発出するとともに、日本とバルト三国の今後の協力の方向性や地域情勢について有意義な意見交換を行った。また、その際に、岡本外務大臣政務官は、ゲルマナス・リトアニア外務副大臣、ペルシュ・ラトビア外務次官及びサクス・エストニア外務次官との間でそれぞれ会談を行った。

7 月、これまで毎年実施されているスペインとの次官級政務協議を実施。また、5 月に、デンマーク及びフィンランド、9 月にアイスランド及びノルウェーにおいて、政務協議を実施し、二国間関係から地域情勢まで幅広く議論を行った。

令和元年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。英国の EU 離脱については、関連動向を把握しつつ、日系企業への悪影響を最小限とするように働きかけを推進するとともに、政治・経済・安全保障等の分野において、EU 離脱後の英国との二国間関係の強化を推進する。平成 29 年のメイ首相訪日時に両首脳間で設置に一致した「日英文化年間」（注：詳細は次頁参照）の実施を通じて、文化交流を推進する。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話の実施及び日仏包括的宇宙対話の開催等、日仏間の「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、

文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

北欧バルト諸国を始めとして、首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 英国

安全保障・防衛分野では、平成 31 年 3 月に英国海軍フリゲート「モントローズ」が日本に寄港し、海上自衛隊及び米国海軍とともに、日英米共同訓練（本州南方海空域）を実施したほか、海上自衛隊艦艇「おうみ」との連携により、東シナ海の公海上で、北朝鮮船籍タンカーが国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われる事案を確認した。10 月には、英国海軍測量艦「エンタープライズ」が日本に寄港し、日英共同訓練（関東南方海域）を実施。9 月から 10 月には、英国において英国陸軍と陸上自衛隊との共同訓練（「ヴィジラント・アイルズ 19」）を実施。また、日英インフラ対話（5 月）、日英テロ対策協議（12 月）及び日英サイバー協議（令和 2 年 1 月）を含め各分野における意見交換を実施。

英国の EU 離脱については、正木欧州局長等による英側当局者との累次の電話会談や金杉外務審議官の英国訪問（令和 2 年 2 月）等を通じて、関連動向を把握するとともに、日系企業への悪影響を最小限するための働きかけを継続的に実施。

文化面では、平成 29 年のメイ首相訪日時に両首脳間で設置に一致したとおり、ラグビーワールドカップ 2019 と 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の二つの大型スポーツ行事を橋渡しする期間を「日英文化年間 2019-20」とし、日英両国で様々な関連行事を実施した。

2 フランス

令和 2 年 1 月に実施された第 5 回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）において一致したとおり、5 月には、ベンガル湾において日仏米豪共同訓練「ラ・ペルーズ」を実施した。9 月には、第 1 回日仏包括的海洋対話をフランス領ニューカレドニア・ヌメアで開催し、海洋ガバナンス、環境、海洋安全保障、ブルーエコノミー、科学の分野における両国の取組や今後の協力の可能性等について意見交換を行った。

3 イタリア

4 月、日伊防衛装備品・技術移転協定が発効し、日伊両政府が参加する防衛装備品及び技術の共同研究・開発・生産並びに安全保障・防衛分野における協力の強化のために日伊間で移転される防衛装備品及び技術の取扱いに関する法的枠組みが設定された。

4 その他

5 月、外交関係樹立 100 周年を記念して、アントネン・フィンランド外務次官が訪日し、日フィンランド政務協議を実施。二国間関係や北極情勢等、幅広い分野での協力の強化の方途について意見交換を行った。

平成 30 年 1 月に安倍総理大臣がバルト三国を訪問した際に立ち上げられた日バルト協力対話の第 2 回会合を 9 月、ラトビアで開催した。日本からは正木外務省欧州局長、バルト三国からは外務副大臣、次官及び局長級が出席し、先進技術を活用した連結性の強化及び地域情勢などに関する意見交換を行い、日・バルト間の協力強化を確認した。

11 月、毎年実施されている、日スペイン外務次官級政務協議を実施し、二国関係や地球規模課題等、幅広い分野での協力の強化の方途について意見交換を行った。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標 2-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標（--年度）

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

平成 29 年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日スペイン・シンポジウム

- 3 NB8 + 日本セミナー
- 4 日デンマーク外交関係樹立 150 周年を成功裏に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日英 21 世紀委員会
9 月に第 34 回合同会議を開催し、英国 EU 離脱の現状、将来の日英間の経済関係、日英安全保障・防衛協力、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた協力等について、日英両国の有識者等による忌憚のない意見交換を行い、それぞれのテーマに関する具体的な協力強化の方途について提言書が作成され、メイ英国首相及び安倍総理大臣に手交された。
- 2 日スペイン・シンポジウム
10 月、「第 4 次産業革命とグローバル化」とのテーマの下、両国政府・民間企業関係者等が出席して、イノベーションやグローバル化等について活発な議論が行われ、政治・経済・科学技術分野等の取組に関する提言書が発表された。
- 3 NB8 + 日本セミナー
これまで過去 9 回にわたり、日バルトセミナーとしてバルト三国のみを対象に実施してきたが、平成 29 年度から、NB8 + 日本等の枠組みでバルト三国及び我が国と密接な関係を有する北欧諸国も含む形で、北欧バルトセミナーとして実施した。平成 30 年 1 月、北欧・バルト 8 か国のうち 6 か国から政府関係者・有識者等の参加を得て、「北欧・バルト諸国を取り巻く安全保障環境」とのテーマの下、活発な意見交換が行われた。
- 4 日デンマーク外交関係樹立 150 周年
6 月の我が国皇太子殿下のデンマーク御訪問、7 月の安倍総理大臣夫妻のデンマーク訪問、10 月のフレデリック皇太子同妃両殿下の御訪日（公式実務訪問賓客）等、ハイレベルの要人往来が実現したことに加え、租税条約の署名や記念切手の発効等の様々な取組もあって、日デンマーク外交関係樹立 150 周年を契機として、様々なレベルにおいて日デンマーク間の友好関係が大きく増進された。

平成 30 年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日スペイン・シンポジウム
- 3 日仏友好 160 年、日スペイン外交関係樹立 150 周年及び日スウェーデン外交関係樹立 150 周年を成功裏に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日英 21 世紀委員会
8 月から 9 月にかけて、第 35 回合同会議を鎌倉において開催し、日英両国の政治・経済の現状、英国の EU 離脱後の金融サービス分野における日英協力、新しい国際貿易体制における日英の役割、国際秩序変動の時代の日英安全保障問題の課題、グローバル・ヘルスの将来と協力等について、日英両国の有識者等による忌憚のない意見交換を行い、それぞれのテーマに関する具体的な協力強化の方途について提言書が作成され、両国座長からそれぞれ安倍総理大臣及びメイ首相に対して提出された。
- 2 日スペイン・シンポジウム
11 月、「日本スペイン外交関係樹立 150 周年のその先へ」とのテーマの下、「日本とスペイン：自由貿易の促進に向けて」、「イノベーション、研究と企業家精神、繁栄の秘訣」及び「両国のソフトパワーの影響と訴求力」について両国の専門家間で議論が行われ、政治・経済・文化等につきまとめた最終報告書が発出された。
- 3 各周年行事
日仏友好 160 周年に際し、7 月から平成 31 年 2 月にかけて、大型日本文化紹介事業「ジャポニスム 2018」が開催された。300 を超える特別・参加企画が行われ、ポップカルチャーや食文化等の分野で多様な市民交流が行われた。
日本とスペインの外交関係樹立 150 周年の機会には、両国で 600 以上の記念行事が実施され、政府だけでなく民間レベルでの相互理解も深まった。
日スウェーデン外交関係樹立 150 周年を記念して、4 月、カール 16 世グスタフ・スウェーデン国王王妃両陛下が公式実務訪問賓客として訪日し、天皇皇后両陛下主催の御夕食が行われた。また、安倍総理大臣夫妻との懇談において、両国間の人的交流・経済交流の更なる発展を期待するとともに

に、二国間関係を一層強化していくことで一致した。また、国王王妃両陛下による様々な周年祝賀行事への出席を通じて、両国国民の間の相互理解が促進された。

令和元年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日スペイン・シンポジウム
- 3 日フィンランド外交関係樹立 100 周年

施策の進捗状況・実績

- 1 日英 21 世紀委員会
9 月、ロンドン及びビカンタベリーで、第 36 回合同会議が開催され、「日英両国の政治・経済状況」、「貿易投資と世界経済」、「エネルギー問題：セキュリティ・持続可能性・経済」、「ロシアと中国：日英安全保障問題の将来」、「デジタル革命における政策対応」を議題に討議が行われた。英国の EU 離脱がもたらす日英間の貿易・経済への影響に加え、各分野における両国の密接な協力が確認され、議論を踏まえた具体的な政策提言が発出された。
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
11 月、バレンシア州カステジョンで、第 21 回日本・スペイン・シンポジウムが開催され、「ソサエティ 5.0：人間性を中心に据えたテクノロジー社会」を議題に官民双方の視点に基づく率直な意見交換が行われた。
- 3 日フィンランド外交関係樹立 100 周年
7 月の秋篠宮皇嗣同妃両殿下のフィンランド御訪問に加え、12 月には、若宮外務副大臣がフィンランドを訪問し、スキナリ開発協力・外国貿易相を表敬、日フィンランド外交関係樹立 100 周年クロージング・レセプションに出席した。
また、要人往来に加え、日フィンランド両国間で、周年を祝う様々な記念行事が開催された。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標 2-4 西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）								
往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、来訪については、国家元首・政府の長・外相等 ① 往訪数 ② 来訪数	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成 29・30・令和元年度目標の達成状況
	一年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
—	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準	①20 ②13	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準	①24 ② 9	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準	① 23 ② 35	b

評価結果（個別分野 2）
施策の分析

【測定指標 2-1 政府間対話の進展 *】

1 全体

各国首脳・外相や皇室・王室との対話等の進展を通じ、ハイレベルでの信頼関係が構築され、様々な課題についての緊密な連携が実現し、首脳文書の発出等具体的な成果にも結実してきているところ、目標達成と判定した。特筆すべき点は以下のとおり。

2 フランス

平成 29 年 5 月に発足したマクロン大統領下のフランスとの間では、同大統領就任直後の首脳電話会談で日仏関係の重要性を改めて確認したのを皮切りに、首脳間の信頼関係と密接な協力関係を構築。令和元年 6 月の G20 大阪サミットの直前には、マクロン大統領が公式実務訪問賓客として訪日し、安倍総理大臣との首脳会談を実施、日仏両国は「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019～2023 年）」を発出した。このロードマップにおいて、「海洋国家」かつ「太平洋国家」である両国がインド太平洋地域での具体的な協力を推進していくこと等を確認するなど、極めて重要な成果を得ている。

首脳間関係の緊密化に伴い、外相間の関係も会談等を通じて強化し、特に、平成 30 年 7 月の日仏外務・防衛閣僚協議（「2+2」）に際しては、日・仏物品役務相互提供協定（日仏 ACSA）に署名（令和元年 6 月発効）するなど、着実な成果に結び付いてきている。

こうした首脳・外相間の対話を通じた協力強化に加え、平成 30 年 9 月には、友好 160 年を記念して、皇太子殿下がフランスを公式に御訪問され、「ジャポニスム 2018」視察を含む幅広い行事に参加されたことは、両国国民の間で幅広い分野における交流促進の推進力となった。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

3 英国

平成 29 年 4 月に安倍総理大臣が英国首相公式別荘に招かれた後、同年 8 月にはメイ首相を公賓として招へいし、安倍総理大臣との首脳会談に際し、英国の EU 離脱を見据えた「日英共同ビジョン声明」を発出し、英国の EU 離脱後の日英間の将来の経済的パートナーシップの構築を含む経済関係や安全保障協力等幅広い分野での協力強化に一致するなど、日英関係は急速に緊密化。さらに、平成 31 年 1 月の安倍総理大臣訪英時の首脳会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、海洋安全保障等の分野で協力を進めていくことについて首脳レベルで英国のコミットメントを確保した。こうした首脳間の緊密な関係の下で、英国の EU 離脱及びそれを踏まえた日系企業の経済活動の確保のための働きかけも継続的に実施してきており、平成 30 年 2 月には、メイ首相自らが在英日系企業の声に耳を傾けるビジネスラウンドテーブルの開催という成果につながった。

令和元年 7 月に就任したジョンソン首相についても、こうした親密な関係を頻繁な会談の実施等を通じて維持・強化できてきていることもまた重要な成果。

外相レベルでは、英国の EU 離脱への対応として、日英間の相互承認に関する交換書簡への署名や令和 2 年 2 月の英国の EU 離脱直後の外相戦略対話開催等を通じ、首脳間のコミットメントを着実に実施してきていることは重要。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

4 イタリア

平成 30 年 6 月に発足したコンテ首相下のイタリア政府との間では、同首相就任直後の G7 シャルルボワ・サミットの際に首脳会談を実施し、日伊関係の重要性を改めて確認し、平成 31 年 4 月の安倍総理大臣訪伊時の首脳会談では、「自由で開かれたインド太平洋」についてコンテ首相からコミットメントを引き出し、その維持・強化のため具体的協力案件の形成に向けて連携していくことで一致したことは大きな成果。

外相間でも、平成 29 年 5 月の外相会談で日伊防衛装備品・技術移転協定に署名（平成 31 年 4 月発効）する等具体的な成果を得ている。また、平成 30 年 11 月には、イタリア外務・国際協力省及びイタリア国際政治研究所（ISPI）が主催する地中海対話に、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて出席したことにより、日伊間では、二国間や G7、G20 にとどまらない協力関係の進展が得られたことも、今後の関係強化の上で有意義。（平成 29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

5 1～3 以外の西欧諸国

平成 30 年 10 月の安倍総理大臣のスペイン訪問時、フェリペ 6 世国王陛下謁見及びサンチェス首相との会談を実施し、首脳会談に際し、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げしたことは、二国間関係において大きな前進であり、有意義であった。

また、安倍総理大臣による平成 29 年 5 月のマルタ訪問、平成 30 年 1 月のエストニア、ラトビア及びリトアニア訪問は、我が国総理大臣として初めての現地訪問となり、安倍総理大臣の訪問に続いて議員間交流や経済ミッションの相互訪問等が本格化するなど、これらの国との関係強化に向け

て重要な推進力となった。特に、安倍総理大臣のバルト三国訪問に際しては、新たな協力の枠組みとして「日バルト協力対話」の立ち上げに一致したことは、二国間にとどまらない欧州内の地域との協力強化を進める上で、重要な成果であった。

平成30年11月のムスカット・マルタ首相の同国首相として28年ぶりの訪日や令和元年10月のローマ教皇フランシスコ台下のローマ教皇として史上2人目、ヨハネ・パウロ2世台下以来38年ぶりの訪日もまた、両国民を含めた二国間関係強化に資するものとなった点で有意義であった。

さらに、令和元年10月の即位礼正殿の儀に際しては、史上初となる日アンドラ外相会談を実施したほか、訪日した様々な国の国家元首・政府の長等との首脳・外相会談等を実施し、幅広い国との関係強化につながった点で有意義であった。(平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

【測定指標2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *】

1 全体

首脳・外相レベルでの政府間対話の進捗を踏まえ、各国との間で、政務局長協議、外務・防衛当局協議(PM協議)等を実施し、二国間及び国際社会共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させ、首脳・外相レベルでのコミットメントの具体化を進めることができたため、目標達成と判定した。特筆すべき点は以下のとおり。

2 フランス

平成29年4月から5月にかけて演習「ジャンヌ・ダルク」の一環で訪日した仏海軍艦隊との間で初となる日仏英米による共同訓練を実施したほか、平成30年1月に日仏ACSAに大枠合意、同年2月には仏海軍フリゲート艦「ヴァンデミエール」との共同訓練、令和元年5月には、ベンガル湾における日仏米豪共同訓練「ラ・ペルーズ」の実施等、具体的な安保・防衛協力が進展した点は重要。

また、二国間協力のみならず、アジア太平洋地域での安全保障環境や海洋秩序等国際社会共通の課題について、平成30年3月には、日仏太平洋政策対話、同年12月には日仏海洋セミナー、令和元年9月には第1回日仏包括的海洋対話を実施し、アジア太平洋地域における日仏協力は着実に進展したことは有意義。(平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

3 英国

平成29年8月に日英ACSAが発効した後、平成30年4月に英海軍フリゲート艦「サザーランド」、8月に英海軍揚陸艦「アルビオン」が日本に寄港し、それぞれ海上自衛隊との共同訓練(関東南方海域)を実施したのを皮切りに、英海軍艦艇の日本寄港や共同訓練実施が継続的に行われるようになった。また、平成30年10月には米国以外とは初となる日本国内での陸上自衛隊と英陸軍との共同訓練が日英間で実施された。平成31年3月に英国海軍フリゲート「モントローズ」が日本に寄港した際には、海上自衛隊及び米国海軍とともに、日英米共同訓練(本州南方海空域)を実施し、海上自衛隊艦艇「おうみ」との連携により、東シナ海の公海上で、北朝鮮船籍タンカーが国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われる事案を確認するという成果につながった。このように、アジア及び欧州において、互いに最も緊密な安全保障上のパートナーである日英の安保・防衛協力は大きく進展したことは重要。

英国のEU離脱については、日系企業の経済活動の継続性の確保等について、正木欧州局長等による英側当局者との累次の電話会談等や金杉外務審議官の英国訪問(令和2年2月)等の機会に、継続的に我が国の立場をインプットし続けたことにより、英国政府から理解を得たことで、同政府から現地日系企業への情報提供等につながったことは特筆に値する。

また、ラグビーワールドカップ2019と2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の二つの大型スポーツ行事を橋渡しする期間を「日英文化年間2019-20」とし、日英両国で様々な関連行事を実施するなど、文化面でも協力を進展させることができたことも有意義。(平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

4 イタリア

平成29年5月の日伊防衛装備品・技術移転協定への署名、平成31年4月の同協定の発効を実現し、その後、日伊両政府が参加する防衛装備品及び技術の共同研究・開発・生産並びに安全保障・防衛分野における協力の強化のために日伊間で移転される防衛装備品及び技術の取扱いに関する法的枠組みの設定を通じ、首脳・外相レベルでのコミットメントを具体化できたことは重要な成果。

また、更なる協力の具体化のため、平成30年10月の次官協議の立ち上げを決定したことは、今後の二国間関係強化の観点から有意義。(平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

5 バルト三国

平成30年1月の安倍総理大臣のバルト三国訪問に際し立ち上げを決定した「日バルト協力対話」

について、9月に第1回会合を開催、令和元年9月にラトビアで第2回会合を開催し、先進技術を活用した連結性の強化及び地域情勢などに関する意見交換を行い、首脳レベルでのコミットメントの具体化を進めることができたことは重要。(平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

【測定指標2-3 民間の人的・知的交流の進展】

1 全体

日英21世紀委員会、日スペイン・シンポジウム等を始めとするシンポジウム等を通じ、民間の人的・知的交流及び地域間の課題等に対する知見の共有を図ることができたため、目標達成と判定した。特筆すべき点は以下のとおり。(平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

2 シンポジウム等

日英21世紀委員会では、英国のEU離脱及びそれを受けた日英関係等を含む日英・日欧間の様々な課題について、日英の有識者間で忌憚のない意見交換を行い、有意義な具体的提言が行われた。

日スペイン・シンポジウムでは、第四次産業革命やソサエティ5.0、日スペイン共通の関心について意見交換が行われたほか、平成30年には日本スペイン外交関係樹立150周年を踏まえ、今後の協力の方向性について有意義な報告書がまとめられた。(平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

3 周年事業

平成29年の日デンマーク外交関係樹立150周年、平成30年の日仏友好160年及びその際の大型日本文化紹介事業「ジャポニスム2018」、同年の日スペイン外交関係樹立150周年、同年の日スウェーデン外交関係樹立150周年、令和元年の日フィンランド外交関係樹立100周年が周年事業として実施され、これらに際しては、当該国の王族や我が国皇族の往来、関連行事の実施等が行われ、各国国民を含め、二国間関係への関心を惹起し、関係強化のための幅広い裾野の強化につながり、有意義であった。(平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

【測定指標2-4 西欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)】

1 全体

(1) 要人往訪数、往来の成果等も踏まえ、各国との関係強化の観点から適切な水準に達したため、目標達成と判定した。

(2) 活発な要人往来を通じ、各国と緊密に対話を行うことで協力関係をより緊密化させた。(平成29・30・令和元年度：西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

日本を取り巻く安全保障環境は引き続き大変厳しい状況にあり、国際社会におけるパワーバランスのかつてないほどの変化や技術革新の急速な進展等により、グローバル及び地域における安全保障環境に大きく複雑な影響が出ている。また、グローバル化の進展への反動が広がり、これまで自由貿易の恩恵を受けていた国々の中でも保護主義・内向き志向が顕著となっている。こうした中で、西欧諸国は、我が国と自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有するパートナーであり、西欧諸国との間で対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする緊密な関係の維持・強化は、我が国にとり重要。また、共通の課題に関する協力関係を継続・促進することも必要不可欠であり、今後ともこれらの達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2-1 政府間対話の進展 *

上記の施策の分析のとおり、首脳間対話の効果が非常に高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力等、日本が重視する政策については、ハイレベルでの積極的な働きかけを行っていく。また、二国間関係のみならず、英国のEU離脱後の欧州情勢や国際社会の諸課題に協力して対応していくことを確認する。また、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務訪問があまり行われていない国との対話にも積極的に取り組む。

2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

上記の施策の分析のとおり、局長級会合等事務レベルでの協議の推進は、首脳・政務レベル等で一致した事項を含め、西欧各国との協力を具体化する観点から効果が高かったことから、今後も引き続き

き重点を置いて取り組む。今後とも、中期目標の実現に向け、更なる緊密な協力関係を構築すべく、政策調整・協力を進展させる。

2-3 民間の人的・知的交流の進展

上記の施策の分析のとおり、周年事業を含め、シンポジウム等を通じた人的交流の深化の効果が高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。今後とも中期目標の達成に向け、民間の人的・知的交流を推進する。

2-4 西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

上記の施策の分析のとおり、より緊密な二国間関係構築のためには要人往来の増加は重要。今後とも、過去の平均値を目安に可能な限り高い目標を設定し、その実現に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
欧州
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html>)
- ・令和元年版外交青書（外交青書 2019）第2章 第4節 欧州

個別分野 3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を強化する。
- 2 シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）
- ・ 第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）

測定指標 3-1 政府間対話の進展 *

中期目標（一年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

平成 29 年度目標

- 1 英国の EU 離脱等を受けて欧州情勢が不透明感を増す中で、関係国との間の多岐にわたる協力関係を深化させ、国際社会の共通の課題に連携して取り組むため、政府ハイレベル間の頻繁な会談を引き続き実施する。また、新たに発生した重要案件等について協議するため電話会談も必要に応じて引き続き実施する。
特に以下を実施する。
 - (1) ドイツ
欧州の主要リーダー国であるドイツと引き続き緊密に連携し、東アジア情勢等の地域情勢や国連安保理改革等の国際社会の課題に対処するため、積極的な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。
 - (2) ウクライナ
平成 29 年は、日・ウクライナ外交関係樹立 25 周年であり、政府ハイレベル間の交流、議会交流、文化交流等を通じて、両国関係のさらなる深化を目指す。また、ウクライナ情勢の改善に向け、関係国に対する働きかけを継続するとともに、ウクライナの改革努力を支援していく。
 - (3) 西バルカン諸国（アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）
西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとって重要であることから、この地域の安定と発展に向けた取組を支援しつつ、引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。
 - (4) V 4（ヴィシエグラド 4）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）
基本的価値観を共有し共通の課題に取り組む重要なパートナーである V 4 諸国との協力関係の拡大を目指すべく、二国間及び V 4 + 日本 の枠組みでの政府ハイレベル間対話の促進を図る。チェコは平成 21 年以来実現していない首脳往来を実現し、政治、経済、国際社会における関係のさらなる深化を目指す。また、7 月から V 4 議長国を務めているハンガリーに対し、V 4 + 日本 の枠組みで「法の支配」を始めとする基本的価値を共有するパートナーとしての強いメッセージを対外的に発信することを働きかける。
 - (5) その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ及びモルドバ）
普遍的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の推進に向け、政府間対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得る機会とすべく、一層積極的に取り組む。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し、要人等を招へいするとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを適切に行う。
- 4 政府ハイレベルの訪問の機会を捉え、両国関係に係る文書等を作成するとともに、様々なレベルにおけるこれら協力の一層の推進について一致することを目指す。
- 5 政務ハイレベルの未訪問国及び政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国とのハイレベル対話

を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 要人往来や各種国際会議の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。

(1) ドイツについては、3回の日独首脳会談（9月、平成30年2月及び3月。電話会談を含む。）及び4回度の外相会談（4月、9月（2回）及び平成30年3月。電話会談を含む。）等のハイレベル会談が数多く実現した。9月の外相電話会談では、北朝鮮が地域及び国際社会に対する差し迫った脅威であるとの共通認識を確認し、北朝鮮に対して最大限の圧力をかけるべく、緊密に連携していくことで一致した。

平成30年2月、シュタインマイヤー大統領が大統領就任後初訪日し、安倍総理大臣との間で首脳会談を実施した。同会談では、基本的価値を共有する欧州の結束を維持していくことの重要性及びそのための日独連携を確認し、北朝鮮に関し、あらゆる手段により圧力を最大限まで高め、政策を変更させる必要性につき一致した。また、両首脳は、ベートーベンの交響曲九番（「第九」）の日本初演100周年である平成30年を「DAIKU2018」と名付け、日独交流を一層深める契機とすることで一致した。

(2) ウクライナについては、外交関係樹立25周年に当たる平成29年を「ウクライナにおける日本年」と位置づけ、現地大使館が中心となって60以上の文化行事をウクライナ各地で実施した。日本関連行事の開会式には中根外務副大臣がポロシェンコ大統領と共に出席したほか、フロイスマン首相、クリムキン外相をそれぞれ表敬の上、外交関係樹立25周年を迎えた二国間関係の強化や北朝鮮情勢等国際的課題について意見交換を行うとともに、平成30年1月1日からのウクライナの一般旅券保持者に対する査証緩和措置導入を伝達した。9月には外相電話会談、12月には国連安保理会合の際に外相会談を実施し、北朝鮮問題をめぐる協力等について意見交換を行った。

(3) 西バルカン諸国との間では、7月に岸外務副大臣がアルバニア及びクロアチアを、9月に中根外務副大臣がセルビア及び北マケドニアを訪問し、各国との間で経済関係を始めとする様々な分野において関係を発展させていくことを確認し、日本大使館開館記念式典（アルバニア及び北マケドニア）等にも参加した。9月の国連総会の際には、安倍総理大臣とプレンコビッチ・クロアチア首相との間で首脳会談を実施し、二国間関係のほか、国際社会や日EU関係における協力について意見交換を行った。10月にはツルナダク・ボスニア・ヘルツェゴビナ外相が訪日し、河野外務大臣との間で外相会談を実施し、外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。平成30年1月には、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてセルビアを訪問し、ブチッチ大統領と首脳会談を行い、安倍総理大臣の提唱する西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で協力を進めていくことで一致した。平成30年2月のミュンヘン安全保障会議の際には、河野外務大臣がブシャティ・アルバニア外相及びディミトロフ・北マケドニア外相と会談し、西バルカン地域との協力等につき意見交換を行った。また平成30年2月に堀井学外務大臣政務官がコソボを訪問し、コソボ独立10周年記念式典に参加したほか、コソボ要人との間で二国間関係発展の重要性等につき一致した。平成30年3月には、パツォーリ・コソボ第一副首相兼外相が訪日し、河野外務大臣との間で、令和元年の外交関係樹立10周年に向けた協力等につき意見交換を行った。

(4) V4諸国との間では、平成29年が日・ポーランド国交回復60周年に当たることもあり、年度を通してポーランドとの往来が活発に行われた。5月、ヴァシチコフスキ外相が訪日し、岸田外務大臣との間で外相会談を実施した。また平成30年1月にはジェジチャク外務副大臣が訪日し、中根外務副大臣と会談を行い、上記行動計画の着実な履行に向けた協力を確認した。チェコからは、6月にソボトカ首相が実務訪問賓客として訪日し、安倍総理大臣との間で首脳会談を実施し、二国間関係や国際社会における協力につき意見交換を行った。スロバキアについては、5月にコルチョク外務・欧州問題副大臣が訪日し、滝沢外務大臣政務官と会談を行い、二国間の経済分野における進捗状況を評価し、日本からスロバキアへの研究・開発分野等における投資拡大等につき意見交換を行った。7月にはライチャーク・スロバキア外務・欧州問題相が次期国連総会議長として訪日し、安倍総理大臣との間で会談を行い、北朝鮮問題に関する日本の立場につき、理解と支援を求めた。12月には、OSCE外相理事会の機会に中根外務副大臣がパリーゼク・スロバキア外務・欧州問題副大臣と会談を行うとともにスロバキアを訪問し、フェレンツ・スロバキア経済副大臣らと会談を行った。その際、令和2年の交流100周年に向けた二国間関係の強化、スロバキアにおける投資環境整備の推進等につき意見交換を行った。ハンガリーとの間では、11月のASEM外相会合の際に、中根外務副大臣とシーヤールト・外務貿易相との会談が行われ、令和元年の外交関係開設150周年や人的交流の拡大に向けた協力につき一致した。

(5) 5月に岸田外務大臣がオーストリアを訪問し、令和元年の外交関係樹立150周年に向けた二国間関係の強化等につき、クルツ欧州・統合・外務担当相と会談を行った。スロベニアとは、10月に外交関係樹立25周年を迎え、両首脳・外相間で祝賀メッセージを交換した。11月にはASEM外相会合の機会に中根外務副大臣とロガル・スロベニア外務副大臣との会談が行われ、良好な二国間関係の更なる強化等を確認した。7月には、岸外務副大臣がルーマニアを訪問し、ヨハニス大統領を始めとするルーマニア要人との間で二国間関係の更なる促進や、国際社会における緊密な連携につき確認した。平成30年1月、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めて、ブルガリア（平成30年前半のEU議長国）及びルーマニアを訪問した。首脳会談においては、それぞれ二国間関係、日EU関係のほか、北朝鮮問題を含めたアジア太平洋の厳しい安全保障環境について認識を共有した。ギリシャについては、平成30年1月のバンクーバーにおける北朝鮮に関する関係国外相会合の機会に、河野外務大臣とコジラス外相との間で外相会談を実施し、令和元年の日ギリシャ修好120周年や令和2年の東京五輪に向けて二国間関係強化の機運を高めていくことで一致した。また、中東・北アフリカ有事の際の退避地となり得るキプロスについては、現地体制の強化を図るべく、平成30年1月に在キプロス日本大使館を開設した。

2 議会間・議員間でも、以下のとおり活発な議員交流が行われ、外務省はその円滑な実施を支援した。

7月にイエメツ・ウクライナ最高会議対日友好議連会長一行が訪日し、日本側友好議連との間で意見交換を行った。また、7月、衆議院外務委員会一行がスロバキア、クロアチア及びギリシャを訪問、郡司参議院副議長がポーランドを訪問した。8月には参議院日本ブルガリア友好議員連盟会長一行がブルガリアを、12月には参議院議長一行がギリシャを訪問するなど、数多くの国会議員・衆参公式派遣団の往来が実現した。

3 閣僚級招へいでは、10月にステバノビッチ・セルビア外務次官、平成30年2月にドンチェフ・ブルガリア副首相が訪日した。前者は中根外務副大臣と、後者は河野外務大臣とそれぞれ二国間関係や西バルカン地域情勢につき意見を交わし、国際社会における協力を確認した。ドンチェフ・ブルガリア副首相は、世耕経済産業大臣、松山内閣府特命担当大臣、野上官房副長官等との意見交換を行った。ドイツからは、イッシンガー・ミュンヘン安全保障会議議長を招へいし、外務省関係者等との意見交換のほか、外務大臣表敬を行った。

4 5月のヴァシチコフスキ・ポーランド外相訪日時に、①政治・安全保障協力、②経済・科学・技術協力、③文化・人的交流の促進、④多国間協力を柱とした「日・ポーランド戦略的パートナーシップ関係に関する行動計画」が、6月のソボトカ・チェコ首相訪日時には日・チェコ両首脳立ち会いの下、両国間のワーキング・ホリデー協定が、それぞれ署名された。

5 平成30年1月、日本の総理大臣として初めて、安倍総理大臣がブルガリア、ルーマニア及びセルビアを訪問し、各国との間で二国間関係の強化を確認したほか、西バルカン地域における支援を表明した。

平成30年度目標

1 欧州が英国のEU離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中で、中・東欧諸国との間で多岐にわたる協力関係を深化させ、国際社会の共通の課題に連携して取り組むため、政府ハイレベル間の対話・会談を引き続き実施する。そうした機会を捉え、両国関係に係る文書等を作成するとともに、様々な分野における協力の一層の推進について一致することを目指す。必要に応じて、投資環境の整備・改善を要請する等、経済関係の強化の後押しに努める。特に以下を実施する。

(1) ドイツ

欧州で一層存在感を高めるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、東アジアを始めとする地域情勢や国連安保理改革等国際社会の諸課題に対処するため、頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

(2) ウクライナ

政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

(3) 西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）

西バルカン地域の安定は、欧州ひいては国際社会の平和と繁栄にとって重要であることから、この地域の安定と発展に向けた取組を支援しつつ、引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。

(4) V4（ヴィシエグラード4）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

基本的価値を共有し共通の課題に取り組む重要なパートナーであるV4諸国との協力関係を拡

大するため、二国間及びV 4 +日本の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V 4 各国との政治、経済等の分野における関係の更なる深化を目指す。

(5) その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、クロアチア、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ、モルドバ）

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の構築・強化に向け、政府ハイレベル間の対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については、優先的に取り組む。

- 2 議会間、議員間の活発な交流を継続支援する。
- 3 ハイレベルの政府要人等を招へいするとともに、訪日後のフォローアップを適切に行う。
- 4 政務ハイレベルの未訪問国及び政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国とのハイレベル対話を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 要人往来や各種国際会議の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベル間の対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。

(1) ドイツ

3回の日独首脳会談（6月、10月及び平成31年2月）及び5回の外相会談（4月、5月、7月、9月及び平成31年2月。電話会談を含む。）等のハイレベルでの会談を実施した。

9月の河野外務大臣訪独では、外相会談を行ったほか、メルケル首相表敬に加えて与党CDU/CSU院内会派会に日本の外務大臣として初めて出席し、東アジア情勢や国際経済システムが直面する課題等について日本の立場を説明し、戦後の自由で開かれた国際秩序の下で平和国家として発展してきた日独が、ルールに基づく国際秩序の維持・強化のために一層緊密に協力していくことが重要である旨述べた。また、平成31年2月の日独首脳会談では、安保・防衛分野を中心とした日独協力の地平の拡大を確認するとともに、自動運転やAIといった先端技術分野での協力強化で一致した。

(2) ウクライナ

4月、クリムキン外相を交えたG7外相アウトリーチ会合が開催され、河野外務大臣は、ウクライナの改革支援を含め、ウクライナ問題の解決に向けた議論を行った。6月末にはコペンハーゲンでフロイスマン首相が主催する「ウクライナの改革に関する国際会議」が開催され、堀井学外務大臣政務官が日本政府を代表して出席の上、ウクライナの改革努力を支援する旨のスピーチを行った。

(3) 西バルカン諸国

5月にブシャティ・アルバニア外相が訪日し、河野外務大臣との間で経済や文化などの分野での交流の促進等につき意見交換を行った。10月には、山田外務大臣政務官がセルビア及びクロアチアを訪問した。セルビアでは、日本セルビア・ビジネスフォーラムに参加、クロアチアでは、日クロアチア租税協定に署名し、両国それぞれとの間で経済分野の交流を活性化させていくことにつき一致した。11月にはダルマノビッチ・モンテネグロ外相が訪日し、河野外務大臣との間で外相会談を実施し、政府間対話の活性化に向け、外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。また、平成31年2月には、阿部外務副大臣がコソボを訪問し、日コソボ外交関係樹立10周年記念式典に参加したほか、コソボ要人との間で経済や文化面を始め幅広い分野での交流活性化に向け関係を強化していくことを確認した。

(4) V4（ヴィシエグラド4）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

7月に河野外務大臣の日本の外務大臣として11年ぶりのポーランド訪問が実現し、戦略的パートナーシップに向けた行動計画の進捗状況につき確認した。また、この機会にコシノジュンコ氏監修による国交樹立100周年の記念ロゴマークを両外相の立ち会いの下、発表した。平成31年2月には、菌浦総理大臣補佐官がワルシャワで行われた中東に関する国際会議に出席した際、国家安全保障局長官と会談を行い、二国間関係及び国際情勢につき意見交換を行った。

チェコからは、4月にスタシエク外務次官、6月にトラパ外務副大臣が訪日し、それぞれ中根外務副大臣と会談を行い、令和2年に控える日チェコ交流100周年に向けた二国間関係の促進や国際社会における協力につき活発な意見交換が行われた。また、11月からワーキング・ホリデー制度が運用開始となった。

スロバキアとは、12月のOSCE外相理事会の機会を捉え、阿部外務副大臣とパリーゼク外務・欧州問題副大臣との間で意見交換が行われた。また、平成31年2月のミュンヘン安全保障会議の機会を捉え、ライチャーク外務・欧州問題担当相と河野外務大臣との間で外相会談が行われ、二国間関係及び国際社会における協力につき意見交換が行われた。平成31年3月には、ジガ経済相が来日し、磯崎経済産業副大臣及び経団連幹部と会談し、日EU・EPA発効後の二国間経済関係に関して意見交換を行った。

ハンガリーについては、7月、林文部科学大臣が訪問し、ヒッレル国会副議長やシュミット国際オリンピック委員とスポーツ交流等につき意見交換が行われた。また、10月には松井大阪府知事が訪問し、シーヤールト外務貿易相、グヤーシュ首相府長官ら政府要人を表敬し、意見交換を行った。

V4との対話については、10月のASEM首脳会合の機会を捉え、5年ぶりとなる第2回「V4+日本」首脳会合が開催され、V4首脳と安倍総理大臣との間で幅広い分野での議論が行われた。

(5) その他

7月には、中根外務副大臣がキプロス及びギリシャを訪問した。キプロスにおいては、日本大使館開館記念式典に参加したほか、先方外相との間で邦人待避に関する協力覚書に署名した。ギリシャにおいては、先方外務副大臣との間で令和元年の日希修好120周年等に向け二国間関係強化の機運を高めていくことを確認した。また、河野外務大臣は、9月の国連総会の際にビルチャル・ルーマニア副首相及びザハリエヴァ・ブルガリア外相との間で、12月のドーハフォーラムの際にメレシュカース・ルーマニア外相との間で、平成31年3月の第5回国際女性会議（WAW）の際に訪日したペイチノビッチ＝ブリッチ・クロアチア副首相兼外相との間で、それぞれ、二国間関係のほか、国際社会や日EU関係における協力について意見交換を行った。

スロベニアとは、平成31年2月に、ミュンヘン安全保障会議の際に11年ぶりの外相会談を実施し、二国間関係、西バルカン地域における協力、国際情勢等について議論を行った。

7月にはウリアノブスキ・モルドバ外務・欧州統合相が訪日し、河野外務大臣との間で外相会談を実施し、外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入を決定した。

- 2 7月には日・アルバニア友好議連一行がアルバニアを訪問した。11月には、カラヤンチェヴァ・ブルガリア国民議会議長が、平成31年3月にはヴェセリ・コソボ議会議長が訪日し、それぞれ伊達参議院議長、大島衆議院議長との間で意見交換を行った。

チェコについては、5月のヴォンドラーチェク下院議長及び下院国防委員会一行、また10月には上院の農業・交通・教育委員会一行が訪日した。7月には衆議院外務委員会がスイス、オーストリアとともにポーランドを訪問した。

特にポーランドについては、国交樹立100年を迎えた平成31年1月に、額賀日本ポーランド友好議員連盟会長一行が同国を訪問し、政府及び議会関係者と意見交換を行い、国交樹立100周年のオープングレセプションに出席した。

- 3 政府要人の招へいではないが、平成30年10月から11月にかけて、ソーシャルメディア発信者招へいの枠組みで、ウクライナの著名ジャーナリスト・ブロガーであるボチカラ記者を招へいし、拉致問題、核・ミサイル問題を含む、日本から見た北朝鮮の事情を中心に取材をアレンジした。日本滞在中及びウクライナ帰国後、同人は自身のブログ等で訪日取材について発信し、東アジアから地理的に離れているウクライナにおいても北朝鮮に関する日本の立場等、日本に対する理解を深める契機となった。

平成30年1月に安倍総理大臣から発表した「西バルカン協力イニシアティブ」の下、戦略的実務者招へいで、12月に、西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）の商工会議所関係者が訪日し、山田外務大臣政務官と意見交換を行うとともに、西バルカンビジネスセミナーを開催し、日本と西バルカン諸国との経済関係強化を図ったほか、アルバニアからヴェリアイ・ティラナ市長が訪日し、河野外務大臣との意見交換を行い、二国間の協力関係を更に発展させていくことを確認した。

- 4 上述のとおり7月に中根外務副大臣がキプロスを、平成31年2月に阿部外務副大臣がコソボを、日本の外務副大臣として初めて訪問した。

また、上記1(5)の日スロベニア外相会談は11年ぶりに実現したものである。

令和元年度目標

中・東欧諸国との間で以下の取組を進める。

1 ドイツ

欧州で一層存在感を高めるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、東アジアを始めとする地域情勢や国連安保理改革等国際社会の諸課題に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

2 ウクライナ

大統領選挙（平成31年3月31日、4月21日）、議会選挙（10月）があり、ウクライナ国内情勢をフォローし、ウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベルの交流等を通じて、両国関係の更なる深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

- 3 西バルカン諸国（アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）
西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとって重要であることから、この地域の安定と発展に向けた取組みを支援しつつ、引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。
- 4 V4（ヴィシェグラード4）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）
共通の課題に取り組むパートナーであるV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及びV4+日本の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V4各国との政治、経済等の分野における関係の更なる深化を目指す。特に令和元年は日・ポーランド国交樹立100周年、日・ハンガリー外交関係開設50周年、令和2年は日・チェコ、日・スロバキア交流100周年という節目の年を迎えることから、幅広い分野での進展及び人的交流の拡大を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

ドイツとの間では首脳会談が3回（6月、8月及び10月）、外相会談が4回（4月、6月、11月及び令和2年3月。電話会談を含む）行われ、国際情勢や第三国協力、二国間関係についてハイレベルで緊密な意見交換を行い、国際社会の諸課題について認識を共有した。

2 ウクライナ

5月のウクライナ新大統領就任式に遠山清彦総理特使（衆議院議員）を派遣し、ゼレンスキー大統領に日本側の祝意を伝達した。7月にはトロントで行われた「ウクライナの改革に関する国際会議」に山田外務大臣政務官が出席し、ウクライナの改革努力を引き続き後押ししていくことを表明した。10月の即位の礼に際してゼレンスキー大統領とプリスタイコ外相が訪日し、首脳会談、外相会談が行われ、二国間関係、ウクライナ情勢、国際情勢等について意見交換が行われた。12月の第8回日・ウクライナ経済合同会議には、ウクライナの政財界の代表団が訪日し、日本の政府・経済関係者との協議が行われた。令和2年1月には第2回日ウクライナ・サイバー協議が開催され、サイバー分野での協力等について意見交換が行われた。

3 西バルカン諸国

西バルカン諸国との間では、8月に河野外務大臣がブルガリア（12年ぶり）、セルビア（18年ぶり）、クロアチア（24年ぶり）、スロベニア（日本の外相として初）を訪問し、各国との間で経済関係を始めとする様々な分野において関係を発展させていくことを確認したほか、西バルカン地域の安定と平和に向けた取組に係る意見交換を行った。9月には、サチ・コソボ大統領が訪日し、安倍総理大臣との首脳会談では、外交関係樹立10周年を迎えたことを踏まえつつ、今後の更なる二国間関係の発展の重要性等につき一致した。10月には、サチ・コソボ大統領、ブルナビッチ・セルビア首相、ジュカノビッチ・モンテネグロ大統領、メタ・アルバニア大統領が即位の礼に際し訪日し、安倍総理大臣と会談を行い、西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で協力を進めていくことで一致した。

4 V4（ヴィシェグラード4）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

スロバキア議長国のもと、4月に第3回「V4+日本」首脳会合が実現し、平成30年10月の第2回首脳会合から約半年後の実施となったことで、政治対話が深まった。

令和元年の日・ポーランド国交樹立100周年、日・ハンガリー外交関係開設150周年には、皇室御訪問や、即位の礼における要人訪日等、ハイレベルの要人往来が活発化した。

ハンガリー、ポーランド、チェコの首相訪日、ハンガリー、スロバキアの外相訪日、安倍総理大臣のスロバキア訪問など、V4各国とは二国間でも政治対話が活発化し、二国間関係が深まった。

「V4+日本」セミナーの実施や周年事業をとおり、相互理解が深まった。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標（--年度）

欧州が英国のEU離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

平成29年度目標

更なる政策調整・協力を進めるため、次官級・局長級協議を積極的に実施する。

- 1 ドイツ
次官級協議等を実施し、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、英国の EU 離脱等で不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。
- 2 ウクライナ
実務レベルでの協議を継続し、日本が引き続きウクライナ問題を重視している姿勢を示すとともに、両国が国連安保理非常任理事国として国際社会の諸課題に対して協力して取り組むべく政策調整を行う。
- 3 V4 諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）
「V4 + 日本」政策対話や V4 各国との実務レベルの協議を継続し EU の動向のフォローや、EU にとっての日本のプレゼンスの向上等に努め、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。
- 4 GUAM（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）
GUAM 諸国間のネットワークを強化すべく、様々な分野の実務家等を招へいし、毎年実施している「GUAM+日本」ワークショップを開催するとともに、ハイレベル会合の実施を追求し、関係深化に向けた政策調整を行う。
- 5 西バルカン諸国（アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）
地政学的重要性が高まっている西バルカン地域においては、平成 29 年 1 月、新たに 2 公館（アルバニア及び北マケドニア）を開館し、当該地域諸国との一層の関係促進のための土壌が整いつつあることから、実務レベルでの協議を継続、又は新たに行うことにより、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。
- 6 その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ、モルドバ）
基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の推進に向け、政府間対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得る機会とすべく、一層積極的に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 ドイツについては、次官協議等を実施し、安全保障分野での協力等につき議論するとともに、G7 や、G20 における連携や国連改革等のグローバルな課題に協力して取り組むことを確認したほか、東アジアや欧州を始めとする地域情勢についても議論した。
- 2 ウクライナについては、10 月にエリセーエフ大統領府副長官を訪日招へいし、地域情勢やウクライナの国内改革等、幅広い分野について意見交換を行った。12 月には、政務協議を実施し、二国間関係、地域情勢、国連安保理を含む国際社会における協力等について意見交換を行い、ハイレベル政治対話を含む今後の二国間関係の発展に向けて方向性を共有した。また、第 5 回日ウクライナ原発事故後協力合同委員会を実施し、被災地域の復興や課題、取組について意見交換を行った。
- 3 V4 諸国については 11 月に V4 担当大使を任命し、「V4 + 日本」協力の活性化の基礎を構築した。また、平成 30 年 3 月には V4 諸国の政務局長級関係者との間で第 9 回「V4 + 日本」政策対話を実施し、日・V4 諸国間の協力や関係促進に向けた体制等につき意見交換を行った。その他、12 月にポーランドとの間で政務協議を実施し、二国間関係のほか、地域情勢、国際社会における協力等につき幅広く意見交換を行った。
- 4 10 周年を迎えた「GUAM+日本」協力については、9 月に第 5 回「GUAM+日本」外相級会合を実施し、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて出席し、観光・貿易・投資分野を始めとした日・GUAM 諸国間の協力、法の支配の確立、北朝鮮問題等につき言及した共同プレスリリースを発出した。平成 30 年 1 月には、GUAM 諸国の中小企業振興に携わる政府・民間関係者を招へいし、「中小企業振興」をテーマとしたワークショップを開催し、日本と各国の政策の比較や各国の施策の改善点につき議論を行い、日・GUAM 諸国との経済交流の一層の活性化を図った。
- 5 西バルカン諸国については、7 月にモンテネグロ、8 月にコソボとの間で政務協議を実施し、経済分野を始めとする二国間関係、西バルカンや東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議を行った。また、アルバニア及び北マケドニアとの間で、今後政務協議を行っていくことで一致した。平成 30 年 1 月、西バルカン担当大使を任命し、西バルカン諸国との対話の強化の基礎を構築した。
- 6 その他の国については、平成 30 年 3 月にブルガリアとの間で政務協議を実施し、「西バルカン協カイニシアティブ」の具体化に向けた協力体制の確認や、国際社会における協力、日・ブルガリア

間の経済事情につき協議を行った。また、10月にスロベニア、12月にブルガリア、平成30年1月にチェコ、同年3月にルーマニアとの間でそれぞれ科学技術協力合同委員会が実施され、研究開発の情報交換、研究者交流、共同研究等の協力活動の促進という成果を挙げた。

平成30年度目標

実務レベルでの更なる政策調整・協力を進めるため、次官級・局長級協議を積極的に実施する。必要に応じて、投資環境の整備・改善を要請する等、経済関係の強化の後押しに努める。

1 ドイツ

次官協議等を実施し、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、英国のEU離脱等を受けて不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

2 ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

3 V4諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、EU及び欧州でプレゼンスを高めつつあるV4の動向のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4 GUAM（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）

GUAM諸国間のネットワークを強化すべく、実務家レベルの交流等を通して、「GUAM+日本」の枠組みでの対話を継続し、関係深化に向けた政策調整を行う。

5 西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）

欧州ひいては国際社会の平和と安定にとり重要な西バルカン地域については、同地域における経済社会改革の支援を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との実務レベルでの対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。具体的には、①西バルカン担当大使による政策協議・対話の実施、②新規経済協力案件発掘に向けたJICA調査員の派遣、③防災、中小企業振興等に関する地域協力のためのセミナー実施等による知見の共有を同イニシアティブの軸とし、事業の具体化に向け各国との調整を行う。

6 その他（スイス、オーストリア、リヒテンシュタイン、クロアチア、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ、モルドバ）

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の構築・強化に向け、実務レベルでの対話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話については、優先的に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

次官協議については先方の都合により延期となり年度内の実施は困難となったが、局長級の政策企画協議や次官級外務・防衛当局間協議（2+2）を実施し、安保・防衛分野を含む国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行った。

2 ウクライナ

10月に、ウクライナ側から外務・国防両省からそれぞれ次官の訪日を得て、初の安保協議を実施し、防衛当局間で防衛協力・交流覚書に署名した。11月末、クリミア半島東部のケルチ海峡付近にてウクライナ海軍船舶3隻がロシア国境警備局に拿捕された際には、ウクライナの立場も踏まえつつ、関係国と連携してG7外相声明を発出した。

3 V4諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

平成31年3月に4年ぶりにポーランドとの間で次官級協議を実施し、二国間関係や国際情勢等幅広い分野について意見交換を行った。

4 GUAM

9月に「GUAM+日本」外相会合を実施し、地域的・国際的課題に関して意見交換を行うとともに、「日GUAM協力プログラム」を実施していく強い意図を表明する共同プレスリリースを発出した。

5 西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との実務レベルでの対話の強化、各種招へい等を行った。具体的には以下のとおり。

(1) 西バルカン担当大使は、全ての西バルカン諸国との間で政務協議を実施し（5月：セルビア、北マケドニア及びボスニア・ヘルツェゴビナ、6月：コソボ、平成31年1月：モンテネグロ及びアルバニア）、経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し、西バルカンや東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議した。

(2) 6月から7月にかけて、新規経済協力案件発掘に向け、西バルカン全域へ JICA 調査員を派遣した。10月には、西バルカン地域青年協力機構（RYCO）との協力で西バルカン諸国の青年を招へいし、異文化交流を通じた民族融和を促した。

(3) 12月には、西バルカン諸国の商工会議所関係者等を招へいの上、日本企業を対象とした西バルカンビジネスセミナーを東京で開催し、経済関係の強化を図った。さらには、平成31年2月に日本人専門家を派遣し、ブルガリアにおいて洪水対策に関する防災セミナーを開催し、日本の知見を共有するとともに、西バルカン諸国に対して地域協力を促した。

6 その他

4月にルーマニア、平成31年1月にクロアチアとの間で政務協議を実施し、経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し、欧州や東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議を行った。

5月にはスロベニアとの間で政務協議を実施し、二国間関係及び西バルカン地域における協力、国際情勢等について意見交換を行った。

12月にモルドバとの間で政務協議を実施し、経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し、欧州や東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議を行った。

令和元年度目標

1 ドイツ

平成30年度は延期となった次官協議ほか、その他の日独間の実務レベル協議を実施し、英国のEU離脱等で不透明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

2 西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援を目的とした「西バルカン協カイニシアティブ」の枠組みの下、各国との実務レベルでの対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。具体的には、①西バルカン担当大使による政策協議・対話の実施、②新規経済協力案件発掘に向けた JICA 調査員の派遣、③防災、中小企業振興等に関する地域協力のためのセミナー実施等による知見の共有を同イニシアティブの軸とし、事業の具体化に向け各国との調整を行う。

3 V4諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の動向のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

次官協議は、先方の都合により2度にわたり協議が延期となった。他方、11月に日独外務・防衛当局間協議（PM協議）を実施し、二国間関係、地域情勢のほか、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力について有意義な協議を実施。

2 西バルカン諸国

「西バルカン協カイニシアティブ」の枠組みの下、各国との対話の強化、招へい等を実施した。8月、河野外務大臣が、ブルガリア、セルビア、クロアチア、スロベニアを訪問し各国外相との間で、経済分野を始めとする二国間関係の強化を確認し、西バルカンや東アジアにおける地域情勢、国際社会における協力につき協議した。また、11月には、西バルカン地域青年協力機構（RYCO）との協力で西バルカン諸国の青年を招へいし、異文化交流を通じた民族融和を促したほか、令和2年2月には、ブルガリアとの協力の下、西バルカン諸国の防災実務者を招へいし、防災をテーマに日本の知見の共有を行ったほか、北マケドニアにおいて中小企業振興分野の講座を開設する等、西バルカン諸国に対して地域の共通課題に関する域内協力を促した。

3 V4諸国

4月にグローバル経済と自由貿易をテーマとした「V4+日本」セミナーを実施した。V4担当大使と各国大使、事務レベル（課長級）との協議も日本で実施した。「V4+日本」政策対話は、関係者の都合が合わずに年度内に実施できなかったが、4月に首脳会合が実現し、協力案件フォローアップや次回会合開催やV4各国との政治対話強化への機運が高まり、V4との関係強化につながった。

測定指標 3-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標（一年度）

シンポジウム等を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

平成 29 年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日独フォーラム
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
- 3 「V4+日本」セミナー

その他、中・東欧諸国にて開催されるシンポジウムやフォーラムに対して、現地日本企業の参加を促したり必要に応じて有識者等の派遣を行い、民間の人的・知的交流を推進し、様々なレベルでの関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 11 月、日独の著名な有識者や政治家の参加を得て、東京において第 26 回「日独フォーラム」及び第 4 回「日独 1.5 トラック安全保障対話」を開催し、日独の政治や社会、国際情勢等について闊達な意見交換を行った。特に、グローバル・リーダー不在の世界が直面する様々な課題に対して日独が連携して取り組む重要性や、今後更に発展するデジタル化社会への対応方法等につき議論が行われた。
- 2 オーストリアとの間では、7 月、著名な有識者や政治家の参加を得て「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第 21 回会合を静岡市で開催し、農林業の将来と地方経済の活性化等のテーマで、自由闊達な議論が行われた。
- 3 平成 30 年 2 月に「V4+日本」協力の一環として、英国の EU 離脱 (Brexit) をテーマにしたセミナーを開催した。政治・経済双方の側面から、V4 各国の実務者や日本の専門家が見解を発表し、参加者との間で活発な意見交換が行われた。
- 4 その他、ギリシャやブルガリアの現地有力紙の編集長、記者及びシンクタンクの所長を招へいした。外務省によるブリーフィングや政府関係者・民間企業へのインタビューを実施し、帰国後には日本関連の記事が多数掲載される等、民間レベルにおける対日理解促進・対外発信の観点から大きな成果があった。平成 30 年 1 月には、GUAM 諸国の中小企業振興に携わる政府・民間関係者を招へいし、「中小企業振興」をテーマとしたワークショップを開催したほか、同年 3 月、コヴァル・ポーランド科学アカデミー講師（元外務副大臣）を招へいし、日本の対東アジア政策をインプットし、理解を得ることができた。

平成 30 年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日独フォーラム
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
- 3 「V4+日本」セミナー

その他、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促したり、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 10 月、日独の著名な有識者や政治家の参加を得て、ベルリンで第 27 回「日独フォーラム」及び第 5 回「日独 1.5 トラック安全保障対話」を開催し、日独の政治や社会、国際情勢等について闊達な意見交換を行った。特に、ルールに基づく国際秩序が挑戦を受ける中で、基本的価値を共有する日独が主導力を発揮することの重要性や、AI 分野における日独協力の可能性等につき議論が行われた。

- 2 11月、ウィーン及びオーバーエスタライヒ州において、将来の課題のための日・オーストリア委員会第22回会合を実施。公開シンポジウムでは、自動運転及びサイバーセキュリティをテーマとし、両国の取組を共有するとともに、今後の課題について意見交換が行われた。委員による会合では、多国間主義・法の支配について、現下の国際情勢を踏まえ、普遍的価値に基づく国際秩序の維持のための国際協力について活発な議論が行われた。
- 3 6月にハンガリーで開催されたV4局長級防災セミナーに、丸谷東北大学教授を派遣し、日本における災害対策に関する講演を行った。また、その中で、東日本大震災等日本における自然災害や災害対策システム、将来的な対策、指針、企業活動の防災活動やその役割等につき説明を行った。

令和元年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日独フォーラム
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
また、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促し、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日独フォーラム
12月、東京で第28回「日独フォーラム」及び第6回「日独1.5トラック安全保障対話」を開催した。日独フォーラムでは、「世界で台頭する保護主義と権威主義への対応」や「日独企業によるSDGsへの取組と日独協力の可能性」等をテーマに、日独の著名な有識者、財界人や政治家の参加を得て、闊達な議論が行われた。
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
9月、北海道旭川市において、将来の課題のための日・オーストリア委員会第23回会合を実施した。公開シンポジウムでは、観光と地域経済活性化をテーマに、両国の観光分野における取り組みや課題を紹介し、意見交換が行われた。翌日の非公開セッションでは、観光とデジタル化、女性の活躍と地方経済の2つのテーマについて外部専門家を招いて活発な議論が行われた。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標3-4 中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

	中期目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29・30・令和元年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、来訪については、国家元首・政府の長・外相等 ①往訪数 ②来訪数	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準	①23 ②10	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準	①13 ②22	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準	①17 ②43	b

評価結果（個別分野3）

施策の分析

【測定指標 3-1 政府間対話の進展 *】

直近3年度でドイツ、ウクライナ、西バルカン諸国、V4諸国と活発な要人往来を実現し、ハイレベルの政府間対話により各国との信頼感関係を高めるとともに、国際社会における連携をより緊密化できたことからおおむね目標を達成することができた。（平成29年度～令和元年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

ドイツについて、直近3年度で9回の首脳会談、13回の外相会談を通じて強固な二国間関係を築くだけにとどまらず、東アジアを始めとする地域情勢や、国連安保理改革等の国際社会における協力の強化についても共通の認識を醸成することができた。また、平成31年2月の首脳会談では、協力の裾野を自動運転、AI等の先端技術分野にも広げることで一致し、日独協力の地平の拡大を確認した。

ウクライナについて、外交関係樹立25周年にあたる平成29年を「ウクライナにおける日本年」と位置づけ、文化行事を大使館が中心となり数多く開催することで、二国間関係の強化を実現した。令和元年度には、ゼレンスキー大統領とプリスタイコ外相の訪日を実現する等、ハイレベルな往来も継続した。また、直近3年度を通じて継続的にウクライナ安定化を支援する姿勢を示し、平成30年度と令和元年度の「ウクライナの改革に関する国際会議」にはそれぞれ堀外務大臣政務官、山田外務大臣政務官が出席し、ウクライナの改革努力を支援する旨のスピーチを行った。

西バルカン諸国について、西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で、従来見られなかったハイレベルな要人往来を通じ、経済関係を始めとした様々な分野での関係強化を実現した。また要人往来をきっかけに、平成29年度のボスニア・ヘルツェゴビナへの外交・公用旅券所持者への査証免除措置導入や、アルバニア、北マケドニア、コソボにおける日本大使館・兼勤駐在官事務所の開設等、西バルカン諸国との政府間協力が大きく進展した。

V4諸国について、日・ポーランド国交樹立100周年、日・ハンガリー外交関係開設150周年にあたる令和元年度はモラヴィエツキ・ポーランド首相、オルバーン・ハンガリー首相がそれぞれ訪日し首脳会談を行う等、従来見られなかったハイレベルの往来が実現した。また、直近3年度で2回の「V4+日本」首脳会合が開催され、普遍的価値を共有するパートナーとして、今後も「V4+日本」の枠組みを強化していくことで一致し、経済・科学分野協力や西バルカン支援も継続的に取り組む認識を共有することができた。

また、直近3年度で2回の「GUAM+日本」外相級会合が開催された。GUAM諸国間の連携を後押しする立場を強調することで、近年着実に緊密化している「GUAM+日本」の枠組みの進展を確認した。

【測定指標 3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *】

直近3年度でドイツ、ウクライナ、V4諸国、GUAM、西バルカン諸国等との間で各種協議等を通じて、経済や安保・防衛協力分野を始めとする具体的な協力が進展したことから、おおむね目標を達成することができた。（平成29年度～令和元年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

ドイツについて、平成29年度以降、次官協議は先方の都合により2度の延期となったものの、平成30年、令和元年に次官級外務、防衛当局間協議を開催し、二国間関係や地域情勢のほか、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力について有意義な協議を実施。更なる二国間関係強化を促す重要な機会となった。

ウクライナについて、平成29年に大統領府副長官が訪日、その後政務協議を実施したのにつき、平成30年度に初の安保協議を実施し、防衛当局間の防衛協力・交流覚書署名につながった。

西バルカン諸国について、平成30年1月に西バルカン担当大使を任命したことで、各国との二国間関係強化の土壌を築くことができた。その後、新規経済協力案件発掘に向けたJICA調査員の派遣、西バルカン地域青年協力機構（RYCO）と共同で行った招へい事業、ビジネスや防災をテーマにしたセミナー等を実施することで、「西バルカン協力イニシアティブ」の具現化につながった。

V4諸国について、平成29年にV4担当大使を任命することで、「V4+日本」枠組みの活性化の基礎を構築できた。その後「V4+日本」政策対話等を通じて二国間関係の強化を図ることにより、令和元年度にはオルバーン・ハンガリー首相やモラヴィエツキ・ポーランド大統領等のハイレベルの訪日を実現することができた。

平成29年に10周年を迎えた「GUAM+日本」協力は、平成29年、30年に「GUAM+日本」外相会合を実施し、ハイレベルで日・GUAM協力の進展を確認した。また、ワークショップの開催や招へい事業を実施することで日・GUAM諸国間の経済交流の一層の活性化につなげた。

【測定指標 3-3 民間の人的・知的交流の進展】

直近3年度で、「日独フォーラム」及び「日独1.5トラック安全保障対話」を各3回ずつ継続的に開催した。従来からの安保分野での強化のみならず、デジタル化社会への対応やAI分野における協力の可能性などを両国の著名な政治家や知識人が意見交換することにより、民間レベルでの協力が更に深まることとなった。

将来の課題のための日・オーストリア委員会についても直近3年度で継続的に開催した。外部から著名な有識者の参加を得て、林業からサイバーセキュリティまで幅広い分野について両国間の取組や課題の共有を行うことで、活発な議論を展開できた。（平成29年度～令和元年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

【測定指標3-4 中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）】

要人往訪数、来訪数ともに直近3年度で相当程度活発化し、各国と緊密に対話を行うことによって協力関係をより緊密化させた。（平成29年度～令和元年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

中・東欧諸国は、日本にとって自由、民主主義、法の支配及び人権などの基本的価値や原則を共有し、国際社会の課題に共に取り組む重要なパートナーである。欧州全体が英国のEU離脱及び移民・難民等の課題に直面する今、中・東欧諸国と緊密な二国間関係を維持・発展させ、政策協調と相互協力を促進させることは日本にとって不可欠である。

したがって、中・東欧諸国との間で対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化することは非常に重要である。また、共通の課題に関する協力関係を継続・促進することも必要不可欠であり、今後ともこれらの達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

3-1 政府間対話の進展 *

令和元年度を通じて、中・東欧諸国間との二国間関係強化に大きく資したハイレベルの政府間対話の進展を、引き続き重点項目とする。政府ハイレベルが未訪問である国、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話についても、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得る機会とすべく、東京オリンピック等の大型行事を活用して積極的に取り組む。

3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

令和元年度を通じて、政府ハイレベルで合意された事項や中・東欧諸国との協力を具体化する観点から効果が高かったことから、本項目は引き続き重点的に取り組む。今後とも、中期目標の実現に向け、中・東欧諸国の政務レベルでの更なる緊密な関係構築を目指す。

3-3 民間の人的・知的交流の進展

令和元年度を通じて、民間から著名な有識者の参加を得て人的交流の深化を行うことは、民間レベルでの二国間関係の強化に大きく資することになったため、今後も重点的に取り組む。政策効果の観点から有意義だと考えられる招聘事業や派遣事業を積極的に活用し、機を逃さず民間の人的・知的交流の促進を実現する。

3-4 中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

より緊密な二国間関係構築のためには要人往来の増加が重要である。そのため、近年の国際社会の諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え、政務レベルでの連携強化につなげる機会として要人往来を積極的に活用する。については、具体的な数値に拘泥せず、往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中・東欧諸国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準を設定する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・令和元年版外交青書（外交青書2019）
第2章第4節 欧州
- ・外務省ホームページ
欧州

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html>)

個別分野4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

- 1 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
- 2 北方領土問題を解決して平和条約を締結するための交渉を推進する。そのための環境整備として、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。
- 3 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、平成28年5月の日露首脳会談で具体化に一致した8項目の「協力プラン」等の互恵的な協力を着実に進展させる。
- 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
- 5 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。
- 6 各種招へい事業、交流事業等を実施する。特に平成30年度は「ロシアにおける日本年」、「日本におけるロシア年」を開催し、年度を通じて民間主催行事も含め200件以上の様々な交流行事の実現を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第198回国会施政方針演説（平成31年1月28日）
五 戦後外交の総決算（地球儀俯瞰外交の総仕上げ）
- ・ 第198回国会外交演説（平成31年1月28日）

測定指標4-1 政治対話の深化 *

中期目標（一年度）

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施、議会・議員間交流等を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。

平成29年度目標

- 1 領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。平成29年の早い時期に安倍総理大臣のロシア訪問を実施する。北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成28年12月のプーチン大統領訪日の際の成果をフォローアップしていく。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 安倍総理大臣の2回の訪露（4月、9月）及び河野外務大臣の訪露（11月）を含め、首脳会談を4回、外相会談を5回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアから建設的関与を引き出すよう、直接働きかけた。事務レベルでも、次官級協議や安保協議（8月）を始めとして、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野において活発な議論を行った。
- 2 平成28年12月のプーチン大統領訪日の際の首脳間の合意を踏まえ、9月のウラジオストクでの日露首脳会談で、北方四島における共同経済活動に関し、早期に取り組む5件のプロジェクト候補を特定した。その後、首脳会談、外相会談、次官級協議、局長級作業部会等の機会に、プロジェクト候補の早期実施に向けて精力的な協議が行われた。
- 3 コサチョフ連邦院国際問題委員長（露日議会間・地域間協力支援協議会会長）の訪日（6月及び平成30年1月）、参議院外国議会訪問班の訪露（7月）、山口公明党代表の訪露（9月）等を始めとして、議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

平成30年度目標

- 1 領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロ

- シアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成 28 年 12 月の首脳間の合意の実現を進展させる。
 - 3 活発な議員・議会对話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 安倍総理大臣の 3 回の訪露（5 月、9 月、平成 31 年 1 月）及び河野外務大臣の訪露（7 月、平成 31 年 1 月）を含め、首脳会談を 5 回、外相会談を 6 回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的関与を果たすよう、直接働きかけた。事務レベルでも、次官級協議（5 月、8 月、10 月）や安保協議（7 月）を始めとして、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野において活発な議論を行った。
- 2 平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意した北方四島における共同経済活動については、首脳間、外相間だけでなく、次官級協議及び局長級作業部会でも議論を重ね、9 月のウラジオストクでの日露首脳会談において、両首脳は、5 件のプロジェクト候補の実施に向けた「ロードマップ」を承認した。さらに、11 月の日露首脳会談において、両首脳は、双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを早期に実施するべく、更に作業を進めることで一致し、その後も首脳間、外相間において、こうした方向性が確認されている。こうした協力の積み重ねにより培われた信頼の上に、11 月の日露首脳会談において、安倍総理大臣は、「1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と合意した。さらに 12 月のブエノスアイレス G20 の際の日露首脳会談では、河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とし、その下で森外務審議官及びモルグロフ外務次官を交渉担当者とする事で一致した。その後も、平成 31 年 1 月の首脳会談及び外相会談を始めとして、率直かつ真剣な議論が行われている。
- 3 シュレポフ国家院対日議員グループ代表の訪日（4 月）、伊達忠一・参議院議長の訪露（7 月）、オゼロフ連邦院対日議員グループ代表の訪日（11 月）、逢沢一郎・日ロ友好議員連盟会長の訪露（12 月）、ジューコフ国家院第一副議長の訪日（12 月）等を始めとして、議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

令和元年度目標

- 1 領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って平和条約交渉を進展させる。
- 3 活発な議員・議会对話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 安倍総理大臣の訪露（9 月）、河野外務大臣（5 月）及び茂木外務大臣（12 月）の訪露を含め、首脳会談を 2 回、外相会談を 6 回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的関与を果たすよう、直接働きかけた。事務レベルでも、日露戦略対話（4 月）、次官級協議（4 月、5 月、6 月、9 月、11 月）や安保協議（令和 2 年 1 月）を始めとして、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野において活発な議論を行った。
- 2 6 月の大阪での日露首脳会談において、安倍総理大臣とプーチン大統領は、平成 30 年 11 月にシンガポールにおいて共に表明した、「1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」との決意の下で、引き続き交渉を進めていくことで一致した。9 月のウラジオストクでの日露首脳会談では、両首脳は平和条約締結問題について忌憚のない意見交換を行い、未来志向で作業することを再確認した。また、交渉責任者である日露両外相に対して、双方が受け入れられる解決策を見つけるための共同作業を進めていくよう、改めて指示した。これを受け、茂木外務大臣とラヴロフ外相は、9 月にニューヨーク、11 月に名古屋で日露外相会談を実施し、平和条約交渉を含む今後の協議の進め方などについて議論した。さらに、12 月のモスクワでの日露外相会談では、平和条約交渉について両外相の間で時間をかけて議論し、本格的な協議に入ることができた。
- 3 トゥルチャク「統一ロシア」総評議会書記（連邦院副議長）の訪日（5 月）、自由民主党議員団のウラジオストク・サハリン訪問（8 月）、日ロ友好議員連盟のカムチャツカ訪問（9 月）、ウマハノフ連邦院副議長の訪日（11 月）、コサチョフ連邦院国際問題委員長・ジューコフ国家院第一副

議長の訪日（11月）、露自由民主党議員団の訪日（11月）を始めとして、議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標 4-2 平和条約交渉 *

中期目標（一年度）

北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。

平成 29 年度目標

- 1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。
- 2 平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談で合意した、航空機を利用した元島民による特別墓参、共同経済活動に関する四島への官民現地調査団の派遣、追加的な出入域ポイントの設置を、それぞれ平成 29 年中に実現する。
- 3 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 安倍総理大臣の 2 回の訪露（4月、9月）及び河野外務大臣の訪露（11月）を含め、首脳会談を 4 回、外相会談を 5 回実施し、領土問題について議論した。次官級協議（8月、平成 30 年 2 月）及び局長級作業部会（11月、12月）も実施した。
- 2 (1) 北方四島における共同経済活動に関して、4 月の日露首脳会談で、平成 28 年 12 月の首脳間の合意事項の具体的進展として、北方四島への官民調査団の派遣について一致した。この結果を踏まえ、6 月末に、第一回の北方四島への官民現地調査団の派遣を実施し、7 月の首脳会談及び 8 月の外相会談を経て、9 月のウラジオストクでの首脳会談では、早期に取り組む 5 件のプロジェクト候補を特定するとともに、各プロジェクトの具体的検討と全てのプロジェクトに共通して必要となる人の移動の枠組みに関する検討を加速することで一致した。10 月に第二回の北方四島での現地調査を実施し、この結果を踏まえて、11 月の首脳会談・外相会談、12 月の局長級作業部会で更に議論を進めた。平成 30 年 2 月の日露次官級協議では、12 月の局長級作業部会での議論を踏まえ、日露の関係省庁を交えて具体的に協議を行った。同月の日露外相会談では、次官級協議の結果を評価し、プロジェクト候補の早期実施に向けて作業を加速するべく、事務方に指示を出すことで一致した。
(2) 元島民の方々のための人道的措置については、平成 28 年 12 月の首脳間の合意を踏まえて、8 月に、アクセスが制限されていた国後島瀬石周辺への墓参と、歯舞群島墓参の際の追加的な出入域地点の設置を実現するとともに、9 月に歴史上初めて航空機を利用した特別墓参を実施し、元島民のより自由な往来に向けた取組を進めた。
- 3 北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み、四島交流（23 回）、自由訪問（7 回）及び墓参（4 回、航空機を利用した特別墓参を除く）を実施した。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全などの分野での協力を進めた。

平成 30 年度目標

- 1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。
北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を精力的に行う。平成 29 年度に実施した航空機を利用した元島民による特別墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。
- 2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 安倍総理大臣の 3 回の訪露（5月、9月、平成 31 年 1 月）及び河野外務大臣の訪露（7月、平成 31 年 1 月）を含め、首脳会談を 5 回、外相会談を 6 回実施し、領土問題について議論した。次官級協議（5月、8月、10月）及び局長級作業部会（4月、6月、8月、10月）も実施した。
(2) 北方四島における共同経済活動については、プロジェクトの内容に関する局長級作業部会及び人の移動に関する局長級作業部会が合わせて 7 回、3 回の次官級協議に加え、外相会談、首脳会

談においても議論が行われるとともに、10月には北方四島への「ビジネス・ミッション」が実施され、共同経済活動の実現に向けた取組が活発に行われた。その成果として、9月のウラジオストクでの日露首脳会談において、両首脳は、平成29年度に特定した5件のプロジェクト候補の実施に向け、その作業の行程表である「ロードマップ」を承認した。また、11月のシンガポールでの日露首脳会談において、両首脳は、双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを早期に実施するべく、更に作業を進めることで一致し、その後も首脳間、外相間において、こうした方向性が確認されている。

(3) 北方領土の元島民の方々のための人道的措置として、7月に、平成29年に引き続き航空機による墓参を実施した。同月、船舶による歯舞群島への墓参の際に、臨時の追加的出入域地点が設置された。これらの措置により、北方四島への移動に要する時間が短縮され、元島民の方々の身体的負担を軽減することができた。日露双方は、今後も手続の簡素化を進めることで一致している。

(4) こうした協力の積み重ねにより培われた信頼の上に、11月の日露首脳会談において、安倍総理大臣は、「1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と合意した。さらに12月のG20ブエノスアイレス・サミットの際の日露首脳会談では、河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とし、その下で森外務審議官及びモルグロフ外務次官を交渉担当者とすることで一致した。その後も、平成31年1月の首脳会談及び外相会談を始めとして、率直かつ真剣な議論が行われている。

- 2 北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み、四島交流(11回)、自由訪問(7回)及び墓参(2回、航空機を利用した特別墓参を除く。)を実施した。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全等の分野での協力を進めた。

令和元年度目標

- 1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。

平成30年11月のシンガポールでの首脳間の合意に従って、平和条約交渉を進展させる。北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を精力的に行う。平成30年度に実施した航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

- 2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 総理大臣(9月)及び外務大臣の訪露(5月、12月)を含め、首脳会談を2回、外相会談を6回実施し、領土問題について議論した。次官級協議についても6回(4月、5月(2回)、6月、9月、11月)実施した。

(2) 平成28年12月のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意した北方四島における共同経済活動については、7回の局長級作業部会、6回の次官級協議等に加え、外相会談、首脳会談においても議論が行われてきている。6月の大阪での日露首脳会談において、両首脳は、「観光」及び「ゴミ処理」の2件の「ビジネスモデル」について一致し、8月及び9月には双方のゴミ処理専門家による北海道本島及び四島の訪問を、10月から11月にかけては日本人観光客による初めての観光パイロットツアーを実施した。12月のモスクワでの日露外相会談において、両外相は、パイロット・プロジェクトの結果を踏まえつつ、今後の協議の進め方を確認し、それを踏まえ、令和2年1月には「包括的局長級作業部会」を開催した。

(3) 北方領土の元島民の方々のための人道的措置として、7月に、船舶による歯舞群島及び色丹島への墓参の際に、臨時の出入域地点が設置されたほか、8月に、3年連続となる航空機による墓参を実現した。これらの措置により、北方四島への移動に要する時間が短縮され、元島民の方々の身体的負担を軽減することができた。また、墓参では、近年訪問できなかった場所にも訪れることができた。日露双方は、今後も手続の簡素化を続けることで一致している。

(4) 一方、8月にメドヴェージェフ首相が択捉島を訪問したことを始めとする北方領土に関する我が国の立場と相容れないロシア側の行動や発言に対しては、政府として様々なレベルで適切に抗議・申入れを行った。

- 2 北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み、四島交流(28回)、自由訪問(7回)、及び墓参(3回、航空機を利用した墓参1回を含む。)を実施した。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全等の分野での協力を進めた。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標 4-3 貿易経済分野における協力 *

中期目標 (一年度)

エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。

平成 29 年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8 項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 28 年 5 月の日露首脳会談（於：ソチ）で、安倍総理大臣が提案した 8 項目の「協力プラン」については、4 月に安倍総理大臣がモスクワを訪問し、プーチン大統領に「協力プラン」のメリットについて映像を用いて提示し、具体化を更に進めることで一致した。
6 月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラム及び 7 月の産業総合博覧会「イノプロム」（於：エカテリンブルク）等の機会に行った協議を通じて迎えた 9 月の第 3 回東方経済フォーラム（於：ウラジオストク）の機会に行った首脳会談では、両首脳は平成 28 年 12 月以来の署名文書が 164 件（うち、民間文書 100 件）に達したことなど、これまでに実現した幅広い成果を歓迎し、「協力プラン」の具体化を更に進め互恵的な日露経済関係を発展させていくことで一致した。11 月の貿易経済に関する日露政府間委員会第 13 回会合（モスクワ）では、8 項目の「協力プラン」を含む個別分野の進捗について議論し、勢いを失わせることなく具体的協力を積み重ねていくことで一致した。
- 2 12 月の日本投資家デー（ウラジオストク）には日本の企業関係者と共に世耕経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣が参加し、極東における協力を更に活発化させるための意見交換を行った。平成 30 年 3 月の極東セミナーではロシア極東への日本企業による投資を促進するための説明が行われ、130 名以上が参加した。
- 3 ロシア国内 6 都市にある日本センターの活動を通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域間の経済交流に貢献した。また、日露交流分野で活躍する人材の発掘・育成も念頭に各種講座や研修を実施し、平成 29 年度末までに約 86,000 人のロシア人が受講し、そのうち約 5,400 人が訪日研修に参加した。

平成 30 年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8 項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 28 年 5 月に安倍総理大臣が提案した経済分野における 8 項目の「協力プラン」については、平成 31 年 1 月までに 170 件以上の民間プロジェクトが生み出され、そのうち約半数が契約等の形で動いている。
5 月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに日本はゲスト国として初めて参加し、安倍総理大臣及び世耕経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣がジャパン・パビリオンを視察したほか、日露ビジネス対話が開催され日露の企業間で活発な意見交換が行われた。9 月の第 4 回東方経済フォーラム（ウラジオストク）の際の日露首脳会談では、リハビリセンターの開所や高速通信サービスの提供等の極東地域での案件を含め、8 項目の「協力プラン」の下で協力が進展していることに加えて、日露租税条約が 10 月に発効することを歓迎した。
12 月の貿易経済に関する日露政府間委員会第 14 回会合（東京）では、河野外務大臣とオレシュキン経済発展相が共同議長を務め、関係省庁や民間企業関係者を含めて経済関係を包括的に議論した。

ガスプロムによるサムライ債の発行を歓迎したほか、ハバロフスク空港運営参画事業の株主間協定の署名を受けて、日本の技術と経験を生かした極東ハブ空港の誕生を期待する旨言及があった。

こうした首脳会談や閣僚級の会合の機会を捉え、日本企業がロシアで事業を進める上で直面する諸問題を指摘し改善を求めた。

- 2 平成 30 年 2 月の日露交流促進官民連絡会議には日本企業 36 社が参加し、引き続き日露関係の発展に向けて官民での連携を更に深めていくことで一致した。また、5 月のサンクトペテルブルク経済フォーラムの際には日露ビジネス対話を、9 月の第 4 回東方経済フォーラムの際には日本企業関係者との懇談を行い、日露の経済分野での協力を更に活発化させるための意見交換を行った。
- 3 日本センターは、ロシア国内 6 都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施しており、これまでに約 9 万人が講座を受講し、そのうち約 5,700 人が訪日研修に参加している。

令和元年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8 項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 28 年 5 月に安倍総理大臣が提案した 8 項目の「協力プラン」は、プーチン大統領が掲げる「国家プロジェクト」とも軌を一にするものとして、令和 2 年 1 月までに 200 件以上の民間プロジェクトが生み出されている。

6 月の大阪での日露首脳会談では、北極 LNG 2 プロジェクトへの日本企業による 10% の出資参画やハバロフスクにおける予防医療診断センターの設立に向けて日露企業が準備を進めていることを含め、8 項目の「協力プラン」の下で協力が進展していることを歓迎した。9 月のウラジオストクでの日露首脳会談では、北極 LNG 2 プロジェクトが最終投資決定に至ったことやモスクワ州で建設されるゴミ処理発電プラントに日本企業が技術提供すること等を歓迎した。

12 月のモスクワでの貿易経済に関する日露政府間委員会第 15 回会合では、茂木外務大臣とオレシキン経済発展相が共同議長を務め、関係省庁や民間企業関係者を含め、「極東」の可能性を開花させるための協力を含め、経済関係について包括的に議論した。

こうした首脳会談や閣僚級の会合の機会を捉え、日本企業がロシアで事業を進める上で直面する諸問題を指摘し改善を求めた。

以上のような日露経済関係の発展及びビジネス環境の改善に向けた政府の取組も背景に、日本の対露投資も着実に増加し、令和元年も 433 億円と前年同期比で約 14% の伸びを見せているほか、日本貿易振興機構 (JETRO) が行った調査では、ロシア進出日系企業のうち営業黒字見込みの企業の割合は 3 年連続で約 7 割を維持するなど、日本企業にとってロシアへの投資にメリットがあることを示している。

- 2 6 月の G20 大阪サミットの際には日露ビジネス会合を、9 月の第 5 回東方経済フォーラムの際には日露ビジネスラウンドテーブルや日本企業関係者との懇談を行い、日露の経済分野での協力を更に活発化させるための意見交換を行った。
- 3 日本センターは、ロシア国内 6 都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施しており、これまでに約 94,000 人が講座を受講し、そのうち約 6,000 人が訪日研修に参加している。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標 4-4 国際社会における協力

中期目標 (一年度)

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

平成 29 年度目標

- 1 シリア、北朝鮮、テロとの闘い、ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢など国際社会が直面する様々な問題について、ロシアから建設的関与を引き出すよう働きかけた。北朝鮮情勢に関しては、北朝鮮による8月の弾道ミサイル発射実験を受け、日露首脳電話会談及び日露外相電話会談を迅速に実施し、この問題について引き続き日露で連携していくことを確認した。また、8月に日露安保協議を実施し、特に北朝鮮問題を中心とする、アジア太平洋地域における安全保障情勢について議論した。
- 2 前述したアジア太平洋地域における安全保障情勢についての議論に加え、領事、国連、軍縮・不拡散、中東といった幅広い分野で外交当局間の協議を行った。

平成30年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的関与を果たすよう働きかけた。北朝鮮情勢に関しては、首脳レベル、外相レベルを含め、引き続き日露で連携していくことを確認した。また、7月に日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）及び日露安保協議を実施し、特に北朝鮮問題を中心とする、アジア太平洋地域における安全保障情勢について議論した。
- 2 前述したアジア太平洋地域における安全保障情勢についての議論に加え、テロ対策、軍縮・不拡散、中東といった幅広い分野で外交当局間の協議を行った。

令和元年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的関与を果たすよう働きかけた。北朝鮮情勢に関しては、首脳レベル、外相レベルを含め、引き続き日露で連携していくことを確認した。また、7月に日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）、令和2年1月に日露安保協議を実施し、特に北朝鮮問題を中心とする、アジア太平洋地域における安全保障情勢について議論した。
- 2 前述したアジア太平洋地域における安全保障情勢についての議論に加え、テロ対策、軍縮・不拡散、中東といった幅広い分野で外交当局間の協議を行った。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標4-5 防衛・治安分野における関係の発展

中期目標（--年度）

防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。

平成29年度目標

- 1 安全保障分野
 - (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
 - (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- 2 治安分野
治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 安全保障分野

(1) 防衛交流については、11月にサリュコフ露地上軍総司令官、12月に格拉シモフ露参謀総長が訪日した。実務レベルでは、引き続き各種協議や日露捜索・救難共同訓練等を実施し、相互理解の促進及び偶発事故の防止に努めた。当省として必要な支援・調整等を行った。

(2) 9月及び12月に谷内国家安全保障局長とパトルシェフ安全保障会議書記の会談が行われた。当省は、これらの意見交換のために支援・調整を行った。

2 治安分野

海上保安庁巡視船とロシア警備艇との合同訓練を実施し、海上交通の安全についても連携を確認した。7月には中島海上保安庁長官が訪露し、約4年ぶりに日露海上警備機関長官級会合が実施された。当省として必要な支援・調整等を行った。

平成30年度目標

1 安全保障分野

(1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

(2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 安全保障分野

(1) 防衛交流では、10月に河野統合幕僚長が訪露（統合幕僚長による訪露は6年ぶり）。実務レベルでは、各種協議に加え、7月に第18回日露捜索・救難共同訓練、11月にソマリア沖・アデン湾において日露で初となる海賊対処訓練が実施された。当省として必要な支援・調整等を行った。

(2) 7月に外交当局間で日露安保協議を実施し、7月にモスクワで3回目となる日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を開催したほか、10月に谷内国家安全保障局長とパトルシェフ安全保障会の会談を行った。

2 治安分野

12月にクリショフ連邦保安庁国境警備局長官が訪日し、日露海上警備機関長官級会合が実施された。外務省として必要な支援・調整等を行った。

3 その他

テロ、マネーロンダリング、麻薬等の非伝統的脅威の分野では、4月に第8回日露テロ対策協議、6月にマネーロンダリング対策に関する金融庁専門家の訪露を実施し、11月及び平成31年2月にはアフガニスタン及び中央アジアの麻薬対策官を対象にした研修を日露及びUNODC（国連薬物犯罪事務所）が連携する形で実施した。外務省として必要な調整・支援等を行った。

令和元年度目標

1 安全保障分野

(1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

(2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

(3) 非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。

2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 安全保障分野

(1) 防衛交流では、5月に湯浅陸上幕僚長が訪露し、サリュコフ地上軍司令官と会談したほか、格拉シモフ参謀総長を表敬した。実務レベルでは、各種協議に加え、6月に第19回日露捜索・救難共同訓練、令和2年1月にはソマリア沖・アデン湾において日露で2回目となる海賊対処共同訓練が

実施され、当省として必要な支援・調整等を行った。

(2) 平成 31 年 3 月及び令和 2 年 1 月に外交当局間で日露安保協議を実施し、また、4 月に東京で日露戦略対話が開催され、5 月に東京で 4 回目となる日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を開催したほか、9 月に北村国家安全保障局長とパトルシェフ安全保障会議書記の会談を行った。

(3) 12 月、これまで事務レベルで協議を行ってきた海上事故防止協定改正議定書が実質合意に至ったことを発表した。

(4) 腐敗、サイバー、麻薬等の非伝統的脅威の分野では、11 月に人事院関係者が訪露し露大統領府関係者と腐敗対策について意見交換を行ったほか、同月には第 3 回日露サイバー協議が実施された。また、麻薬対策分野では、12 月及び令和 2 年 2 月、アフガニスタン及び中央アジアの麻薬対策官を対象にした研修を日露及び UNODC が連携する形で実施され、外務省として必要な調整・支援等を行った。

2 治安分野

7 月に岩並海上保安庁長官が訪露し、クリショフ露連邦保安庁国境警備局長官との間で日露海上警備機関長官級会合が実施され、外務省として必要な支援・調整等を行った。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標 4-6 文化・国民間交流の進展 *

中期目標（一年度）

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業等の実施を通じ、相互理解を促進する。

平成 29 年度目標

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- 2 平成 30 年の「ロシアにおける日本年」、「日本におけるロシア年」の開催に向けて、様々な交流行事の具体化を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 「内外発信のための多層的ネットワーク招へい」により、1 名の招へいが実施され、ロシア情勢、日露関係等について有益な意見交換を行ったが、前年度と比較して、各種スキームによる招へいは低調な結果だった。

平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に青年交流の大幅な拡大について一致したことを受け、平成 29 年には日露青年交流事業の枠組みで 1,019 名（28 年は 571 名）が参加し、「日露青年フォーラム」を始めとする様々なテーマの青年交流や、ロシア各地での日本文化紹介事業が活発に実施された。

- 2 平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際に、日露間における人的交流の拡大策の一つとして開催を合意した平成 30（2018）年の「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」の開催に向け、日本側組織委員会の設立、両国共催による開会式（平成 30 年 5 月、於：モスクワ）の決定等、準備が進展した。

平成 30 年度目標

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- 2 「ロシアにおける日本年」、「日本におけるロシア年」を開催し、平成 30 年度、民間主催行事も含め 200 件以上の様々な交流行事の実現を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 「内外発信のための多層的ネットワーク招へい」により、高等経済大学欧州・国際研究センター副所長 1 名の招へいを実施し、日露関係、東アジアの安全保障情勢等について有益な意見交換を行った。

「閣僚級・戦略的実務者招へい」により、有識者 1 名の招へいが実施され、日露関係、国際安全保障情勢等について有益な意見交換を行った。

「文化交流事業」では、「ロシアにおける日本年」という機会を利用して、歌舞伎や流鏑馬など

約 50 件の外務省主催事業がロシア各地で実施され、延べ 111 万人以上のロシア人が参加した。「草の根交流事業」では、日本文化紹介事業やスポーツ交流など計 37 件の事業がロシア各地で実施された。

平成 28 年 12 月の日露首脳会談で青年交流の規模を年間 1,000 名程度に拡大することで一致したことを受け、平成 30 年には 1,334 人（平成 29 年：1,121 人）が日露青年交流事業に参加し、幅広い分野で交流が実施された。

- 平成 30 年は日露両首脳の合意により「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」が実施され、5 月 26 日に両首脳出席の下、モスクワのポリショイ劇場で開会式が行われたほか、交流年の認定行事としてロシアで 500 件以上、日本では 150 件近くの行事が開催されるなど、文化・人的交流が活発に行われた。

令和元年度目標

- 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- G20 大阪サミットの際に開催される「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」の開会式も含め、交流年行事を確実に実施するとともに、交流年で得られた交流の機運を更に盛り上げていく。

施策の進捗状況・実績

- 「ソーシャルメディア発信者招へい」により、ジャーナリスト 1 名を招へいし、SNS を通じた発信によりロシアでの対日理解・好感度の向上が図られた。

「文化交流事業」では、平成 30 年 5 月から令和元年 6 月末まで実施された「ロシアにおける日本年」を利用して、歌舞伎や流鏑馬を始めとする約 60 件の外務省主催事業がロシア各地で実施され、延べ 160 万人以上のロシア人が参加した。

「日露草の根交流事業」では、日本文化紹介事業やスポーツ交流など計 28 件の事業がロシア各地で実施された。

平成 28 年 12 月の日露首脳会談で青年交流の規模を年間 1,000 名規模に拡大することで一致したことを受け、862 人が日露青年交流事業に参加し、幅広い分野で交流が実施された。

- 平成 30 年 5 月から令和元年 6 月末までの間、日露両首脳合意により「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」が実施され、6 月 29 日に両首脳出席の下、大阪市のいずみホールにおいて開会式が行われたほか、交流年の認定行事としてロシアで 600 件以上、延べ 160 万人以上が参加するなど、文化・人的交流が活発に行われた。また、交流年の実施で得られた日露関係発展のダイナミズムを地方での交流の裾野拡大につなげるため、令和 2 年から 3 年を「日露地域交流年」とすることに首脳間で一致した。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

評価結果（個別分野 4）

施策の分析

【測定指標 4-1 政治対話の深化 *】

- 首脳・外相会談を始めハイレベルの政治対話の継続については、過去 3 年間で首脳会談を 11 回、外相会談を 17 回実施するなど、幅広い分野において活発な議論を行うことができた。

平和条約締結問題について議論を重ねる中で、3 年連続で航空機による元島民の墓参が実現し、また、北方四島における共同経済活動については、観光パイロットツアーを始めとするパイロットプロジェクトの実施など、平成 28 年 12 月の首脳間の合意が着実に進展している。さらに、平成 30 年 11 月のシンガポールでの日露首脳会談では、両首脳は 1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで一致した。これらに基づき、平和条約交渉が精力的に行われた。（平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②）、令和元年度：日露共同経済活動推進費（達成手段⑥））

- 議会・議員間対話の推進について、特にトゥルチャク「統一ロシア」総評議会書記（連邦院副議長）の訪日時（5 月）には、安倍総理大臣、二階自民党幹事長、大島衆議院議長、伊達参議院議長、逢沢日口友好議連会長、岸田自民党政調会長を始め、多くの政府・議会要人との会談が実現し、両国の議員間交流の一層の深化に大きく貢献したと考えられる。

他方、我が国における新型コロナウイルスの感染拡大を受け、議員間交流を含め制約が出てきているところ、新たな日程やアジェンダを検討するに当たり、日露の議員間が円滑にコミュニケーションを取れるよう、令和2年度以降も支援を継続していくことが課題である。

【測定指標4-2 平和条約交渉 *】

領土問題の解決に向け、過去3年間で首脳会談を11回、外相会談を17回実施するなど、領土問題の解決に向けた協議を継続することができた。また、北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み、四島交流、自由訪問、墓参を継続して実施したほか、3年連続で航空機による墓参も実現し、元島民の方々の身体的負担を軽減することができた。北方四島における共同経済活動については、令和元年10月から11月にかけて日本人観光客による初の観光パイロットツアーが実現するなど、平成28年12月の首脳間の合意を着実に進展させることができた。（平成29年度、平成30年度及び令和元年度：「北方領土復帰期成同盟」補助金（達成手段①）、ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②）、北方四島住民との交流（達成手段④）、令和元年度：日露共同経済活動推進費（達成手段⑥））

【測定指標4-3 貿易経済分野における協力 *】

平成29年度、平成30年度、令和元年度ともに、首脳・外相会談に加え、貿易経済に関する日露政府間委員会を実施し、日露双方の関係省庁や民間企業関係者を交えて、日露経済の幅広い分野に関して協力の現状や課題、展望について議論を行うことができた。この際、日露ビジネス対話も各年に複数回実施されており、日露ビジネスの拡大に向けた民間企業関係者間の交流が活発に行われた。また、在ロシア日本センター事業を通じて日露経済関係の強化に貢献することができた。引き続き、首脳会談や閣僚級の会合の機会を捉え、日本企業がロシアで事業を進める上で直面する諸問題を集約し、その改善を求めていきたい。（平成29年度、30年度及び令和元年度：在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化（達成手段③））

【測定指標4-4 国際社会における協力】

令和元年度にかけても、日露間では首脳会談、外相会談を始め、様々なレベルで協議を実施し、その都度、北朝鮮、シリア、ウクライナ等の国際社会が直面する諸問題等について、日本の考え方を伝えるとともに、ロシアの建設的な関与を働きかけることができ、有意義だった。（平成29年度、30年度及び令和元年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②））

【測定指標4-5 防衛・治安分野における関係の発展】

平成29年度、平成30年度、令和元年度の3年間にかけて、日露双方の防衛当局・治安当局ハイレベルの往来、安全保障協議の開催が切れ目なく行われた。また、日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）の実施を通じて両政府のハイレベルにおける対話も継続され、目標は達成されたと判断した。（平成29年度、30年度及び令和元年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②））

【測定指標4-6 文化・国民間交流の進展 *】

文化・国民間交流の進展については、各種スキームにより、4名の招へいが実施され、日露関係等について有益な意見交換を行ったことから、概ね目標達成と判定した。

また、平成30年5月から令和元年6月にかけて、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」が実施され、ロシアにおいて600件以上の日本関連行事が開催され、延べ160万人以上が行事に参加するなど、文化・人的交流が活発に行われた。令和元年6月の日露首脳会談において、交流年のダイナミズムを維持・発展させ、地方まで交流の裾野を広げるため、令和2年及び3年を「日露地域交流年」とすることで、引き続き文化・人的交流等を行い、中期目標である日露間の相互理解を促進していく。（平成29年度、30年度及び令和元年度：ロシアにおける日本紹介事業（達成手段⑤））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

日露両国は、アジア太平洋地域の重要なパートナーである。近年、ロシアは、極東・東シベリア地域の開発を重視し、世界経済の成長センターであるアジア太平洋地域諸国との関係強化を積極的に推進している。日露両国が安定した関係を築き、協力を深めることは、日本の国益のみならず、地域の安定と発展にとっても極めて重要である。

したがって、領土問題を解決して平和条約を締結し、政治、経済、安全保障、文化・人的交流等の

幅広い分野で日露関係を発展させパートナーとしてふさわしい関係を構築するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

4-1 政府間対話の進展 *

首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話の実施、議会・議員間交流を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させるとの中期目標は適切な目標であったと考える。

平和条約交渉を始めとする各分野の両国関係を進展させる上で、首脳間等ハイレベルの信頼関係の維持が重要であり、今後とも政治対話等の深化に注力していく。また、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢について、平和的解決に向けロシアが建設的役割を果たすよう、政府のハイレベルより引き続き働きかけを行っていく。

政治対話の深化により、初の北方四島における観光パイロットツアーが実施されるなど一定の成果が見られたので、令和2年度以降はこれを政府間の関係にも広げていくことが必要である。

4-2 平和条約交渉 *

領土問題の解決に向けた協議の継続、関係省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業の円滑な実施等は重要であり、中期目標及び3年間の年度目標は適切であったと考える。

本交渉の進展には、政府間対話が不可欠であり、今後とも中期目標の達成に向け、政府間対話の進展と共にこれら取組を基本的には継続する。

4-3 貿易経済分野における協力 *

日本企業によるロシアへの進出を支援するためには、日本企業が直面する問題の改善をロシア政府に働きかける必要があり、首脳・外相会談に加え、関係省庁や民間企業関係者が参加する貿易経済に関する日露政府間委員会合等を実施することは非常に有益となる。中期目標の達成に向け、令和2年度も引き続きこれら取組を継続し、透明性、安定性等の点で貿易投資環境を改善すべく様々な機会を通じてロシア側の対応を求めていく。

4-4 国際社会における協力

令和2年度も日露間では首脳、外相を始めと様々なレベルでの協議実施が予想されること、引き続き、様々な機会を活用して、国際社会が直面する諸問題等に対する日本の考え方を伝えるとともに、ロシアによる建設的な関与を働きかけていく。

4-5 防衛・治安分野における関係の発展

防衛当局間の交流、安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話を通じた信頼関係の構築、安全保障分野での日露協力の進展等は重要であり、中期目標は適切な目標であったと考える。

今後とも中期目標の達成に向け、次回の日露「2+2」の実施も含め、これら取組を継続する。

4-6 文化・国民間交流の進展 *

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び日露草の根交流事業の実施等のこれまでの3年間の目標設定として適切であったと考える。

特に、日露青年交流事業については、平成28年度補正予算で計上された日露青年交流委員会への拠出金により、日露青年交流事業の年間1,000名規模の交流を継続していく。

このほかの事業についても、日露間の人的交流の拡大に向けて、基本的には継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ
「2019年度 ロシア進出日系企業実態調査」結果について（令和2年1月20日）
(<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2020/b8ccc942d4322360.html>)
- ・令和元年版外交青書（外交青書2019）
第2章 第5節 ロシア、中央アジアとコーカサス

個別分野5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
- 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第198回国会施政方針演説（平成31年1月28日）
- 五 戦後日本外交の総決算（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）

測定指標5-1 各国との対話・交流等の進展 *

中期目標（--年度）

要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

平成29年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との外交関係樹立25周年の節目の年に、各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果のフォローアップを進める。

施策の進捗状況・実績

1 政治対話の継続

(1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして、以下の相互訪問及び文化行事が実現し、活発な交流が行われた。さらに、4-5月に行われた岸田外務大臣のトルクメニスタン訪問に際し、中央アジア5か国の外務大臣との二国間会談も実施した。

・ウズベキスタン

往 なし

来 ホジャーエフ財務相（5月、アジア開発銀行（ADB）総会出席）、アブドゥハキーモフ国家観光発展委員会議長（9月、堀井学外務大臣政務官表敬、及び平成30年3月、「中央アジア+日本」対話・第2回ビジネス対話出席）

・カザフスタン

往 世耕経済産業大臣（7月）、中根外務副大臣、平木経済産業大臣政務官（8月）、武藤経済産業副大臣、西銘経済産業副大臣（9月）

来 なし

・キルギス

往来ともになし

・タジキスタン

往 なし

来 ヒクマトゥロゾーダ経済発展貿易相（4月、第1回「日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会」会合出席）

・トルクメニスタン

往 岸田外務大臣（4-5月、「中央アジア+日本」対話・第6回外相会合出席）、堀井学外務大臣政務官（9月、第5回アジア室内競技・格闘技大会開会式出席、及び11月、第28回エネルギー憲章会議出席）

来 メレドフ副首相兼外相（6月、第12回日トルクメニスタン経済合同会議出席）

(2) コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、以下の相互訪問等が実現したほか、平成30年2月には、ミュンヘン安全保会議の機会を捉え、河野外務大臣とジャネリゼ・ジョージア副首相兼外相及びナルバンジャン・アルメニア外相との間で二国間会談を実施した。

・アゼルバイジャン

往 堀井学外務大臣政務官（9月、アゼリ・チラグ・グナシリ（ACG）油田開発の生産分与協定（PSA）契約署名式出席、大統領表敬等）

来 シャリホフ財務相（5月、ADB総会出席）

・アルメニア

往 滝沢外務大臣政務官（6月、サルグシャン大統領表敬、ナルバンジャン外相との会談、ファルマニャン友好議連会長ほかとの会談）、堀井学外務大臣政務官（平成30年2月、バブロヤン国民議会議長表敬、ナルバンジャン外相との会談、カラヤン経済発展・投資相との会談、ファルマニャン対日友好議連会長との夕食会、日アルメニア投資協定署名記念式出席）

来 なし

・ジョージア

往 滝沢外務大臣政務官（6月、クヴィリカシヴィリ首相との会談等）

来 クムシシヴィリ第一副首相兼財務相（5月、ADB総会出席）、アラヴィゼ地方発展インフラ相（5月、ADB総会出席）、ジャネリゼ外相（5-6月）、カヒシヴィリ矯正相（9月）

2 議会間・議員間交流の支援

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流支援を行い、以下の交流が実現した。

・カザフスタン

往 衆議院カザフスタン訪問議員団（7月、河村日カザフスタン友好議員連盟会長ほか）、参議院ODA調査団（9月）、武見敬三議員（9月、人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）出席）

来 クルムハメド・カザフスタン「ヌルオタン党（与党）」第一副総裁（5月、安倍総理大臣を表敬）

・アゼルバイジャン

往 なし

来 ババエフ対日友好議連会長（10月、廿利日アゼルバイジャン友好議連会長と会談）

3 次官級政務協議

相木中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、アゼルバイジャン（11月）、タジキスタン（平成30年1月）の各外務次官との間で政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方及び中央アジア・コーカサス地域情勢について協議した。

4 招へい・派遣

(1) 「若手外交官（中央アジア・コーカサス・欧州部）等招へい」（11-12月）を実施した。ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ及びモルドバから合計11名の外交官を招へいし、「運輸・物流」をテーマに民間企業への視察を行い、日本の高度な物流網への理解を深めるとともに、被招へい者が自ら視察結果と自国の課題について発表を行い、当招へいの成果が示された。

(2) 多層的ネットワーク構築事業として、米国からスター米国外交政策評議会中央アジア・コーカサス研究所長（8-9月）及びアルメニアからギラゴシャン地域研究センター（RSC）所長（平成30年1-2月）を招へいし、日本の重要政策について理解を深め、帰国後に積極的な発信を行ってもらえるよう、日本側有識者、政府関係者、シンクタンク関係者らとの懇談、日本文化施設等の視察など充実したプログラムを行った。

(3) 戦略的実務者招へいとして、「中央アジア+日本」対話・第4回専門家会合（平成30年2月）にあわせて中央アジア5か国から5名の有識者・専門家を招へいし、日本側政府関係者、経済関係者と活発な意見交換を行うとともに、地方視察や観光関連施設の視察を通じ、日本に関する理解を深めた。

(4) 中央アジア実務者招へいとして、「中央アジア+日本」対話・第10回東京対話（8-9月）及び「中央アジア+日本」対話・第2回ビジネス対話（平成30年3月）にあわせて、中央アジア5か国から5名の有識者・専門家を招へいし、日本側政府関係者、経済関係者と活発な意見交換を行うとともに、地方視察や観光関連施設の視察を通じ、日本に関する理解を深めた。

(5) 報道関係者招へいとして、中央アジア5か国記者のグループ招へい（8-9月）を実施し、同時期に開催された東京対話を取材してもらうとともに、東京・地方視察を通じて、日本文化等に対する理解を深める機会とした。

(6) ソーシャルメディア招へいとして、アゼルバイジャンで日本文化や日本語教育に関し積極的に

SNS 発信を行っている団体代表者を招へいし、東京・地方視察を通じ対日理解を促進し、帰国後の積極的な発信を促した。

(7) 講師派遣事業として、谷口内閣官房参与をアルメニア、ジョージア、アゼルバイジャンに派遣し、日本の外交戦略等について現地の大学やメディアを前に講演を行った。また、閣僚級への表敬も行い、アゼルバイジャンでは、大統領及び副大統領への表敬が実現した。

5 周年事業の成果、総理歴訪フォローアップ

(1) 外交関係樹立 25 周年記念書簡の交換

平成 29 年、日本は中央アジア・コーカサス諸国と外交関係樹立 25 周年を迎え、8 か国との間で首脳及び外相レベルで書簡の交換が行われ、ハイレベルの往来や経済分野、国際社会での協力等を含む幅広い分野での二国間関係の更なる発展等を確認した。

(2) 査証緩和措置

外交関係樹立 25 周年にあわせ、更なる関係強化、人的交流の活発化のため、中央アジア・コーカサス 8 か国との間で査証緩和措置が導入された。

(3) 安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

平成 27 年の安倍総理大臣による中央アジア 5 か国歴訪のフォローアップとしては、上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず、国内の政策協調を図ることを目的に、5 月に官房副長官を議長とし、外務省欧州局長のほか、関係省庁幹部の出席を得て、第 5 回日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では、フォローアップが必要な個別案件リストに基づき、各省庁が行っている諸案件の進捗状況の確認が行われ、ハイレベルでの働きかけを通じて引き続き経済分野の協力を進めつつ、人的交流・人材育成や文化・観光等経済分野以外の分野での更なる協力の必要性が強調された。

また、9 月には、東京において、国土交通省との協力の下、第 2 回日キルギス官民インフラ会議を実施した。日本と相手国の政府関係者、企業関係者が参加し、日本企業が「質の高いインフラ」を紹介、日本企業とキルギス両国の企業の間で意見交換をする機会となった。

11 月には、安藤国際交流基金理事長を団長とする「中央アジア・文化交流ミッション」がタジキスタン、キルギス及びカザフスタンを訪問し、今後の日本と中央アジア各国との文化交流の促進方法について意見交換を行った。

6 投資協定交渉

すでに締結済みのウズベキスタン及びカザフスタンに加え、下記 5 か国との間では、二国間投資協定の締結に向け交渉中。各国の状況は下記のとおり。

・キルギス

12 月、第 1 回交渉、平成 30 年 3 月、第 2 回交渉を実施。

・トルクメニスタン

6 月、第 1 回交渉、12 月、第 2 回交渉を実施。

・アルメニア

8 月、第 1 回交渉を実施。9 月、実質合意。平成 30 年 2 月、署名。

・ジョージア

9 月、第 1 回交渉、平成 30 年 3 月、第 2 回交渉を実施。

・タジキスタン

平成 30 年 3 月、第 1 回交渉を実施。

平成 30 年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果のフォローアップを進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間で早期妥結を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 政治対話の継続

(1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして、以下の相互訪問及び文化行事が実現し、活発な交流が行われた。さらに、10月にラフモン・タジキスタン大統領が訪日し、日タジキスタン首脳会談を実施した。

- ・ウズベキスタン
往 中根外務副大臣（7月）
来 サファーエフ上院第一副議長（9月）、ホルムラードフ副首相兼国家投資委員長及びホジャーエフ対外貿易相（10月、阿部外務副大臣表敬、日本ウズベキスタン経済合同会議出席）、アリハーノフ下院副議長（12月）、クドビーエフ労働・雇用関係相（平成31年1月）
- ・カザフスタン
往 山田外務大臣政務官（12月、マディエフ・アルマティ副市長との会談等）
来 なし
- ・キルギス
往 山田外務大臣政務官（12月、アイダルベコフ外相への表敬等）
来 なし
- ・タジキスタン
往 なし
来 ラフモン大統領（10月、安倍総理大臣との首脳会談等）
- ・トルクメニスタン
往 なし
来 メレドフ副首相兼外相（10月、安倍総理大臣への表敬等）

(2) コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、以下の相互訪問等が実現したほか、9月には、河野外務大臣がアルメニア、ジョージア及びアゼルバイジャンのコーカサス3か国を訪問し、首脳への表敬や外相会談等を行った。

- ・アゼルバイジャン
往 平木経済産業大臣政務官（5月、カスピ海石油・ガス展示会及び国際会議出席）、河野外務大臣（9月、アリエフ大統領及びマムマドフ首相への表敬、メメディヤロフ外相との会談等）
来 ジャバロフ国税相（閣僚級招へい）（平成31年3月、うえの財務副大臣、藤井国税庁長官、阿部外務副大臣等と会談）
- ・アルメニア
往 河野外務大臣（9月、サルキシヤン大統領及びパシニヤン首相への表敬、ムナツァカニヤン外相との会談等）
来 なし
- ・ジョージア
往 河野外務大臣（9月、マルグヴェラシヴィリ大統領及びバフタゼ首相への表敬、ザルカリアニ外相との会談、チュゴシヴィリ国会第一副議長への表敬等）
来 バフタゼ首相、コブリア経済・持続的発展相、タヴィタシヴィリ農業相（3月、麻生副総理兼財務大臣との会談、河野外務大臣との夕食会、日ジョージアビジネスフォーラム、ワイン展オープニング式典への出席等）

2 議会間・議員間交流の支援

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流支援を行い、以下の交流が実現した。

- ・ウズベキスタン
往 鈴木馨祐衆議院議員（日本ウズベキスタン友好議連事務局次長）（7月）
来 サファーエフ上院第一副議長（ウズベキスタン対日友好議連会長）（9月）
- ・タジキスタン
往 古屋圭司衆議院議員（日本・タジキスタン友好議連会長）ほか（9月）
来 タジキスタン・日本友好議連（平成31年3月、山田外務大臣政務官、大島衆議院議長表敬、古屋友好議連会長等との意見交換）
- ・キルギス
往 中谷元衆議院議員（日本・キルギス友好議連会長）ほか（9月）
来 なし
- ・トルクメニスタン
往 なし
来 ベルディムハメドフ・トルクメニスタン・日本友好議連会長（10月、平成31年3月、いずれも大島衆議院議長表敬、遠藤友好議連会長等との意見交換）

・カザフスタン

往 竹本直一衆議院議員（日本・カザフスタン友好議連幹事長、6月）

来 イシムバエヴァ下院副議長、セイドゥマノフ下院カザフスタン・日本友好議連会長等（平成31年3月、大島衆議院議長表敬、河村建夫日本・カザフスタン友好議連会長等との意見交換）

3 次官級政務協議

相木中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、キルギス（6月）の外務次官との間で政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方及び中央アジア地域情勢について協議した。

4 招へい・派遣

(1) 「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」(10月)を実施した。ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ及びモルドバから合計11名の外交官を招へいた。一行は、「観光」をテーマに政策関係者との意見交換や各種視察を行い、特にインバウンド観光促進に関する日本の政策や取組における知見や経験の共有を受けるとともに、被招へい者自らによる視察結果と自国の課題について発表も行った。

(2) 多層的ネットワーク構築事業として、カザフスタンからアキルバエフ国際問題評議会事務局長（平成31年2月）を招へいし、日本の重要政策について理解を深め、帰国後の積極的な発信につながるよう、日本側有識者、政府関係者、シンクタンク関係者らとの懇談、日本文化施設等の視察などを行った。

(3) 講師派遣事業として、10月、宇山北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授をトルクメニスタン、カザフスタン及びウズベキスタンに派遣し、日本の外交戦略等について現地の大学やメディアを前に講演を行った。また、平成31年3月には、細谷慶應義塾大学教授をアゼルバイジャンに派遣し、日本の民主主義の歩みや東アジア外交について現地の大学等で講義を行った。

5 中央アジア・コーカサス各国との関係強化

(1) 安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

平成27年の安倍総理大臣による中央アジア5か国歴訪のフォローアップとしては、上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず、省庁間の連携を高めることを目的に、11月に官房副長官を議長とし、外務省欧州局長のほか、関係省庁幹部の出席を得て、第6回日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では、フォローアップが必要な個別案件リストに基づき、各省庁が行っている諸案件の進捗状況の確認が行われ、引き続き経済分野の協力を進めつつ、人的交流・人材育成や文化・観光等経済分野以外の分野での更なる協力の必要性が確認された。

(2) コーカサス各国との関係強化

9月、河野外務大臣がコーカサス3か国を訪問した。アルメニア及びジョージアには日本の外務大臣として史上初、アゼルバイジャンには平成11年の高村外務大臣の訪問以来19年ぶりの訪問となった。訪問中、河野外務大臣は、日本の対コーカサス外交の考え方と人材育成及びインフラ整備・ビジネス環境整備に関する具体的協力案件を表明する「コーカサス・イニシアティブ」を発出し、各国から歓迎の意が示された。

6 投資協定交渉

既に締結済みのウズベキスタン及びカザフスタンに加え、下記6か国との間では、二国間投資協定の締結に向け交渉中。各国の状況は下記のとおり。

・トルクメニスタン

6月、第3回交渉を実施。平成31年2月、第4回交渉を実施。

・アルメニア

5月、日本側国内手続き完了。

・ジョージア

4月、第3回交渉を実施。5月、第4回交渉を実施。6月、第5回交渉を実施。8月、第6回交渉を実施。9月、大枠合意。平成31年3月、本文についての交渉の実質的妥結。

・タジキスタン

平成30年3月、第1回交渉を実施。10月、本文合意。

・アゼルバイジャン

平成31年2月、第1回交渉を実施。

・キルギス

平成31年3月、第2回交渉を実施。本文は大筋合意。

令和元年度目標

1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。

- 2 議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果、コーカサス諸国との間では、河野外務大臣のコーカサス訪問の際に発表したコーカサス・イニシアティブ、のフォローアップをそれぞれ進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 政治対話の継続

(1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして、以下の相互訪問及び文化行事が実現し、活発な交流が行われた。特に、5月にタジキスタンで開催した「中央アジア+日本」対話・第7回外相会合に河野外務大臣が出席し、共同声明を発出したほか、マージンで各国代表と個別会談を行った。また、10月の即位礼正殿の儀参列のため、ナザルバエフ・カザフスタン初代大統領、ジェエンベコフ・キルギス大統領、ベルディムハメドフ・トルクメニスタン大統領が訪日し、安倍総理大臣と会談した。さらに、12月にミルジヨーエフ・ウズベキスタン大統領が公式実務訪問賓客として初訪日し、日ウズベキスタン首脳会談を実施した。

・ウズベキスタン

往 中村文部科学大臣政務官（7月、第3回日ウズベキスタン学長会議出席、アブドゥハキーモフ副首相、マジードフ高等中等専門教育相との会談）

来 クチカーロフ国家生態系・環境保護委員長（6月、山田外務大臣政務官との会談）、ガニーエフ投資・対外貿易関係担当副首相（7月、第15回日ウズベキスタン経済合同会議、麻生副総理兼財務大臣との会談、河野外務大臣との会談）、スルターノフ・エネルギー相（9月、牧原経済産業副大臣との会談）、サディコフ情報技術・通信開発相（10月、寺田総務副大臣との会談）、ウムルザーコフ投資・対外貿易相（10月、麻生副総理兼財務大臣との会談）、サファーエフ上院第一副議長（10月、衆参両院議長表敬、若宮外務副大臣との会談）、ナルバーエヴァ上院議長（10月、即位礼正殿の儀）、ミルジヨーエフ大統領（12月、公式実務訪問賓客）

・カザフスタン

往 なし

来 コジャタエフ外務次官（8月、山田政務官表敬）、ナザルバエフ初代大統領（10月、即位礼正殿の儀、安倍総理大臣との会談）

・キルギス

往 なし

来 ジェエンベコフ大統領（10月、即位礼正殿の儀、安倍総理大臣との会談）

・タジキスタン

往 河野外務大臣（5月、「中央アジア+日本」対話・第7回外相会合出席。滞在中、ラフモン大統領表敬、ゾフーロフ下院議長表敬、日タジキスタン外相会談、日ウズベキスタン外相会談、日カザフスタン外相会談、日キルギス外相会談、ハジエフ・トルクメニスタン外務次官との会談をそれぞれ実施）

来 ウバイドゥロエフ上院議長（10月、即位礼正殿の儀）

・トルクメニスタン

往 磯崎経済産業副大臣（6月、GTG (Gas to Gasoline) プラント完工式への出席、ベルディムハメドフ大統領表敬、インフラ協力に係るトルクメニスタン政府関係者との協議（メレドフ副首相兼外相））

来 ベルディムハメドフ大統領（10月、即位礼正殿の儀、安倍総理大臣との会談）

(2) コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、以下の相互訪問等が実現したほか、10月の即位礼正殿の儀に際しては、サルキシャン・アルメニア大統領、ズラビシヴィリ・ジョージア大統領が参列のため訪日し、安倍総理大臣と会談した。

・アゼルバイジャン

往 山田外務大臣政務官（「シマル・ガス火力複合発電所2号機」開所式出席、マムマドフ首相表

敬、メメディアロフ外相との会談、ババエフ環境・天然資源相兼日・アゼルバイジャン経済合同委員会委員長との会談)

来 アサドフ国会議長（10月、即位礼正殿の儀）、ババエフ環境天然資源相兼日アゼルバイジャン経済合同委員会アゼルバイジャン側委員長（11月、第10回日アゼルバイジャン経済合同会議）
・アルメニア

往 長谷川総理大臣補佐官（10月、パシニャン首相との会談、カレキン2世アルメニア使徒教会総主教との会談）

来 サルキシヤン大統領（10月、即位礼正殿の儀、安倍総理大臣との会談）
・ジョージア

往 なし

来 ズラビシヴィリ大統領（10月、即位礼正殿の儀、安倍総理大臣との会談）

2 議会間・議員間交流の支援

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流支援を行い、以下の交流が実現した。また、12月のミルジヨーエフ・ウズベキスタン大統領訪日に際して、日ウズベキスタン両国議連間の協力覚書への署名が行われた。

・ウズベキスタン

往 遠藤利明公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長代行（5月、オリンピック委員会関係者との会談、ガニーエフ・ウズベキスタン副首相との会談）、小林史明衆議院議員、中曽根康隆衆議院議員、本田太郎衆議院議員ほか（自由民主党総合政策研究所外交ビジョン研究会）（9月、現地事情視察及び現地要人との意見交換）、牧島かれん衆議院議員、村井英樹衆議院議員、武井俊輔衆議院議員、伊佐進一衆議院議員、山内康一衆議院議員、伊藤孝恵参議院議員ほか（9月、政策研究大学院大学ステーツマン・プロジェクト）

来 サイドフ議会下院委員長・国立人権センター長（12月、ミルジヨーエフ大統領と日本ウズベキスタン友好議員連盟との懇談同席、議連間協力覚書署名）

・カザフスタン

往 小林史明衆議院議員、中曽根康隆衆議院議員、本田太郎衆議院議員ほか（自由民主党総合政策研究所外交ビジョン研究会）（9月、現地事情視察及び現地要人との意見交換）、河村建夫衆議院議員ほか（9月、第4回ユーラシア諸国議会議長会議出席、ナザルバエヴァ上院議長ほかとの会談）

来 なし

・キルギス

往 なし

来 マサビロフ対日友好議員連盟会長ほか（9月、大島衆議院議長表敬、中谷元衆議院議員（日・キルギス友好議員連盟会長）他との懇親）

・トルクメニスタン

往 松平新平参議院議員（日・トルクメニスタン友好議連事務局長）、津村啓介衆議院議員、藤末健三参議院議員、穴見陽一衆議院議員、杉田水脈衆議院議員、こやり隆史参議院議員、小野田紀美参議院議員、金子俊平衆議院議員ほか（6月、GTG（Gas to Gasoline）プラント完工式への出席）

来 セルダロフ民主党党首（5月、二階自民党幹事長との会談、岸田自民党政調会長との会談）

3 次官級政務協議

宇山中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、7～8月、ウズベキスタン、ジョージア及びアルメニアを訪問し、今後の二国間協力の在り方等について各国の外務次官との間で政務協議を実施した。また、11月には、日・アゼルバイジャン経済合同会議出席のため訪日中のハサノフ外務次官との間で日・アゼルバイジャン政務協議を実施した。

4 招へい・派遣

(1) 戦略的実務者招へいとして、「若手外交官（中央アジア・コーカサス・欧州部）等招へい」（11月）を実施した。ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ及びモルドバから合計11名の外交官を招へいした。一行は、「防災」をテーマに政府関係機関から我が国の防災政策や被招へい者出身国と行っている防災協力に関するブリーフィングを受けるとともに及び防災技術・政策に関連する施設の視察を実施した。

(2) 戦略的実務者招へいとして、アルメニアからホヴァニシヤン最高司法評議会会員を招へいし、司法分野の研究者や裁判所等政府関係者との意見交換を実施した

(3) 戦略的実務者招へいとして、「中央アジア+日本」対話・第5回専門家会合（令和2年1月）

に合わせて中央アジア5か国から5名の有識者・専門家を招へいし、日本側政府関係者、経済関係者と活発な意見交換を行うとともに、地方視察や観光関連施設の視察を通じ、日本に関する理解を深めた。

(4) 多層的ネットワーク構築事業として、ジョージアからジャパリゼ・アナクリア開発コンソーシアム副会長(11月)、キルギスからウスバリエフ分析センター「賢明な解決法」所長(令和2年2月)を招へいし、日本の重要政策について理解を深め、帰国後の積極的な発信につなげるよう、日本側有識者、政府関係者、シンクタンク関係者らとの懇談、日本文化施設等の視察などを行った。

(5) 講師派遣事業として、令和2年1月、座間敏如内閣官房CIO上席補佐官をアルメニアに派遣し、Society5.0で実現する未来社会の姿について講演を行った。また、令和2年2月には、田中明彦政策研究大学院大学学長をカザフスタンに派遣し、日本の安全保障政策について講演を行った。

5 中央アジア・コーカサス各国との関係強化

(1) 安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず、省庁間の連携を高めることを目的に、10月に官房副長官を議長とし、外務省欧州局長のほか、関係省庁幹部の出席により、第7回日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では、フォローアップが必要な個別案件リストに基づき、各省庁が行っている協力案件の進捗状況の確認が行われ、引き続き経済分野の協力を進めつつ、人的交流・人材育成や文化・観光等、経済分野以外の分野での更なる協力の必要性が確認された。

(2) コーカサス各国との関係強化

平成30年9月に発表した「コーカサス・イニシアティブ」において「法の支配」を担う人づくりへの支援を表明したことを受け、対日理解促進交流プログラム「MIRAIプログラム」(欧政策主管)グループ4(中央アジア・コーカサス地域対象)のテーマを「法の支配」とし、32名の若手法律実務者を招へいして、外務省、裁判所、法律事務所、大学等における研修を実施した。

6 投資協定交渉

既に締結済みのウズベキスタン及びカザフスタンに加え、5月にはアルメニアとの間で投資協定が発効。さらに下記5か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉中。

・キルギス

令和2年3月、第3回交渉を予定していたが、新型コロナウイルスをめぐる状況等を踏まえ中止。

・タジキスタン

4月、テレビ会議を実施。

・トルクメニスタン

12月、第5回交渉を実施。

・アゼルバイジャン

令和2年3月、第2回交渉を予定していたが、新型コロナウイルスをめぐる状況等を踏まえ中止。

・ジョージア

12月、第8回交渉を実施。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *

中期目標(一年度)

「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させつつ、そのような課題への対策となる中央アジアにおける地域協力を進展させる。

平成29年度目標

- 1 「中央アジア+日本」第6回外相会合を実施する。
- 2 「中央アジア+日本」第6回外相会合を実施した上で、次期外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)や専門家会合を実施する。
- 3 知的対話(東京対話)を実施する。

施策の進捗状況・実績

1 「中央アジア+日本」第6回外相会合

5月、岸田外務大臣が歴代外務大臣として初めてトルクメニスタンを訪問し、首都のアシガバトにおいて、中央アジア5か国の外務大臣の出席を得て「中央アジア+日本」対話・第6回外相会合が開催され、国際情勢を始め多岐に渡る内容の「共同声明」を採択した。第5回外相会合の農業

に続き、第6回外相会合では優先的な実践的協力分野として運輸・物流につき議論し、同分野での地域協力に関する「運輸・物流地域協ロードマップ」を採択した。その実現のため、日本は「運輸・物流協力イニシアティブ」を打ち出し、240億円規模のODA実施及び、今後5年間で2,000人に日本での研修機会を提供することを表明した。さらに、5か国外相とそれぞれ二国間外相会談を実施し、今後の協力に向けた意見交換を行った。

2 次期外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)・専門家会合・ビジネス対話

平成30年1月、次期議長国であるタジキスタンの首都ドゥシャンベにおいて、第12回高級実務者会合が行われ、日本とタジキスタンから実践的協力の新たなテーマとして、「観光」を提案し、全ての参加国代表から支持を得た。また、中央アジア各国から、我が国のノウハウや技術を活用した観光振興への高い関心が示された。平成30年2月には、中央アジア各国から実務専門家を招へいし、第4回専門家会合(観光分野)を開催し、我が国の政府関係者、経済関係者等との意見交換を行い、次回外相会合に向け、観光分野における実践的協力の具体化のための準備を開始した。

こうした流れを受け、平成30年3月、中央アジア各国からビジネス関係者等を招へいし、「中央アジア+日本」対話・第2回ビジネス対話を開催した。「観光分野を含む中央アジアとのビジネスの現状とその可能性」というテーマの下、平成30年2月の専門家会合で議論された内容を踏まえて、日本側関係者を含む100名を超える参加者により、各国における観光分野への取組の紹介や日本に期待する役割、観光分野における各国の課題等につき活発な議論が行われたほか、各国参加者と日本企業関係者との関係構築が促進され、今後の日本と中央アジア各国との観光分野でのビジネスの具体化に資する機会となった。

3 知的対話(東京対話)

8月、10回目を迎えた知的対話(東京対話)では、「日本と中央アジア関係の今と未来を展望する」と題して、活発な意見交換が行われた。サイドイベントとして、漫画家・森薫氏による漫画「乙嫁語り」原画展、中央アジア料理動画、森薫氏の書き下ろし漫画「中央アジア・クッキング」漫画配信を行い、外交関係樹立25周年を迎えた中央アジアの魅力を発信した。

平成30年度目標

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、次回外相会合のテーマとなった観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。

- 1 「中央アジア+日本」第7回外相会合。
- 2 「中央アジア+日本」第7回外相会合の実施に向けた高級実務者会合(SOM)。
- 3 知的対話(東京対話)。

施策の進捗状況・実績

- 1 「中央アジア+日本」第7回外相会合
各国との調整を行う中で、平成30年度中の開催日程を合わせる事ができず、令和元年度開催に向けて調整中。
- 2 第7回外相会合に向けた高級実務者会合(SOM)
11月、東京において、第13回高級実務者会合が行われ、第7回外相会合の実践的協力の新たなテーマとなる「観光」につき意見交換を行い、同会合開催に向け、引き続き協力を行っていくこととなった。
- 3 知的対話(東京対話)
7月、11回目を迎えた知的対話(東京対話)では、「中央アジアの地域協力と地域安全保障の戦略的展望」と題して、活発な意見交換が行われた。

令和元年度目標

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、第7回外相会合のテーマである観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。

- 1 「中央アジア+日本」第7回外相会合
- 2 「中央アジア+日本」第7回外相会合のフォローアップとしての専門家会合・ビジネス対話
- 3 知的対話(東京対話)

施策の進捗状況・実績

- 1 「中央アジア+日本」第7回外相会合
5月、「中央アジア+日本」対話・第7回外相会合がタジキスタンで開催され日本からは河野外務大臣が出席した。同会合では、新たな実践的協力の分野として「観光」に焦点を当て、河野外務

大臣から、中央アジアの観光振興のための取組として、域内航空便の連結性強化、日本旅行業協会（JATA）との提携、中央アジア域内の共通査証の導入等を提案し、各国参加者から、知見の提供や人材育成のための協力に関する期待が示された。また、「貿易・投資」分野についても前回に引き続き議論し、各国のビジネス環境改善を後押しした。さらに、地域安全保障における地域協力の重要性及び国際場裡における協力を確認し、地域協力の発展、貿易・投資分野での協力、地域安全保障などを柱とする共同声明及び「実践的協力のための優先分野における地域協力行動計画」（観光、運輸・物流、農業）を採択した。

2 専門家会合・ビジネス対話

「中央アジア+日本」対話・第7回外相会合のフォローアップとして、今後のビジネス展開の基礎とするべく令和元年度は専門家の意見を取りまとめることに力点を置き、令和2年1月、日本旅行業協会（JATA）において「中央アジア+日本」対話・第5回専門家会合（観光分野）を開催し、中央アジア5か国の実務専門家と日本側関係者（外務省、観光庁、国際協力機構（JICA）、日本旅行業協会（JATA）、観光関連の民間企業等）との間で意見交換を行った。

3 知的対話（東京対話）

令和2年3月、12回目となる知的対話（東京対話）として、中央アジアの文化に焦点を当てた公開シンポジウムの開催を予定していたが、新型コロナウイルスをめぐる状況等を踏まえ、中止した。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）

	中期目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29・30・令和元年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	10	32	30	34	30	42	

参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額（単位：億円）

(出典：財務省貿易統計)	実績値			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	1,837	2,589	3,161	2,510

評価結果（個別分野5）

施策の分析

【測定指標5-1 各国との対話・交流等の進展 ＊】

政治対話の継続については、首脳・外務大臣による活発な往来を展開したことで、条約の締結や経済協力案件などに多くの進展が見られ、二国間関係が大きく進展した。特に、平成30年9月の河野外務大臣によるコーカサス3か国訪問は、アルメニア、ジョージアは日本の外務大臣として初、アゼルバイジャンは19年ぶりとなる歴史的な訪問となった。この機会を利用して、日本の対コーカサス地域外交の考え方と具体的協力案件をまとめた「コーカサス・イニシアティブ」を発表し、日本の対コーカサス外交に新たな地平を開いた。また、平成30年10月のラフモン・タジキスタン大統領、令和元年12月のミルジヨーエフ・ウズベキスタン大統領の訪日では、共同声明を始めとする多くの文書が発出されるなど、二国間関係を飛躍的に発展させることができた。引き続き中央アジア・コーカサス各国との間のハイレベルでの政治対話を着実に継続していく必要がある。

議会間交流、高級事務レベル協議、各種招へい等の事業を活用して、平成27年の安倍総理大臣による中央アジア歴訪のフォローアップとして、経済協力の更なる深化、非エネルギー分野での協力の可能性、人的交流の活発化等につき議論することができた。また、豊富な地下資源を有し、地政学的にも重要なこの地域における我が国の存在感を大いに高めることができた。投資協定については、平成29年度からトルクメニスタン、アルメニア、キルギス、ジョージア及びタジキスタンとの間で、平成30年度からアゼルバイジャンとの間で正式交渉を開始し、その後も精力的に議論を継続した。特に、アルメニアとの協定については、平成30年5月に発効に至り、ジョージアとの協定についても平成31年3月、実質合意に至ったことは大きな成果である。他の5か国についても合意に向けて協議を継続していく必要がある。

今後とも、安倍総理大臣による歴史的な中央アジア歴訪を通じ強化された中央アジア・コーカサス

地域との関係をさらに発展させるため、ハイレベル交流の流れを維持するとともに、投資協定交渉の進展を含む経済関係の強化等を進める必要がある。(平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①1、①2及び①4))

【測定指標 5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *】

平成 16 年からおおむね 2 年に 1 回の頻度での開催を続けている「中央アジア+日本」対話・外相会合について、平成 29 年 5 月にトルクメニスタンで第 6 回会合を、令和元年 5 月にタジキスタンで第 7 回会合を開催した。いずれの会合でも「共同声明」を発出し、中央アジア各国が、日本の対中央アジア外交の基本方針である、「中央アジアの、開かれ、安定し、自立的な発展」を支え、地域協力の発展のための「触媒」として地域・国際の平和と安定に寄与する日本の立場を歓迎し、日本の支援に対する謝意を表明したことは有意義であり、今後もこの方針に沿って関係強化を進めることが重要であることが確認できた。また、第 6 回外相会合の成果として、「運輸・物流地域協力ロードマップ」及び「運輸・物流協力イニシアティブ」を発表するとともに 240 億円規模の ODA 実施を表明し、第 7 回外相会合の成果として、「実践的協力のための優先分野における地域協力行動計画(観光、運輸・物流、農業)」を発表したことは、地域協力の促進につながり、地域の安定に資するものであった。その成果として、近年、中央アジア諸国による首脳協議会合の実現を始め、各国間の往来や協力が活性化し、複数国間の協力案件の実施に向けた動きが出てきている。これらの成果は第 7 回日・中央アジア交流促進会議の場等を通じて関係省庁間でも共有されている。今後、次回第 8 回外相会合に向けた準備を進めるため高級実務者会合(SOM)を開催し、「中央アジア+日本」対話枠組による協力を引き続き拡大・深化させていく必要がある。

この 3 年で専門家会合を 2 回、ビジネス対話を 1 回実施した。中央アジア地域における観光促進に焦点を当て、課題や改善策について、各国観光関係者と日本企業関係者との間で有意義な意見交換が行われ、両者間の関係構築に貢献し、今後の観光分野での発展に道筋をつけることができた。

知的対話(東京対話)に関しては、平成 29 年度は漫画家・森薫氏の協力を得て、漫画や料理を通じて親しみやすい中央アジアを日本国内に紹介し、平成 30 年度は「中央アジアの地域協力と地域安全保障の戦略的展望」をテーマに、中央アジア各国の参加者を交え、地域協力の現状や今後の課題、アフガニスタン情勢や中東情勢が中央アジア地域に及ぼしうる影響等について活発な議論を行い、当該地域・諸国の認知度・魅力度向上に成果を挙げた。また、森薫氏の書き下ろし漫画を配信している外務省ホームページは閲覧数も多く(平成 30 年度外務省ホームページ年間アクセス数ランキング(日本語版)第 88 位、令和 2 年 1 月外務省ホームページ月間アクセス数ランキング 4 位)、大きな広報効果をあげることができた。日本国内における中央アジアの認知度を高めるべく、森薫氏の書き下ろし漫画を活用したツイッターアカウントを平成 31 年 1 月に開設し、幅広く情報発信している(令和 2 年 3 月現在、フォロワー数約 5,500)。引き続き日本と中央アジア諸国の交流の幅を拡大し、日本の対中央アジア外交政策の理解促進を図る必要がある。なお、令和元年度に開催を中止した東京対話については、令和 2 年度の開催に向けて調整を進めている。(平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①2、①3及び①4))

【測定指標 5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数(政務レベル以上)】

平成 29 年度は「中央アジア+日本」対話・第 6 回外相会合が実現したこと等により、年度目標値「10」に対して「32」の実績を上げた(うち外相会談 9 回)。8 か国それぞれのハイレベルとの協議が実現し、経済協力関係の強化への合意、二国間投資協定の正式交渉開始の発表や外交関係樹立 25 周年という節目に、これまでの日本の取組に対する評価等が示された。その後も平成 30 年度は「34」(うち首脳会談 1 回、外相会談 5 回)、令和元年度「42」(うち首脳級会談 6 回、外相会談 4 回)とさらに回数を伸ばすことができた。このような頻繁なハイレベル協議を通じて各国との信頼関係を醸成し、関係強化を推進できたことは重要な成果であった。また、合計 106 回の協議のなかで、共同声明等を 5 件採択するとともに、各国に対し、北朝鮮、国連安保理改革及び法の支配等基本的価値観に関する日本の立場を説明し、日本の外交政策に対する理解を促すことができた。(平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①1))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

ユーラシア大陸の中心にある中央アジアは、アジアと欧州をつなぐ交通の要衝を占め、ロシア、中国、イラン、アフガニスタンなどの重要諸国に隣接する。また、コーカサス地域も、ロシアと中東、欧州とアジアを結ぶ位置におかれ、カスピ海から欧州へと向かうエネルギー資源の輸送回廊として重要な位置を占めている。地政学的に重要なこれらの地域の安定・発展は、国際社会にとっても極めて

重要であり、我が国としては、これら中央アジア・コーカサス諸国の安定し、かつ自立した発展に向けた努力を引き続き支援していく必要がある。

特に、中央アジアの安定は、隣接するアフガニスタンの安定と密接に関連しており、麻薬・テロ・過激主義といった国際社会が直面する喫緊の課題を解決する上でも無視できない要素である。このため、同地域が全体として安定し、経済・社会発展を遂げていくためには域内諸国間の地域協力が不可欠であり、我が国がこれら各国との良好な関係を維持し、地域協力の発展を促していくことは重要である。

また、中央アジア・コーカサス地域は、石油・ガス、レアメタルなど豊富な資源を埋蔵しており、同地域諸国との関係強化のための施策を進めることは、我が国がエネルギー供給源の多角化を目指す上でも有益である。

したがって、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア域内協力を促進するとの施策目標は妥当であり、基本的に今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

令和4年は中央アジア・コーカサス各国との間で外交関係樹立30周年の節目の年であり、このようなモメンタムを通じて、更なる関係強化を図る。

【測定指標】

5-1 各国との対話・交流等の進展 *

要人往来の機会を活用した二国間関係の強化、政務協議の実施等の令和元年度目標は、適切な目標であった。石油・ガス、レアメタルなど豊富な資源を埋蔵する中央アジア・コーカサス地域諸国との関係強化は、引き続き我が国にとって重要である。ハイレベル協議及び要人往来は、各国との関係を強化する上で有効性が高く、これまで同様頻繁な往来を継続し、特に経済分野での協力等、官邸における日・中央アジア交流促進会議なども活用して、平成27年度の安倍総理大臣による中央アジア歴訪のフォローアップを引き続き行う。また、近年エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても経済効率性や環境に配慮したエネルギー転換への関心やエネルギー以外の分野における日本企業の進出、ロシア及び中国への過度の依存を緩和するための選択肢として日本との関係進展への期待が高まっており、経済関係を中心に関係強化を目指していく。

5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *

日本と中央アジア諸国の協力の在り方についての方向性を確認することを目指す令和元年度目標は、適切であった。外相会合や中央アジア諸国からも累次にわたり同対話枠組みの重要性を強調されており、同枠組みにおいて、観光、運輸・物流及び農業分野における実践的協力等への期待が示されている。次回「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合に向けた準備を進めるため高級実務者会合(SOM)や専門家会合等を通じて、「中央アジア+日本」対話の枠組みによる協力を引き続き拡大・深化させていく。

5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数(政務レベル以上)

首脳会談、外相会談のみならず、副大臣や大臣政務官の現地訪問時などに相手国首脳・外相等との会談を行っており、より幅広い層でハイレベルでの会談の機会を多く持つようになっている。これらの会談も外相会談に準じ非常に有益であることから、「首脳会談・外相会談の数」という目標ではなく、「政務レベル以上」の会談数を目標とすることとする。それと同時に、引き続き、「首脳会談・外相会談」の機会は逃さず追求していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

「中央アジア+日本」対話

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe/caj/index.html>)

各国事情

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uzbekistan/bn.html>)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kazakhstan/bn.html>)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kyrgyz/bn.html>)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tajikistan/bn.html>)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/turkmenistan/bn.html>)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/azerbaijan/bn.html>)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/armenia/bn.html>)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/georgia/bn.html>)

・令和元年版外交青書（外交青書 2019）

第2章 第5節 ロシア、中央アジアとコーカサス